

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2020年1月号 | No. 01/2020

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトのお知らせ

PCT Newsletter 2018年7-8月号では、協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトの詳細をお知らせしました。本試行プロジェクトでは、五大特許庁¹は出願人による特定の参加申請に基づいて、全てのIP5の官庁がその国際出願に関して国際調査機関 (ISA) の国際調査報告と見解書に貢献します。各参加庁は初年度 (2018年7月から2019年6月まで) は、主ISAとしておよそ50件の国際出願を処理する予定を立てました。2年目 (2019年7月から2020年6月まで) も同様の件数を予定しています。

参加庁に関するお知らせ

韓国知的所有権庁 (KIPO) および米国特許商標庁 (USPTO)

KIPO および USPTO が 2019年7月1日から、CS&E 試行プロジェクトへの新規国際出願を受理開始した旨は、PCT Newsletter 2019年7-8月号にてお知らせしました。これらの官庁は、すでに運用2年目の主ISAとして当官庁が受理する国際出願の制限件数に到達したことにご留意ください。したがって当官庁は、本試行プロジェクトへの参加申請は受け付けていません。

USPTO の参加に関する情報は、以下の USPTO ウェブサイトに掲載されました。

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/27230c8>

関心のある出願人は、本試行プロジェクトの枠組みにおいて主国際調査の実施をまだ受け付けている他の国際調査機関 (ISA) を通して、本試行プロジェクトへの参加申請を行うことが可能です。ただし、該当する出願の主調査を実施するISAが管轄であることが条件となります。

本CS&E 試行プロジェクトに関する一般的な情報は、次のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/filing/cse.html

¹ 中華人民共和国国家知識産権局、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁および米国特許商標庁。

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラム (ペルーおよび欧州特許庁)

2020 年 1 月 2 日から、公正競争・知的財産保護庁 (ペルー) (INDECOPI) と欧州特許庁 (EPO) 間で、新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。本試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において EPO が作成する、国際調査機関 (ISA) または国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書もしくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) を得た PCT 出願に基づき、INDECOPI に対し国内段階における早期審査の利用が可能になります。このプログラムは国内の成果物に基づく早期審査にもご利用可能です。

上述の PCT-PPH 合意に関する詳細は、以下のリンクをご参照ください。

www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2019/12/a107.html

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページ (www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html) が、この新たな試行プログラムに関する情報を追加して更新されました。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供するように手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得するように国際事務局 (IB) に対して請求することができます。DAS のサービスを活用するには、先の出願が提出された国内/広域官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。

国際事務局

2020 年 1 月 15 日から、DAS 提供庁としての役割における IB は、ハーグ協定に基づく意匠に関する国際出願の認証謄本を DAS の優先権書類として登録するための、出願人からの請求を受け付けます。

詳細は、以下のリンクをご参照ください。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10589

日本国特許庁

日本国特許庁 (JPO) は、2020 年 1 月 1 日から、DAS 電子図書館の範囲を JPO の意匠まで拡張しました。

詳細は、以下のリンクをご参照ください。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10496

DAS 参加庁の一覧は、以下のリンクをご覧ください。

www.wipo.int/das/en/participating_offices.html

PCT 最新情報

BY: ベラルーシ (電話およびファックス番号、電子メールおよびインターネットアドレス)

CR: コスタリカ (手数料)

EP: 欧州特許庁 (手数料)

TN: チュニジア (手数料)

調査手数料および国際調査に関するその他の手数料 (イスラエル特許庁)

予備審査手数料および国際予備審査に関するその他の手数料 (イスラエル特許庁)

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 作業部会の報告書

2019 年 6 月 11 日から 14 日まで開催された第 12 回 PCT 作業部会の報告書 (文書 PCT/WG/12/25) が通信により採択され、同会合の他の文書と共に、下記のリンクから現在閲覧可能です。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=50410

特定の PCT 様式の修正

国際事務局 (IB) が使用する多くの PCT 様式と共に、以下の様式も 2020 年 1 月 1 日付で修正されました。

- PCT/RO/130 および 156
- PCT/ROIB/198 および 199
- PCT/ISA/215 および 220
- PCT/SISA/512

修正は、IB におけるファックスサービスの縮小の決定を受けて、IB のファックス番号が削除されたものです。修正された様式は、以下のリンクからご利用ください。

www.wipo.int/pct/en/forms/index.html

この決定に関する背景情報は、PCT Newsletter 2019 年 11 月号をご参照ください。IB は、PCT 出願人 (および PCT 官庁ならびに機関) は IB との通信に ePCT (<https://pct.wipo.int>) を利用すること、または ePCT が利用できないまれな状況においては、緊急用アップロードサービス (<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/UploadDocument.xhtml>) を利用することを強くお勧めしていることは、以前お知らせしました。ファックス送信が不可欠であると見なされる緊急時や例外的な場合には、PCT ウェブサイト (www.wipo.int/pct/ja/index.html ページ下の“お問い合わせ先”をご参照ください) にある番号で IB にファックスを送信可能です。

PCT インフォメーションサービス: 韓国語およびアラビア語によるお知らせ

お問い合わせの詳細や受付時間を含む PCT インフォメーションサービスについてのお知らせが、中国語、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語およびスペイン語に加えて、アラビア語および韓国語でも閲覧可能になりました。以下のリンクからご利用ください。

www.wipo.int/pct/ar/infoline.html

www.wipo.int/pct/ko/infoline.html

韓国語による PCT に関する FAQ: PCT 条約第 19 条および第 34 条に基づく補正の提出に関する手引

PCT 条約第 19 条および第 34 条に基づく補正の提出方法に関するよくある質問が、英語および仏語に加えて、以下のリンクから、韓国語でもご利用可能になりました。

www.wipo.int/pct/ko/faqs/amendments_19_and_34.html

実務アドバイス

代理人が選任されず、出願人が一人以上いる場合における署名、また共通の代表者の選任

Q: 当方は他の出願人と共に国際出願を提出する予定です。経済的な理由で、現在のところ代理人のサービスを利用することは考えておらず、出願の提出に必要なすべての手続は自分たちで行うことを希望しています。これは可能でしょうか？もし可能であるならば、出願に関するすべての書類に私たち両者が署名する必要があるのでしょうか？または私たちの一人が他の出願人の代わりに署名することは可能なのでしょうか？

A: 多くの場合、受理官庁は代理人の選任を要求しませんが、出願人が国際出願が提出される国の居住者ではない場合にのみ、代理人の選任を求めます。しかしながら、官庁のいくつかはすべての場合において代理人の選任を要求することがあるため、この点は出願前にご確認ください。当情報が国際事務局に提供されている場合には、代理人の選任に関する各受理官庁の要件は、PCT 出願人の手引 (<https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html>) の付属書 C (関連する各官庁) の末尾あたりに記載されています。ePCT を利用して出願を作成する場合で、選択した受理官庁は代理人の選任を要求しているが、代理人がまだ追加されていないときには、ePCT 出願ソフトウェアから確認のメッセージが送信されます。

今月の実務アドバイスでは、あなたが国際出願を提出予定である管轄受理官庁では、代理人の選任は不要であるものと仮定します。代理人の選任なく、受理官庁に対して出願することが許容されているとしても、特許出願、特に PCT 出願の提出、また特許の請求の範囲の準備に経験のある弁理士の知見や専門知識から利益を受けることは、非常に賢明であるでしょう。権利喪失の可能性を回避するためにも、代理人から支援を求めることを強くお勧めします。ePCT のような電子出願システムを利用して国際出願を提出したり管理する場合の救済措置は多くありますが、PCT の手続は経験のないユーザにとってはかなり複雑になり得ます。国際出願日の付与後は、新しい事項の追加のような、出願への特定の修正はできない点を念頭に置いておくべきです。これは出願時に、出願があなたの発明を適切に開示するために必要な情報をすべて含んでいるよう、確実にすることが必要なことを意味します。また弁理士は発明の特異性を考慮して、あなたに戦略的なアドバイスも提供することができるでしょう。

さらに、関心のある国における国内段階移行に関して、多くの指定（または選択）官庁は、いずれの場合でも、関連する国において業として手続をとる代理人の選任を要求している点にご留意ください。また、いずれにせよ、国内段階の手続は適用する国内法令の十分な知識が必要となります。代理人の選任に関する国内段階要件の詳細は、PCT 出願人の手引の国内編（概要）から、保護を求める各国に関する情報をご参照ください。

国際段階において代理人の選任なく出願を進める決定をした場合には、（共通の代表者として行動する者は PCT 締約国の国民であり、および/または居住者であることを条件として）あなたもしくは共同出願人が共通の代表者として行動することができ、国際段階の期間中は他の出願人の代わりにすべての必要な手続を行うことができます。共通の代表者は、望ましくは願書様式の第 IV 欄に記載されるか、または ePCT 出願を利用して電子的に出願する場合には、“Agent/Common representative/Address for correspondence（代理人/共通の代表者/通知のためのあて名）”を追加するボタンをクリックしてから、関連する情報を入力してください。願書様式に代理人または共通の代表者の記載がない場合には、二者のうちの一者が共通の代表者とみなされることにご留意ください。PCT 規則 90.2(b) に従い、共通の代表者と“みなされる”のは、PCT 規則 19.1 に基づき、選択された受理官庁に国際出願をする資格を有する出願人のうち願書に最初に氏名が記載された出願人となります。

あなたが共通の代表者として行動する場合には、他の出願人は以下を行うことで、あなたを共通の代表者として選任することができます。

- 共通の代表者としてあなたの氏名が明確に記載されている願書に署名すること（またはあなたが受理官庁に国際出願をする資格を有していることを前提として、あなたが願書様式に最初に氏名が記載された出願人であること）、または
- あなたを共通の代表者として選任する、個別のもしくは包括委任状（これらの様式は www.wipo.int/pct/en/forms/pa/index.htm からご利用可能）に署名し受理官庁に提出すること

正式に選任された共通の代表者は、“みなされた”共通の代表者とは対照的に、共同出願人の代わりに国際出願に関する全ての行為を実行することができます。その行為には、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の要請の提出、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正書、国際予備審査請求の提出、ならびに国際出願、指定、優先権主張、国際予備審査請求または選択の取下げを含みます。

あなたが願書に署名し他の出願人は署名していない場合に、あなたを共通の代表者として選任する委任状が他の出願人により提出されていなくても、（願書にあなたが共通の代表者として記載されているか、または共通の代表者として“みなされている”いずれの場合も、）願書様式の署名の欠如は、欠陥とはみなされません。これは、PCT 規則 26.2 の 2 が、国際出願が少なくとも一人の出願人により署名されているときは十分であると規定しているためです。共通の代表者としてみなされるあなたが国際出願に関して行う多くの手続は、出願人両者による行為として効力を有します。しかしながら、共同出願人の署名がなければ、あなたは、国際出願、指定、優先権主張、国際予備審査請求または選択の取下げを行う権限はありません（PCT 規則 90 の 2.5）。これは通告が、他の出願人を代理する正式に選任された代理人が署名するか、もしくは正式に選任された共通の代表者またはその代理人により署名されていない限り、取下げの通告にはすべての出願人の署名を必要とするためです。

国際出願の提出前には、国際出願の提出、保護を希望するいくつかの国への国内段階移行、また特許権が付与された場合の特許の管理、これらすべてに係る費用を十分に心得ておくべきです。これらの費用は、PCT 出願人の手引の個々の附属書に掲載されています。

共通の代表者の詳細は、PCT 出願人の手引 – 国際段階の 11.005 から 11.007 項および 11.10 から 11.14 項をご参照ください。

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2020年2月号 | No. 02/2020

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

国際機関会合 (MIA)

第 27 回 PCT 国際機関会合 (MIA: Meeting of International Authorities) は、2020 年 2 月 6 日から 7 日までカナダのガティノーで開催されました。議長による要約と作業文書は、以下の WIPO ウェブサイトからご覧ください。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=55009

以下のトピックスが議論されました。

- 品質サブグループ会合の結果；2020 年 7 月 1 日に発効予定の PCT 国際調査および予備審査ガイドラインの次回更新版に、修正された発明の単一性の事例を加える旨の合意。品質管理に関するさらなる作業の勧告。詳細は、議長による要約 (文書 PCT/MIA/27/16 のアネックス II) をご参照ください。
- 欧州特許庁が主導する PCT 最小限資料タスクフォースの現状報告 (文書 PCT/MIA/27/11 および 12)；本会合では、特許文献コレクションおよび非特許文献を PCT 最小限資料に含めるための基準や標準を作成するための追加的な会合を開催する勧告をしました。
- PCT 手続の国際段階と国内段階の連携促進を目的とした、日本国特許庁による PCT 国際調査および予備審査ガイドラインの修正提案 (文書 PCT/MIA/27/10)。
- 試行プロジェクトに関する報告；指定官庁としての英国知的所有権庁が、国際調査機関 (ISA) としてのカナダ知的所有権庁、IP オーストラリアおよびシンガポール知的所有権庁が作成した国際調査報告への意見を提供しました (文書 PCT/MIA/27/3)。
- WIPO の手数料送金サービスに関する報告；調査手数料が国際事務局 (IB) を介して ISA に送金される場合に、官庁と IB 間での差額の送金を“ネットティングシステム”で行う可能性について報告しました (文書 PCT/MIA/27/7)。
- ヌクレオチドおよびアミノ酸の配列リストの提出に関する WIPO 標準 ST.25 から XML 形式の WIPO 標準 ST.26 への移行、ならびに PCT における ST.26 の実施について (文書 PCT/MIA/27/8 および 9)。

- 2018 年 7 月に開始された五大特許庁 (IP5 Offices) 間の協働調査および審査 (CS&E) 第 3 次試行プロジェクトの運用フェーズ；2020 年 7 月 1 日より新規出願は受理されず、当機関は本試行プロジェクトの一部であった国内段階における事例の成果を含めて本試行プロジェクトの評価を開始します (文書 PCT/MIA/27/13)。
- 補充国際調査制度；2020 年 9 月の会合にて PCT 総会でレビューの予定。(文書 PCT/MIA/27/5)。
- 米国特許商標庁による提案；国際出願の図面における方式上の欠陥に関する処理の改善の提案 (文書 PCT/MIA/27/14)。
- シンガポール知的所有権庁による提案；国際予備審査報告の附属書類を別個の書類として IB へ送付する提案 (文書 PCT/MIA/27/4)。
- 中華人民共和国国家知識産権局による提案；審査官、出願人および第三者を含め、国際調査報告および見解書の提供者やユーザを対象としたアンケートにより意見を求めることによって、当成果物の品質を向上させる提案 (文書 PCT/MIA/27/15)。
- インド特許庁による提案；国際機関が、すべての PCT 締約国の受理官庁に出願された国際出願に関して、管轄 ISA および管轄国際予備審査機関として行動する準備のある旨を宣言するよう奨励し、かつ受理官庁が、当官庁に提出された国際出願に関する調査および国際予備審査を、宣言をしたすべての機関が管轄する旨を特定するよう奨励する提案 (文書 PCT/MIA/27/6)。

会合に出席した機関は、出願人、受理官庁、国際機関や第三者が利用するために IB が提供しているさまざまな電子サービスにおける最近の進展に関して謝意を示しました (文書 PCT/MIA/27/2)。

また出席機関は、出願プロセスのさまざまな段階において、XML 形式で生成され電子交換されるより多くの情報のダイレクトインポートを可能にし、より高い効率性と自動化が実現できるよう PCT オンラインサービスを改善するために IB が特定した優先事項について合意しました。また出席機関は、サービス改善のためにシステムや技術標準の開発における、PCT に基づくさまざまな役割における IB および官庁間のさらなる調整の必要性にも合意しました。

国際出願の電子出願および処理

ウガンダ登録サービス局 (URSB) による電子形式での国際出願の受理および処理の開始

受理官庁としてのウガンダ登録サービス局 (URSB) は 2020 年 4 月 15 日から、電子形式での国際出願の受理および処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。

当官庁は、ePCT 出願を利用した電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

また電子形式による国際出願の提出に関する当官庁の要件および運用を含む通知は、2020 年 2 月 13 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンクからご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引、附属書 C (UG) が更新されました。)

EPO: PCT 調査手数料および予備審査手数料における 75% 減額に対する資格条件の変更

欧州特許機構の管理理事会は、2019 年 12 月 12 日に、特定国の国民により提出される国際出願に適用される国際調査手数料および予備審査手数料の減額に関する決定を行いました。この決定は、EPO 官報

2008 年 10 月号に掲載された 2008 年 10 月 21 日の決定に取って代わります (PCT Newsletter 2008 年 12 月号 7 ページもご参照ください)。

この決定により、2020 年 4 月 1 日から、欧州特許庁 (EPO) に支払う、調査手数料および予備審査手数料における 75%減額の条件が変更になります。手数料減額の利益を受ける国民および/または居住者の国の新しい分類の形式は、以下の (b) に記載されています。また 75%減額は、補充調査手数料にも適用されます。

2020 年 4 月 1 日から、以下に記述する出願人により、国際出願、補充国際調査請求または国際予備審査請求が提出される場合には、上述の手数料は 75%減額されます。

(a) 欧州特許条約の締約国ではない国の国民または居住者である自然人、また出願日もしくは補充調査手数料または予備審査手数料の支払日に、当該国が世界銀行により低所得もしくは低所得経済¹に格付けされている。または

(b) PCT 規則 18 の規定内において、欧州特許を国内特許として認証することに関する欧州特許機構との合意が発効している国²の国民および居住者である自然人または法人。

出願人が複数いる場合には、それぞれがこれらの基準の一つを満たす必要があります。

調査手数料の減額は、2020 年 4 月 1 日以降に提出されるすべての国際出願に適用されます。補充調査手数料または予備審査手数料の減額は、2020 年 4 月 1 日以降になされる支払いに適用されます。

詳細は、EPO 官報 2020 年 1 月号を、以下のリンクからご参照ください。

www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/01/a4.html

(PCT 出願人の手引、附属書 D (EP)、SISA (EP) および E (EP) が更新されました。)

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供するように手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。DAS のサービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。

ノルウェー工業所有権庁

ノルウェー工業所有権庁 (NIPO) は、2020 年 1 月 1 日から、DAS 提供庁および取得庁としての運用を開始した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

¹ 現在基準を満たしている国は、以下になります (太文字は PCT 締約国です)。

アフガニスタン、アンゴラ、バングラデッシュ、ベニン、ブータン、ボリビア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール、朝鮮民主主義人民共和国、コンゴ民主共和国、ジブチ、エジプト、エルサルバドル、エリトリア、エスワティニ、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、ホンジュラス、インド、インドネシア、ケニア、キリバス、キルギスタン、ラオス人民民主共和国、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、ミクロネシア (連邦)、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、モルドバ共和国、ルワンダ、サオトメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、南スーダン、スーダン、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、東ティモール、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、ウクライナ、タンザニア連合共和国、ウズベキスタン、バヌアツ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ。

² 欧州特許の認証に関する欧州特許機構との合意が発効している国は、カンボジア、モロッコ、モルドバ共和国およびチュニジアです。

詳細を含む、該当する DAS の通知は、以下のリンクをご参照ください。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=11037

英国: 欧州連合からの離脱を受けての欧州特許機構における UK の加盟国としての地位に関するお知らせ

2020 年 1 月 31 日付の欧州連合 (EU) からの英国 (UK) の離脱を考慮して、欧州特許機構における英国の加盟国としての地位ならびに EPO における UK の職業代理人および弁護士の地位について、欧州特許庁 (EPO) は、以下の情報を公表しました。

欧州特許機構における UK の加盟国としての地位

EU からの UK の離脱については、欧州特許機構は、欧州特許条約 (EPC) に基づき 38 締約国で設立された EU から独立した国際機関であるため、当機構における UK の地位に影響はありません。同様に、EPC または PCT に基づく手続にも影響はありません。そのため、願書様式 (様式 PCT/RO/101) における EP 指定は、継続して GB 指定を含みます。また、UK の国民および/または居住者である出願人は、受理官庁としての EPO (英国知的所有権庁³および国際事務局に加えて) に対して国際出願を提出する資格を保持します。

UK の職業代理人および弁護士の地位

EPO に対して手続を代理する規則においても、EU からの UK の離脱による影響はありません。

特に、EPC 第 134 条(2) に従い、EPO における職業代理人名簿に氏名が掲載されている UK の欧州特許弁理士は、EPO に対する手続においてクライアントを代理する完全な資格を保持します。その手続には口頭審理が含まれ、EPC が定める審理が行われる国、つまりドイツまたはオランダの両国において就労許可は不要です。また、UK の離脱は、EPO における職業代理人名簿に UK の申請者を氏名登録するための将来の請求においても、何の影響もありません。同様に、UK において資格を与えられかつ UK に事務所を有する弁護士も、法廷弁護士および事務弁護士のように特許案件の分野で職業代理人として行動する資格を有し、EPO における手続において関係者を代理することが可能です (EPC 第 134 条(8))。

さらに、UK の職業代理人は、EPC 第 134 条(6) に従い、EPC に規定する手続が行われる何れかの EPC 締約国に事務所を設立する権利を保持します。しかし、例えばビザ要件に関する規定のように、EU 加盟国の領域への入国および居住を規定する法令が適用される点にご留意ください。

詳細は、2020 年 1 月 29 日付の欧州特許庁による通知をご参照ください。当通知は、EPO 官報 2 月号に掲載されます。非公式な通知は、以下のリンクから閲覧可能です。

www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal.html

アイルランド: 国内特許出願としての PCT 出願の取扱いに関する新法令

アイルランド知的所有権庁は、2019 年 12 月 2 日から新しい法令が発効した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。当法令は、アイルランドを指定する国際出願の出願人が、特定の条件下で、1992 年特許法の第 II 部に基づくアイルランド特許出願として取り扱われることを請求できるよう制定されました。条件は、アイルランドを指定する国際出願が以下の状況であることです。

³ 知的所有権庁とは、当特許庁の運用上の名称です。

- PCT に基づく国際出願日が拒否された場合。または
- 取り下げられた、もしくは取り下げられたとみなされた場合。または
- アイルランドを指定している欧州特許のための出願としてみなされなくなった場合。

PCT 出願日が認められなかった場合には、出願人は最初に当出願の出願日をコントローラーに請求する必要があります。そのような請求は、国際出願の取下げ日から 3 ヶ月以内、または当出願が取り下げられたもしくは取り下げられたとみなされた旨の IB または受理官庁による通知日から 3 ヶ月以内のいずれかに該当する場合であって、かつ国際出願の出願日からもしくは優先日から 31 ヶ月以内のいずれか早い方に行われなければなりません。請求には、出願人の氏名と住所が記載され、以下の提出が必要となります。

- 提出された国際出願の写し
- 出願日の認定を請求している場合には、その請求理由の陳述書
- 書類、情報もしくは証拠であって、その陳述書を証明するか、または正式に提出された PCT 出願の取下げもしくは取り下げられたとみなされたことを証明するもの
- 該当する場合には、所定の手数料

上述にかかわらず、出願人が、並行する PCT 欧州域内ルートによってアイルランドを指定している欧州特許権が最終的に取得できた場合には、そのような特許権は付与された時点で、この新しいルートにより付与されたアイルランドの特許権としての地位を得ます。

詳細は、Copyright and Other Intellectual Property Law Provisions Act 2019 (著作権およびその他の知的財産権法 2019) の第 127A 号に基づく法令、および Patents (Amendment) Rules 2019 (特許 (修正) 規則 2019) の規則 87A の S.I 589/2019 を、それぞれ以下のリンクからご参照ください。

www.irishstatutebook.ie/eli/2019/act/19/enacted/en/pdf

www.ipoi.gov.ie/en/law-practice/legislation/patents-and-spcs/rules-regulations/s-i-no-589-of-2019.pdf

PCT 最新情報

AZ: アゼルバイジャン (手数料)

CR: コスタリカ (手数料減額)

EP: 欧州特許庁 (手数料)

ID: インドネシア (通信手段、手数料)

IT: イタリア (微生物およびその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

KG: キルギスタン (手数料)

MA: モロッコ (手数料)

NL: オランダ (ファックス番号)

RO: ルーマニア (手数料)

SA: サウジアラビア (官庁の名称、所在地とあて名、電話とファックス番号、電子メールとインターネットアドレス)

TN: チュニジア (手数料の適用日 – 修正)

UG: ウガンダ (電子出願)

調査手数料 (欧州特許庁、イスラエル特許庁、米国特許商標庁)

補充調査手数料 (欧州特許庁)

予備審査手数料 (欧州特許庁)

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 締約国における PCT を介して請求可能な保護の種類

PCT ウェブサイト上の表形式を調和させるために、これまで PDF 形式で利用できた上述の表が HTML 形式で作成され、よりユーザフレンドリーな形で提供されました。なお当該表は、2020 年 1 月 2 日付で更新されました。新しいリンクの英語版は、以下をご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/texts/typesprotection.html

PCT 出願人の手引 (英語、仏語およびロシア語版)

PCT 国際段階の詳細情報を提供する、PCT 出願人の手引の“国際段階の概要”の英語、仏語およびロシア語版が、2020 年 1 月 13 日付で更新されました。それぞれ以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/en/guide/index.html

www.wipo.int/pct/fr/guide/index.html

www.wipo.int/pct/ru/guide/index.html

スペイン語版の更新は、準備中です。

韓国語でご利用可能な関連資料の追加

2020 年 1 月 31 日に配信された、PCT の最新動向および 2020 年の変更事項に関する韓国語によるプレゼンテーション資料と録音されたウェビナーが、以下のリンクからご利用可能になりました。

www.wipo.int/pct/ko/seminar/webinars/index.html

実務アドバイスコレクションの日本語版

PCT Newsletter の実務アドバイスを 2007 年 1 月から 2019 年 12 月まで収録したコレクションが、以下のリンクからご利用可能になりました。

www.wipo.int/pct/ja/newslett/practical_advice/pa_2007_2019.pdf

このコレクションは左側が実務アドバイスの英語版で、右側が日本語の対訳で構成されています。

PATENTSCOPE のお知らせ

PCT パテントファミリー

PATENTSCOPE にて、PCT 出願に関するパテントファミリーの関連情報が検索可能になりました。“条件の絞込み (Refine Options)” にある新しいオプションからファミリーメンバーにアクセスでき、検索中の文献に“PCT ファミリー”の表示がされます。

PATENTSCOPE で利用可能な 270 万件以上の個々の PCT パテントファミリーには、それぞれ以下が含まれます。

- PCT 出願 (主にファミリーを代表する出願と考えられる)
- PCT 出願を先の出願として特定している国内出願
- 国内段階移行情報
- PCT 出願の優先権基礎出願 (基礎出願が唯一かつ最初に公開されたものである場合)

新しく検索可能な CPC 分野

PATENTSCOPE に検索可能な CPC (Cooperative Patent Classification⁴) 検索フィールドが新しく追加されました。PATENTSCOPE は現在、4 千万件以上の個別の出願に該当する 2 億以上の CPC 分類項目を収録しており、PCT 出願の 99% が CPC により分類されています。

日本の国内コレクション

日本の国内コレクションが、1964 年からのデータ (以前は 1993 年から発行されたデータを保有) を追加して拡張されました。PATENTSCOPE 検索システムにて、以下のリンクからご利用可能です。

<https://patentscope.wipo.int/search/ja/advancedSearch.jsf>

さらに、以前みられた、グレゴリオ暦と日本暦による年度表記の違いによって出願番号から出願を識別する際の不明確さがなくなり、出願番号および公開番号が統一されました。

検索結果における改善

アラビア語、ブルガリア語、デンマーク語、エストニア語、独語、ギリシャ語、インドネシア語、イタリア語、ルーマニア語、スペイン語、スウェーデン語を含む多くの言語の語幹処理 (stemming) が改善されたため、より関連性のある検索結果が得られるようになります。語幹処理では、キーワードの語幹形式を使用することで同じ語幹の単語を見つけることができます。例えば、キーワード“electrical”で検索すると、“electricity”、“electric”等を含む文献を探し出します。

これらの新機能はウェビナーで説明されており、その録音は以下のリンクからご利用可能です。

www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=312&items=20

⁴ 欧州特許庁と米国特許商標庁が共同で開発した特許分類です。

WIPO の新しいデジタル IP サービスについてのアンケート

WIPO が今年の後半に新しいデジタル IP サービスを開始するにあたり、皆様のニーズをより効率的に満たすため、皆様からのご意見をお待ちしております。

新しいサービスは、発明者やクリエイター、個人や企業の、価値あるデジタル IP 資産の管理における追加的な保護を提供します。PCT 出願、ならびに（マドリッド制度に基づく）商標出願または（ハーグ制度に基づく）意匠出願に関する既存の IP 戦略を補完するものになるでしょう。

この準備段階のアンケートは、英語版だけですが、お時間は 10 分程度要するのみです。アンケートでは、あなたの地域で提供されている IP サービス機能について、当サービスの主な特徴やマーケティング分野に関するご意見をお聞かせください。

アンケートに参加することで、この新しいサービスの具現化に役立つ機会になります。皆様のご意見は非常に貴重です。アンケートのご参加にあらかじめ感謝いたします。

アンケートは、以下のリンクからご利用ください。

<https://surveys.ipsosinteractive.com/surveys/?pid=S20001884&Qsource=1&id=>

実務アドバイス

“相当な注意” 基準に基づく優先権の回復のための要件の充足

Q: やむを得ぬ理由により、12 カ月の優先期間を徒過してしまい、当期間が経過した 2 日後になってようやく出願できました。当方が国内段階移行を予定している指定官庁は、優先権の回復には、状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず優先期間の徒過が生じたものであることを要求しています。基準を点検する受理官庁が、相当な注意の基準に関して肯定的な認定を行う可能性を最大限に高めるためには、何を提出すべきなのか知りたいです。また、相当な注意が払われたとみなされる状況の事例をいくつか教えてくださいませんか？

A: 優先権の回復請求の方法に関する詳細は、PCT Newsletter 2015 年 9 月号の実務アドバイスに掲載されています。以下のリンクから、ご参照ください。

www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2015/newslett_2015.pdf#page=66

願書様式 (PCT/RO/101) の第 VI 欄、または PCT 規則 26 の 2.3(e)⁵ に基づき適用される期間内に提出される受理官庁あての書簡のいずれかにより、優先権の回復請求を提供します。それに加えて、優先期間を徒過した理由を説明する“理由の陳述”も、同一期間内に提出する必要があります (PCT 規則 26 の 2.3(b)(ii))。理由の陳述は、回復基準として満たされるよう求めている基準が考慮され、望ましくは陳述を裏付ける申立てもしくはその他の証拠が添付されているべきです (PCT 規則 26 の 2.3(b)(iii))。

“相当な注意”の基準を満たすためには (比較的厳しくない“故意ではない”基準が通常は単なる申告で十分であるのとは対照的に)、陳述において、出願の遅滞が生じた事実および状況の詳細を、国際出願の適時な提出のために取られた是正措置または代替措置とともに記載する必要があります。一般に、PCT 規則 26 の 2.3(a)(i) の意味における“相当な注意”を払ったという基準は、合理的に注意深く行動する出願人であれば取ったであろうあらゆる手段を出願人がとっていた場合にのみ満たされます。

⁵ 国際公開の技術的な準備の完了する前に早期の国際公開が請求されていない限りは、PCT 規則 26 の 2.3(e) に基づく期間は、優先期間の満了から 2 カ月です。

当該出願人が、合理的に注意深く行動する者が取るであろう“相当な注意”を払ったかどうかを決定するにあたって、受理官庁は個別の案件に応じた事実および状況を考慮します。一般に、国際出願を提出する期間を遵守するため出願人があらゆる予防策を講じてきたことを証明するだけでは十分ではありません。むしろ、出願人は問題となっている当該出願に関し、あらゆる“相当な注意”を払ったことを示さなければなりません。受理官庁は、優先期間の満了までの国際出願の提出に関する出願人の具体的な行為について、事実に基づく分析を行います。

出願人が代理人によって代理される場合、出願人および代理人の両者が、当基準を満たすための“相当な注意”を払ったことを示さなければなりません。出願人に関する限りは、通常の状態においては、資格のある代理人を選任することで一般に“相当な注意”の基準を満たしていると考えられます。

各受理官庁は、個々の事情に応じた分析を行う一方、受理官庁が“相当な注意”基準が満たされていると認定する場合の事例が、PCT 受理官庁ガイドライン (www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ro.pdf) に記載されています。ガイドラインにある事例は、あなたのケースにおいて理由の陳述がどの程度詳細であり、(必要な場合は) どのような証拠が陳述の裏付けとして提出されるべきなのかを、あなたに教えてくれます。

例えば、優先期間の徒過が、特定の管理業務の遂行を委ねられていた代理人または出願人の事務職員(アシスタントやパラリーガルのような専門家ではない者) による人為的過誤であった場合の事例を紹介します。

“出願人または代理人は、事務職員に特定の管理業務を委ねるが、注意深く行動する出願人または代理人は、経験豊富で適切に訓練を受けて監督されている従業員を慎重に人選し、訓練および業務の監視を行っている。国際出願の記録管理、監視、準備または提出に関するアシスタントの人為的過誤は、出願人または代理人が、当該アシスタントの管理において“相当な注意”が払われており、当該事例において優先期間内に提出できなかったことが単独の人為的過誤であったことを示すことができれば、当該出願人または代理人に帰せられることはない。当該出願人または代理人は、通常、当該アシスタントがその特定の業務を任されていた年数、当該アシスタントに与えられていた研修および管理の程度、ならびに当該アシスタントがそれまで全ての責務を勤勉に実施してきたか否かを理由書において説明すべきである。” [PCT 受理官庁ガイドライン、166 M(f) 項]

優先期間の徒過に関するよくある理由の事例はさらに、以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/en/texts/ro/ro166a_166t.html#_166m

個人の発明者または中小企業は同程度の基準が求められませんが、すべての出願人もしくは代理人は、当該分野におけるベストプラクティスに相当する効率的で信頼性のあるリマインダー機能、監理およびバックアップシステムを構築することが求められる点にご留意ください。

出願人の提出する理由の陳述や証拠が、関連する基準が満たされているかどうかの決定に十分でないと受理官庁が判断する場合には、当受理官庁は、回復請求を拒否する前に、出願人に優先権の回復を拒否する意向を知らせます。そして、様式 PCT/RO/158 (Notification of Intended Refusal of Request to Restore Right of Priority and/or Invitation to Furnish Declaration or Other Evidence (優先権の回復請求を拒否する用意がある旨の通知および/または申立てその他の証拠の提出命令)) の発行により設定した(追加の) 期間内に意見、証拠もしくは申立てを提出する機会を出願人に与えます。適用される期間が経過した後、当官庁は受け取った返答に基づき、該当する基準が満たされているか否かに関する決定を行い、様式 PCT/RO/159 (Notification of Decision on Request to Restore Priority (優先権の回復請求についての決定通知)) の発行により出願人に通知します。

理由の陳述が十分でない場合には、上述のように補完は可能です。しかしながら、PCT 規則 26 の 2.3(e) に記載される期間内に、理由の陳述が全く提出されなかった場合には、通常、受理官庁は理由の陳述の欠如による拒否と記載して、優先権の回復請求を拒否する点にご留意ください。

回復請求に関する証拠として受理官庁に提出された機密書類が IB により公開される可能性が懸念される場合には、受理官庁は出願人による理由を示した請求により、または当受理官庁の決定に基づき、該当する情報が機密であるとみなされることがあります。その場合には、そのような証拠は IB に送付されず、当該情報は結果として公衆に利用可能にはされません (PCT 規則 26 の 2.3(h) の 2))。当規則に該当する情報の例には、国際出願提出の遅滞に関わった個人の情報が含まれます。例えば、パラリーガルの氏名、または病気の性質を記載した診断書です。受理官庁による回復請求の決定にそのような機密情報は不要であるため、すでに最初の時点で書類から削除することも可能です。

どの官庁が回復請求を受理しているか、および (一つの基準のみ適用している場合は) どちらの基準を当官庁が適用しているかに関する情報、ならびにそのような請求を行う場合に当官庁に支払う手数料に関する情報は、以下のリンクにある表をご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html

指定官庁がそのような請求を受理し、関連する基準を適用する範囲で、出願人は国内段階において優先権の回復請求 (PCT 規則 49 の 3.2) を行うことも可能である点にご留意ください。そのような請求は、PCT 第 22 条に基づき適用される期間から 1 ヶ月以内に、関連する各指定官庁に対して提出される必要があります。詳細は、上述したリンクにある優先権の回復に関する表に掲載されています。

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2020年3月号 | No. 03/2020

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

COVID-19 パンデミック : 国際事務局 (IB) ならびに受理官庁としての 国際事務局 (RO/IB) は、PCT 出願の受理および処理の目的で運営を継続

2020年3月17日より、WIPO では大部分のスタッフに対してリモートワークを導入し、一部の必要不可欠なスタッフのみ WIPO 施設内で勤務しています。その結果、現時点では、国際事務局 (IB) ならびに受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) は、PCT 出願の受理および処理の目的で運営を継続しています。詳細は、以下のリンクから、プレスリリース PR/847/2020 (英語) をご参照ください。

www.wipo.int/pressroom/en/articles/2020/article_0004.html

もし、まだ行っていない場合は、あなたが PCT 関連手続きを行っている他の官庁において Covid-19 に関する通知が発行されていないか確認することをお勧めします。

さらに、今月号の PCT ニュースレター「実務アドバイス」を参照し、PCT の官庁が例外的に閉鎖されたり、出願人または代理人の企業/事務所が一時的に閉鎖を余儀なくされたりしたことによって、期限に間に合わなかった場合に適用される可能性のある救済措置に関する情報についてご確認ください。

国際出願の電子出願および処理

官庁による PCT-SAFE 出願の受理停止

(CEPCT を利用して提出される国際出願の受理をすでに開始している) 中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) は 2020年3月1日から、PCT-SAFE を利用した電子形式による国際出願の受理を停止する旨を、国際事務局 (IB) に通知しました。

(PCT 出願人の手引、附属書 C (CN) が更新されました。)

PCT 最新情報

AU: オーストラリア (国内段階移行の特別な要件)

EP: 欧州特許庁 (手数料)

GB: 英国 (所在地とあて名、代理人に関する要件)

IS: アイスランド (手数料)

MA: モロッコ (手数料)

NZ: ニュージーランド (国内段階移行の特別な要件)

SA: サウジアラビア (電話番号)

ZA: 南アフリカ (手数料)

調査手数料および国際調査に関する手数料 (欧州特許庁、国立工業所有権機関 (ブラジル))

補充国際調査に関する手数料 (欧州特許庁)

国際予備審査に関する手数料 (欧州特許庁)

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 出願人の手引 (スペイン語版)

PCT ニュースレター 2020 年 2 月号に掲載されたお知らせに加えて、PCT 国際段階の詳細情報を提供する、PCT 出願人の手引の“国際段階の概要”のスペイン語版が更新され、ご利用可能になりました。以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/es/guide/index.html

品質報告書

国際調査機関および予備審査機関は、国際機関としての業務を遂行する上での品質管理に関する年次報告書を作成しています¹。2019 年の報告書は、以下のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html

2019 年 PCT 年次報告—エグゼクティブ・サマリー

2019 年 PCT 年次報告のエグゼクティブ・サマリーでは、PCT の利用における主なトレンドおよび本報告で公表されている統計の要約を紹介しており、全 10 公開言語 (アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語およびスペイン語) でご利用可能になりました。以下のリンクから、ご覧ください。

www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4430

英語以外の言語でご利用の場合は、上記ページ右側から言語を選択してください。

世界知的所有権の日 2020 年 4 月 26 日: 環境に優しい未来のために革新する

2020 年世界知的所有権の日キャンペーンでは、イノベーション、そして、それをサポートする知的所有 (IP) 権 を環境に優しい未来を創造する取り組みの中心に据えています。

世界知的所有権の日に関する詳細は、以下のリンクから、WIPO ウェブサイトをご覧ください。

www.wipo.int/ip-outreach/ja/ipday/index.html

¹ PCT 国際調査および予備審査ガイドラインの 21.26 項および 21.27 項に従って作成される。

あなたの開発した発明が、画期的かつ環境に優しいイノベーションであると思われる場合には、WorldIPDay@wipo.int まで電子メールにて詳細をお知らせください。ただし、すでに保護されている発明に限ります。

グリーンな未来への道を開くためにイノベーションと知的財産権が果たす役割について共に探究しましょう。

WIPO 加盟国は 2000 年に、知的財産の一般的な理解を深める目的で、1970 年に WIPO 条約が施行された日である 4 月 26 日を、世界知的所有権の日 (World IP Day) に指定しました。それ以来この日は、知的財産権がイノベーションと創造性を奨励するために果たす役割を、世界の人々と共に学び、参加する貴重な機会を毎年提供しています。

実務アドバイス

予期せぬ事態により PCT に基づく期間を徒過した場合に適用される可能性のある救済措置

Q: 当方は、法律事務所で勤務している弁理士です。係属中の PCT 出願と、近い将来提出を予定している出願が複数件あります。現在大流行している新型コロナウイルス (COVID-19) の影響を心配しており、以下の状況により所定の PCT 期限を徒過した場合に、継続中の PCT 出願およびこれから提出される出願がどうなるのか懸念しています。

- 手続きをする必要がある PCT 官庁が一時的に閉鎖された場合、または
- 当方の事務所が一時的な閉鎖を余儀なくされた場合

上述の状況により遅滞が生じる場合に、どのような救済措置が適用される可能性があるのか説明していただけますか？

A: 今月号の実務アドバイスでは、上述の状況をそれぞれ見ていき、その状況において適用される可能性のある救済措置を提案していきます。

特定の手続きをする必要がある受理官庁または他の PCT 機関、もしくは国際事務局が閉鎖された場合

PCT 規則 80.5(i): 受理官庁 (RO) として行動している国内官庁もしくは政府間機関、国際調査機関 (ISA)、補充調査に指定された機関 (SISA)、国際予備審査機関 (IPEA)、国際事務局 (IB) または指定/選択官庁 (DO/EO) が、特定の日において公務の執行の目的で公衆に対して開庁していない場合には、その日に満了するすべての PCT の期限 (PCT 第 22 条および第 39 条で定める国内段階移行のための期限を含む) は、PCT 規則 80.5(i) に基づき、それに続き次に当該官庁または機関が開庁する日まで延長されます。

PCT 規則 80.5(i) は PCT における全ての期限に適用されますが、優先期間についてはパリ条約の同様の規定が適用されることに注意してください (以下の第 4 条(C)3 を参照)。

PCT 第 8 条; パリ条約第 4 条(C)(3): 先の出願 (あなたが国際出願で優先権主張しようとしている基礎出願) の出願日から 12 か月以内に新たな国際出願を提出できないことが懸念される場合については、パリ条約第 4 条(C)(3) で定められています。残念ながら、12 か月の期限が満了した後に国際出願が受理された場合、受理官庁が出願受理の目的で開庁していない場合にのみ救済され、出願人または代理人の事務所の営業が閉鎖されている場合には適用されません。

代理人または出願人の勤務地の一時的な閉鎖

PCT 規則 26 の 2.3 および 49 の 3.2 : ただし、12 か月の優先期間内に国際出願を提出できなかった場合に適用される1つの救済手段は、「優先権の回復」に関する規定の利用を試みることです。これにより、12 か月のパリ条約の優先期間を徒過した出願人は、優先権主張を回復できる可能性があります (PCT 規則 26 の 2.3 および 49 の 3.2 を参照)。回復の請求に対する決定は、受理官庁または国内段階の指定官庁によってケースバイケースで決定され、特に出願人が「相当な注意」の基準が満たされていることを立証したい場合は、その詳細を説明する書面を提出する必要があります。ただし、一部の官庁はこれらの規則に関して不適合通知を提出していることに注意してください。
(www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)

PCT 規則 82 の 4 : RO、ISA、SISA、IPEA または IB に対して手続きする場合において適用される期間を徒過したケースについては、PCT 規則 82 の 4 がそのような状況に適用されるかもしれません。この規則は、その規則で定められる不可抗力により期間が遵守されなかったことによる遅延についての許容を規定しています。この規則により救済されるためには、出願人は、合理的にできる限り速やかに適切な措置をとったことに加えて、該当する期間の満了後 6 か月以内にそのことを示す証拠を当該官庁に提出する必要があります。期間の遵守に失敗したことを規則に従って許容するかどうかの決定は、その事案に応じて、官庁、機関または IB が決定します。ただし、この規則は、優先期間と国内段階移行期限には適用されないことに注意してください。

PCT 規則 49.6 : 上記のような理由によって、PCT 出願人が適用される期限内に国内段階に移行することができなかった場合、PCT 規則 49.6 に基づいて関連する指定官庁に権利の回復を請求することができます。これもまた指定官庁によって判断されるケースバイケースの決定であり、問題の官庁が「相当な注意」の基準を適用するか、「故意ではない」基準を適用するかによって異なります。ただし、一部の官庁はこれらの規則に関して不適合通知を提出していることに注意してください。
(www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)

期間の徒過が、指定官庁または選択官庁に対して国内段階で行われる手続きに関連する場合は、関連する国内法の下で適用可能な救済措置も利用できる場合があります (PCT 規則 82 の 2.2 を参照。そのような国内/広域法の例として、欧州特許庁の「手続続行 (further processing)」の請求 (Rule 135 EPC) があります。) この点については、関連する PCT 出願人の手引国内編を参照し、ならびに詳細については国内 (広域) 官庁にお問い合わせください。

また、郵便業務の異常により書類の提出または手数料の支払いが遅れた場合は、PCT 規則 80.5(ii)、80.6 および 82.1 を参照してください。

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2020年4月号 | No. 04/2020

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

遅滞の許容に関する PCT の規定に COVID-19 が該当するとの解釈を国際事務局 (IB) が公表

国際事務局 (IB) は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行に伴う解釈声明および、PCT に関して推奨される実務対応を公表しました。以下のリンクからご覧ください。

https://www.wipo.int/pct/ja/news/2020/news_0009.html

本声明では、PCT 規則 82 の 4.1 に基づく遅滞についての許容規定において、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行 (パンデミック) が該当すると IB は解釈する旨を確認しました。PCT 規則 82 の 4.1 は、不可抗力 (「戦争、革命、市民暴動、同盟罷業、天災…その他これらに類する事由」) により PCT で定められる期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を規定しています。

IB は、今般の感染症の世界的流行は「天災…その他これらに類する事由」に該当する事由と解されるべきであるという立場をとります。WIPO 国際事務局 (IB) ならびに受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 関連の問題を理由として PCT 規則 82 の 4 に基づきなされる請求を優遇し、関係者の住所もしくは営業所を有する地または滞在地在が影響を受けたことを立証する証拠の提出を求めません。IB は PCT 官庁および機関に対して同様の対応を行うよう推奨しています¹。

PCT 規則 82 の 4.1 に関して認識されている制限の一つに、(例えば、所定の期間内に所定の手数料が支払われなかったことにより国際出願が取り下げられたものとみなされた旨の宣言 (PCT 第 14 条(3)(a)) がなされたことで法的効果を喪失した国際出願に関しては、この規定による救済措置が適用されないという側面があります。このため、RO/IB では、かかる通知 (様式 PCT/RO/117) の一切について、2020 年 5 月 31 日まで発行を延期します。また、IB は、すべての PCT 受理官庁に対して同様の措置を行うよう推奨し、加えて以下の点を勧告しています。

- さらに少なくとも 1 か月の間 (さらなる延長の可能性も含む)、かかる通知は、その前 2 か月にわたり期限を過ぎていた場合に限り発行されること。および
- 受理官庁は、PCT 規則 16 の 2.2 に規定される後払手数料を免除することを推奨する。

¹ 訳注: 当該勧告に関する日本国特許庁における対応については、以下の日本国特許庁ウェブサイトをご参照ください。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続きの取り扱い

https://www.jpo.go.jp/news/koho/info/covid19_tetsuzuki_eikyo.html

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続きにおける「その責めに帰することができない理由」及び「正当な理由」による救済

https://www.jpo.go.jp/news/koho/saigai/covid19_tetsuzuki_kyusai.html

COVID-19 による国際事務局での PCT 出願の処理業務に生じる影響

PCT ニュースレター 2020 年 3 月号でお知らせした通り、WIPO 国際事務局 (IB) ならびに受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) は、全面的に運営を継続しています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行により影響を受けている郵便業務を考慮して、IB は別途通知があるまで、郵送によるすべての送付を一時休止しています。したがって IB は、すべての PCT 関連書類の送付は、それぞれの国際出願に関して提供された電子メールアドレスへ電子メールによってのみ行っています。電子メールに加えて、PCT 関連書類は ePCT 上でも見ることができます。さらに国際出願の公開後は、それらに関する通知は PATENTSCOPE 上でも閲覧可能です。

出願人または代理人が通信用の電子メールアドレスを提供していない PCT 出願について、IB は PCT ユーザーに対し、至急に係属中の国際出願に関する通信用の電子メールアドレスを提供するよう推奨しています。IB は、該当する手段による通信用電子メールアドレスの提出方法の詳細を掲載しています。以下のリンクをご参照ください。

https://www.wipo.int/pct/ja/news/2020/news_0008.html

PCT ユーザーの皆さまには、PCT 関連書類の郵送を避け、IB との通信は適切な電子手段によってのみ行うよう強く推奨します。

PCT 関連書類の紙形式での送付および受領に対する代替手段に関する追加情報は、本号の「実務アドバイス」をご覧ください。また、予期せぬ事態により PCT に基づく期間を徒過した場合に適用される可能性のある救済措置についての情報は、PCT ニュースレター 2020 年 3 月号の「実務アドバイス」をご参照ください。

遅滞の許容に関する PCT 規則 82 の 2.1 の規定に COVID-19 が該当するとの IB の解釈についてのお知らせは、上記の記事をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行により例外的に閉庁している知財庁については、下記の「知財庁の例外的な閉庁日」をご参照ください。

2019 年 PCT 出願

2019 年も PCT の利用は伸び続け、PCT 出願件数は記録的な推定 265,800 件²となり、2018 年比で 5.2%の増加となりました。初めて中国がアメリカ合衆国 (U.S.) を抜き、58,990 件と出願件数の最多の国となりました。米国は、1978 年に PCT の運用が開始されて以来、PCT 制度の最大ユーザーでしたが、今年度は 57,840 件の出願で第 2 位となりました。

WIPO 事務局長である、フランシス ガリは 2019 年の PCT 統計を公表した際に、述べています。

「WIPO を経由しての国際特許出願の第 1 位となった中国の急成長は、アジアに拠点を置く出願人からの出願が全出願件数の半数以上を占めることから、イノベーションの拠点が東アジアへ長期的に移行していることを明確に示しています。1999 年、WIPO は中国から 276 件の出願を受理しました。2019 年までに、出願件数は 58,990 件まで伸び、ほんの 20 年で 200 倍の増加となりました。」(プレスリリース PR/2020/848)

² この合計と後に公表される数値は暫定値ですご注意ください。国際事務局は、2019 年に国内官庁および広域官庁に出願されたすべての PCT 出願を受理していません。したがって、確定した数値は年内に公表されます。

2018年と同様に、第3位、第4位と第5位は、日本(52,660件)、ドイツ(19,353件)そして大韓民国(19,085件)となりました。アジアに拠点を置く出願人が2019年の全PCT出願件数の52.4%を占め、欧州の出願人が23.2%、北米の出願人が22.8%を占めました。

上位10ヶ国における各国の合計出願件数および全出願件数に対する各国のシェアは以下の通りです。

1. 中国	58,990	22.2%
2. アメリカ合衆国	57,840	21.8%
3. 日本	52,660	19.8%
4. ドイツ	19,353	7.3%
5. 大韓民国	19,085	7.2%
6. フランス	7,934	3.0%
7. 英国	5,786	2.2%
8. スイス	4,610	1.7%
9. スウェーデン	4,185	1.6%
10. オランダ	4,011	1.5%

上位15ヶ国のうち、トルコ(+46.7%)、大韓民国(+12.8%)、カナダ(+12.2%)そして中国(+10.6%)が、2019年に2桁の年間成長率を記録しました。トルコの急成長により、当国は初めて上位15ヶ国に入りました。上位15ヶ国のうち、ドイツ(-2%)およびオランダ(-3%)の2ヶ国のみが出願件数の減少となりました。

すべての国の出願件数、ならびに2018年の出願件数との比較に関する情報は、以下のリンクから、WIPOプレスリリースPR/2020/848のアネックス1をご覧ください。

www.wipo.int/pressroom/en/articles/2020/article_0005.html

中国の電気通信会社である、ファーウェイテクノロジーズは3年連続で引き続き最上位出願人となり、2019年は4,411件の出願が公開されました。それに続いて三菱電機株式会社(日本)、サムスン電子(大韓民国)、クアルコム(米国)そしてOPPO广东移动通信有限公司(中国)となりました。上位10出願人と2019年に公開されたPCT出願件数を以下に列挙します。

1. ファーウェイテクノロジーズ (Huawei Technologies Co. Ltd) (中国)	4,411
2. 三菱電機株式会社 (Mitsubishi Electric Corporation) (日本)	2,661
3. サムスン電子 (Samsung Electronics Co., Ltd) (大韓民国)	2,334
4. クアルコム (Qualcomm Incorporated) (米国)	2,127
5. OPPO 广东移动通信有限公司 (Guang Dong Oppo Mobile Telecommunications) (中国)	1,927
6. BOE テクノロジーグループ (BOE Technology Group Co., Ltd) (中国)	1,864
7. エリクソン (Telefonaktiebolaget LM Ericsson (Publ)) (スウェーデン)	1,698
8. 平安科技 (深圳) 有限公司 (Ping An Technology (Shenzhen) Co., Ltd) (中国)	1,691
9. ロバート・ボッシュ (Robert Bosch Corporation) (ドイツ)	1,687
10. LG エレクトロニクス (LG Electronics Inc.) (大韓民国)	1,646

上位 10 出願人のうち、エリクソン、OPPO 广东移动通信有限公司、ファーウェイテクノロジーズ、LG エレクトロニクス、サムスン電子およびアルコム の 6 出願人は、主にデジタル通信分野での出願でした。上位 50 出願人の一覧は、プレスリリース (アネックス 2) で公表されています。教育機関からの出願に関しては、カリフォルニア大学が 1993 年以降 PCT 制度の最大ユーザとしての地位を維持しており、470 件の出願が公開されました。上位 10 の教育機関については、米国の 5 機関、中国の 4 機関そして大韓民国の 1 機関が占めています。教育機関による出願の詳細は、プレスリリース (アネックス 3) をご覧ください。

技術分野別の PCT 出願件数に関しては、コンピュータ技術が公開された全 PCT 出願件数の 8.7% を占めました。次にデジタル通信 (7.7%)、電子機器 (7%)、医療技術 (6.9%) そして計測 (4.7%) が続いています。上位 10 の技術分野のうち、2019 年に最も成長率が高かったのは、半導体 (+12%) およびコンピュータ技術 (+11.9%) でした。公開された出願の技術分野別の詳細は、プレスリリース (アネックス 4) をご参照ください。

2019 年の出願の確定した数値の (PCT 年次報告形式での) 公表は、年内の PCT ニュースレターでお知らせします。

PCT 規則 20.8 (a の 2) および (b の 2) に基づく不適合の通知

2019 年 10 月に PCT 総会は、2020 年 7 月 1 日に発効予定であるいくつかの新規則を採択しました。新 PCT 規則 20.5 の 2 は、(出願の欠落部分の提出を規定する PCT 規則 20.5 とは対照的に) 誤って要素または部分が提出された場合に、国際出願の正しい要素または部分の提出に対処するために採択されました。新 PCT 規則 20.5 の 2 「誤って提出された要素および部分」による規定は、その誤って提出された要素または部分を正しいものと交換することを許容する、もしくは引用に含めることにより、正しい要素または部分の追加を許容するものです。その規定は、以下の場合におよびます。

- 出願日に関する要件のすべてを満たした日、または満たす日の前に正しい要素または部分を提出すること (新 PCT 規則 20.5 の 2(b))。
- 出願要件のすべてを満たした日の後に、正しい要素または部分を提出すること (新 PCT 規則 20.5 の 2(c))。
- 先の出願に含まれていた正しい要素または部分を、有効に引用により含めること (新 PCT 規則 20.5 の 2(d))。

さらに、新 PCT 規則 20.8 (a の 2) は、PCT 規則 20.5 の 2 (a)(ii) および 20.5 の 2 (d) と受理官庁が適用する国内法令とが不適合である場合に関して採択されました。以下の通りです。

「2019 年 10 月 9 日において 20.5 の 2 (a)(ii) 及び (d) の規定が受理官庁によつて適用される国内法令に適合しない場合には、当該受理官庁がその旨を 2020 年 4 月 9 日までに国際事務局に通告することを条件として、これらの規定は、その国内法令に適合しない間、当該受理官庁に提出された国際出願には適用しない。…」

新 PCT 規則 20.8 (b の 2) も PCT 規則 20.5 の 2 (a)(ii) および 20.5 の 2 (d) と受理官庁が適用する国内法令との可能性のある不適合に関して採択されました。以下の通りです。

「2019 年 10 月 9 日において 20.5 の 2 (a)(ii) 及び (d) の規定が指定官庁によつて適用される国内法令に適合しない場合には、当該指定官庁がその旨を 2020 年 4 月 9 日までに国際事務局に通告することを条件として、これらの規定は、その国内法令に適合しない間、当該指定官庁につい

ては、第 22 条に規定する行為が当該指定官庁に対して行われた国際出願に関して、適用しない。…」

PCT 規則 20.8 (a の 2) に基づく通知

以下の国の（受理官庁としての）官庁は、新 PCT 規則 20.5 の 2 (a)(ii) および 20.5 の 2 (d) は、当該官庁が適用する国内法令と不適合である/または当該官庁が適用する国内法令と不適合であるとみなされる、または PCT 規則 20.8 (a) に基づきなされた通知を基礎とした不適合が引き続き有効である旨を国際事務局 (IB) に通知したものとみなされます。

CL	チリ
CU	キューバ
CZ	チェコ共和国
DE	ドイツ
FR	フランス
ID	インドネシア
KR	大韓民国
MX	メキシコ

加えて、欧州特許庁 (EPO) は、それらの規則は欧州特許の付与に関する条約 (EPC) の法的枠組みと不適合である旨を IB に通知しました。

PCT 規則 20.8 (b の 2) に基づく通知

以下の国の（指定官庁としての）官庁は、新 PCT 規則 20.5 の 2 (a)(ii) および 20.5 の 2 (d) は、当該官庁が適用する国内法令との不適合である旨、または PCT 規則 20.8(b) に基づきなされた通知を基礎とした不適合が引き続き有効である旨を国際事務局 (IB) に通知したものとみなされます。

CL	チリ
CN	中国
CU	キューバ
CZ	チェコ共和国
DE	ドイツ
ID	インドネシア
KR	大韓民国
MX	メキシコ
TR	トルコ

加えて、EPO は、それらの規則は EPC (欧州特許の付与に関する条約) の法的枠組みと不適合である旨を IB に通知しました。

IP 官庁の例外的な閉庁日

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行の事態に伴い、国際事務局 (IB) は、一部の PCT 官庁が公務上の処置として閉庁している旨の通知を受けました。その結果 PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類や手数料が官庁に到達すべき期限の満了日が閉庁日にあたった場合、その期限は延長され、関連する官庁が公務を再開した次の就業日に満了となります。

どの官庁が例外的に閉庁しているのかを確認するには、以下のリンクから、「各官庁閉庁日」のページをご覧ください。

www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml

上述の一覧には、IB が関連する官庁により閉庁日の通知を受けた情報のみ提供しています。確認が必要な場合には、関心のある官庁のウェブサイトをご参照ください。

協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトのお知らせ

PCT ニュースレター 2018 年 7-8 月号にて協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトの詳細をお知らせした通り、本試行プロジェクトでは、五大特許庁 (IP5 Offices) は出願人による特定の参加申請に基づいて、全ての IP5 の官庁がその国際出願に関して国際調査機関 (ISA) の国際調査報告書と見解書に貢献します。各五大特許庁は、主 ISA として初年 (2018 年 7 月から 2019 年 6 月まで) はおよそ 50 件の国際出願を処理する予定を立てました。そして 2 年目 (2019 年 7 月から 2020 年 6 月まで) にも同様の件数を処理する予定です。PCT ニュースレター 2020 年 1 月号でお知らせした通り、韓国知的所有権庁および米国特許商標庁は、すでに運用 2 年目の主 ISA として当官庁が受理する国際出願の制限件数に到達しました。したがって当官庁は、本試行プロジェクトへの参加申請は受け付けていません。

参加庁に関するお知らせ

欧州特許庁 (EPO)

PCT ニュースレター 2019 年 7-8 月号では、EPO が 2019 年 7 月 1 日から、本試行プロジェクトへの新規国際出願の受理を開始した旨をお知らせしました。追加情報として、当官庁はすでに運用 2 年目の主 ISA として当官庁が受理する国際出願の制限件数に到達したことにご留意ください。したがって当官庁は、本試行プロジェクトへの参加申請は受け付けていません。

関心のある出願人は、本試行プロジェクトの枠組みにおいて主国際調査の実施をまだ受け付けている他の国際調査機関 (ISA) を通して、本試行プロジェクトへの参加申請を行うことが可能です。ただし、該当する出願の主調査を実施する ISA が管轄であることが条件となります。

本 CS&E 試行プロジェクトに関する一般情報は、次のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/filing/cse.html

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラム (ノルウェーおよび中国)

2020 年 4 月 1 日から、ノルウェー工業所有権庁と中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) 間で、新しい一方向 PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。本試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において CNIPA が作成する、国際調査機関 (ISA) または国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書もしくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) を得た PCT 出願に基づき、ノルウェー工業所有権庁に対し国内段階における早期審査の利用が可能になります。ノルウェー工業所有権庁はすでにグローバル特許審査ハイウェイ試行プログラムに参加しています。

上述の PCT-PPH 合意に関する詳細は、以下のリンクをご参照ください。

www.patentstyret.no/en/services/patents/applying-for-a-patent-in-other-countries/patentprosecution-highway-pph/

ウェブサイトの PCT-PPH ページ (www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html) が、この新試行プログラムに関する情報を追加して更新されました。

PCT 最新情報

一部手数料の変更 (オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁、企業知的所有権委員会 (南アフリカ)、アイスランド知的所有権庁、シンガポール知的所有権庁、ノルウェー工業所有権庁)

BR: ブラジル (電話番号、インターネットアドレス)

DK: デンマーク (国の安全に関する規定、仮保護、代理人に関する要件、微生物およびその他の生物材料)

IN: インド (電話番号、手数料)

PL: ポーランド (電子メールアドレス、要求する写しの部数)

調査手数料および国際調査に関する手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、インド特許庁、シンガポール知的所有権庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (ブラジル))

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、シンガポール知的所有権庁)

国際予備審査に関する手数料 (オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁、シンガポール知的所有権庁、イスラエル特許庁、韓国知的所有権庁)

PCT 関連資料の最新/更新情報

COVID-19 関連の最新情報: PCT 制度

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の現状に伴い、国際事務局 (IB) で取られている措置を掲載する専用のウェブページが新しく開設されました。以下のリンクからご利用ください。

https://www.wipo.int/pct/ja/covid_19/covid_update.html

当ページでは、以下のお知らせに関するリンクを提供しています。

- PCT 制度ならびに WIPO が運営する他の IP 制度の下での WIPO 国際事務局の運営の継続
- IB による紙形式の書類送付の一時休止、および電子手段で情報を送付する必要性
- PCT に基づく期間を徒過した場合に適用される可能性のある救済措置、および
- 知財庁の閉庁日

関連する最新情報が公表されると、その新規リンクが随時追加されます。

COVID-19 の影響に伴う国際事務局 (IB) による紙形式の書類の受領と送付について

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行下での国際事務局 (IB) による紙形式の書類送付の一時休止に関するお知らせが、PCT 全 10 公開言語で以下のリンクに掲載されています (画面右上から該当する言語を選択可能)。

https://www.wipo.int/pct/ja/news/2020/news_0008.html

上記の「COVID-19による国際事務局でのPCT出願の処理業務に生じる影響」もご参照ください。

PATENTSCOPEのお知らせ

WIPOによる米国国立衛生研究所が管理するデータベースへの数百万件の検索可能な化学式の寄与

WIPOは、国立衛生研究所(NIH)が管理する化学構造のオープンデータベースであるPubChemに1600万件の化学式を提供することで、さらなるスクリーニング試験に進む候補化合物の優先順位付けを支援しています。PubChemから無料であるWIPOのPATENTSCOPEデータベースへ直接アクセス可能な情報は、化学情報学、化学生物学、医薬品化学、創薬など多くの研究分野にとって重要なリソースとなっています。PATENTSCOPEがソフトウェア会社InfoChemと協働で行っている、NIHの化合物検索機能への支援過程の詳細が、以下のサイトに掲載されています。

www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2020/news_0002.html

世界知的所有権の日 2020年4月26日: 環境に優しい未来のために革新する

PCT ニュースレター 2020年3月号ですすでにお知らせしたように、従来通り、世界知的所有権の日を4月26日に開催します。今年のキャンペーンでは、「環境に優しい未来のために革新する」をテーマとして、イノベーション、そしてそれをサポートする知的所有(IP)権を、環境に優しい未来を創造する取り組みの中心に据えています。あなたの開発した発明が、画期的かつ環境に優しいイノベーションであると思われる場合には、是非WorldIPDay@wipo.intまで電子メールにて詳細をお知らせください。ただし、すでに保護されている発明に限ります。グリーンな未来への道を開くためにイノベーションと知的所有権が果たす役割について共に探究しましょう。

世界知的所有権の日に関する詳細は、以下のリンクからWIPOウェブサイトをご覧ください。

www.wipo.int/ip-outreach/ja/ipday/



PCTに関する記事

WIPO マガジン (2020年第1号) から以下の記事のリンクが、PCT ウェブサイト「PCTに関する記事」ページに追加されました。

www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html

再生可能エネルギー分野の特許動向

太陽光、風力、潮力などの再生可能エネルギーの開発は、地球温暖化対策への取り組みに不可欠なものです。James Nurton氏(フリーライター)は、2002年以降、太陽光発電、化学反応による発電(燃料電池)、風力発電、地熱発電の4つの主要な再生可能エネルギー技術分野に関連するPCT出願の公開件数の動向から、何が学べるのかを考察しています。

WIPO マガジンは、以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/wipo_magazine/en/index.html

WIPO マガジン 2020 年第 1 号は、以下のリンク先からご覧いただけます。

www.wipo.int/wipo_magazine/en/2020/01/

実務アドバイス

PCT 関連書類の紙形式での送付および受領に対する代替手段

Q: 当方はこれまで受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に対する PCT 出願は、紙形式でのみ提出していました。または当方の国内受理官庁に対しては、電子メールアドレスの提供が不要な電子出願システムを利用していました。PCT 関連の通信は郵送による紙形式で受領していたため、願書様式には当方の電子メールアドレスを記載していませんでした。IB は、別途通知があるまで郵送によるすべての送達を休止する旨を公表しました。当方の進行中の出願に係る書類を、安全な方法で電子的に送付したり受領したりするためには、どのようなオプションがあるのでしょうか？

A: 現在の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行による IB の業務および世界各地の郵便業務への影響に伴い、現時点での郵便物の配達には保証されないため、出願人 (またはその代理人) の皆さまには PCT 関連書類の郵送は決してお勧めしません。同様に、国際事務局ならびに受理官庁としての国際事務局も郵送による PCT 関連書類の送付は行わないため、IB とは適切な電子通信手段でのみ通信するようお勧めします。

IB からの PCT に係る通知の受領を継続するには、緊急の手続きとして IB に電子メールアドレスを提供し、係属中の国際出願に関して発信される通知が発送されるようにする必要があります。電子メールアドレスのさまざまな提出方法を、以下に説明します。

ePCT を利用して IB へ書類をアップロードする

まだされていない場合には、WIPO アカウントを作成してください。作成すると WIPO の ePCT システムにログインすることができ、IB に対して電子形式で書類をアップロードできるようになります。詳細は、以下のリンクをご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=690 and

www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=820

係属中の国際出願の一つに関する一通の書簡をアップロードし、PCT の通知を送付してもらう電子メールアドレスについて、PCT 規則 92 の 2 に基づいた記録を請求してください。そしてこの記録が適用される他のすべての出願の一覧表も含めてください。この場合、「複数の国際出願に係る PCT 規則 92 の 2 に基づく変更届」の書類タイプを選択してください。

緊急用アップロードサービスの利用

ePCT システムにログインするための WIPO アカウントをまだ作成していない場合、または早急にそうできない状況にある場合には、緊急用アップロードサービスを利用して IB に対して電子 (PDF) 形式で書類を提出することができます。以下のリンクからご利用ください。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/UploadDocument.xhtml>

ePCT の利用について上述したように、緊急用アップロードサービスを利用する場合でも同様に、係属中の国際出願の一つに関する一通の書簡をアップロードしてください。そして、その書簡にはその電子

メールアドレスの記録が適用されるべき他のすべての出願の一覧表も含めてください。緊急用アップロードサービスは、書面による郵送の代替手段として実用的で電子的な方法ではありますが、万が一 ePCT システムに障害が発生した場合におけるバックアップサービスを目的として導入された点にご留意ください。当サービスの利用では ePCT の機能が提供されていないため、ベストプラクティスとはいえません。

上記のいずれの方法でも IB に電子メールアドレスを知らせることが難しい場合には、緊急を要する状況を踏まえて、以下の方法でも可能です。

- 以下のいずれかのアドレスへの電子メールの送信。
pct.eservices@wipo.int または pct.infoline@wipo.int もしくは
- WIPO (PCT) “Contact Us” ページの利用。
<https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=pct>

今後、新規国際出願を提出する予定のある場合には、少なくとも願書様式にあなたの電子メールアドレスを記載し、IB、受理官庁、国際調査機関および国際予備審査機関に対して、それらの機関がそう希望する場合に、その電子メールアドレスを利用してその国際出願に関して発行される通知を送信することを承認する欄（願書様式の第 IV 欄参照）に、チェックすることを強くお勧めします³。

しかしながら、RO/IB に対して、または他の管轄する参加受理官庁⁴に対して、国際出願を提出する場合のベストプラクティスは、ePCT 出願を利用して提出することです。そうすることで出願は関連官庁によって即時に受理され、郵便業務の問題による遅延が生じることはありません。出願人の国内受理官庁または広域受理官庁が ePCT 出願を受理していない場合には、出願人は、国の安全事項に従うことを条件として、PCT 締約国の居住者または国民のために行動する管轄受理官庁である RO/IB に出願することができます (PCT 規則 19.1(a)(iii))。ePCT 出願は、ソフトウェアのダウンロードは不要であり、IB が保管する最新データに照らしてさまざまな検証を行う機能も含んでいます。そのため国際出願または中間書類に関するアクション機能を実行する際に、エラーを回避するのに役立つでしょう。また、管轄受理官庁が認める他の電子出願方法を利用することも可能です。ePCT 出願を利用した国際出願の提出についての詳細は、以下の ePCT ヘルプページをご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=169

電子メールによる書類の送付に加えて、PCT 関連書類は ePCT でもご利用可能です。それらの書類にアクセスするには、**国際事務局により出願に係る電子メールアドレスが記録された後⁵**、高度認証を設定し、あなたの出願に対する ePCT アクセス権 (eOwnership) を請求する必要があります。

WIPO のアカウント作成や ePCT の利用開始に関するあらゆる面で支援が必要な場合には、PCT 電子サービスヘルプデスク (pct.eservices@wipo.int) までお問い合わせください。

国際出願の国際公開後は、その出願に関する通知も PATENTSCOPE 上で閲覧可能になります。

可能な限り以下の行為も実行されると、ご自身の利益になるでしょう。

³ 訳注: 受理官庁、国際調査機関および国際予備審査機関としての日本国特許庁 (RO/JP, ISA/JP, ISEA/JP) は、電子メールアドレスへの送付は行っていません。

⁴ 参加官庁の一覧は、<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/EFilingServers.xhtml> のリンクにてご覧ください。

⁵ eOwnership の請求には大抵の場合、様式 PCT/IB/345 経由で送付される確認コードを必要とします。したがって、電子メールによる通知の送付を行うために、電子メールがすでに記録されていることが必要となります。

- WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) の利用により、優先権書類を簡単な方法で (ならびに無料で) 電子的に提出可能とする (詳細は、PCT ニュースレター2019 年 11 月号および 12 月号をご参照ください)。
- 手書きの署名ではなく電子署名を取得する (ePCT 活用の利点の一つは、外部署名機能を使用して電子的に署名を取得できることであり、これはあなたが署名を必要とする人と直接連絡を取っていない場合に非常に有用である。詳細は www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=992 をご参照ください)。
- 支払いを電子的に行う (WIPO は、WIPO 当座預金口座の引落とし請求、(所定の条件下で) クレジットカード、銀行振込、または (欧州内のみ) 郵便振替のみによる、手数料の支払いを受け付けている)。

IB からの通知の受領についての詳細は、以下のリンクにて「国際事務局との間の電子的通信手段について」をご参照ください。

https://www.wipo.int/pct/ja/covid_19/communication.html

また、IB は、PCT 国内官庁および広域官庁ならびに PCT に基づく国際機関は可能な限り、IB との通信に ePCT もしくは電子データ交換 (EDI) などの電子的手段を利用することを推奨している点にご留意ください。

また、PCT ニュースレター 2020 年 3 月号の「実務アドバイス」では、予期せぬ事態 (具体例として、現在の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行の影響) により PCT に基づく期間を徒過した場合に適用される可能性のある救済措置を取り上げました。

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2020年5月号 | No. 05/2020

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

COVID-19 による PCT 実務への影響

「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行による PCT 実務への影響」と題したウェビナーが、WIPO PCT 法務・ユーザ関連部のスタッフにより録音されました。ウェビナーは感染症の世界的流行による影響の下 PCT ユーザが直面する問題を取り上げ、推奨される多くの手続ならびに PCT 出願人の権利を保護するために適用可能な救済措置について説明しています。

氏名と電子メールアドレスを登録するだけで、アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語もしくはスペイン語で録音された 25 分間のウェビナーを視聴することができます。登録ページへのリンクおよびプレゼンテーション資料は、以下からご利用ください。

www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html

英語以外の言語をご利用の際は、英語ページの右側上部からご希望の言語をご選択ください。

COVID-19 IP 政策トラッカー

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行に対応して、多くの国内および広域 IP (知財) 官庁は、知的財産権に係る出願人や権利者を支援するための措置を講じています。例としては、手数料の支払に適用される期間の延長を行うことなどです。WIPO は 2020 年 5 月 5 日に、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響による対応に伴う IP 政策の情報収集を目的とした新ツールを導入しました。このツールでは、WIPO 加盟国が実施している新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響による IP 政策の変更および他の措置に関する情報収集が可能になります。トラッカーは、以下のリンクからご利用ください。

www.wipo.int/covid19-policy-tracker/#

メインページ「IPO Operations」には、特定の国内および広域 IP 官庁が実施している、運用における変更および措置の概要を簡略にまとめた表が掲載されています。表の右側にある「view more」リンクをクリックすると、国ごとまたは官庁ごとの詳細が閲覧できます。本ツールは、WIPO の運営状況や講じられている措置ならびに WIPO のさまざまなサービス (PCT 制度、ハーグ制度、マドリッド制度や仲裁および調停) に関連する具体的な情報も提供しています。

また民間の多くの機関や企業および他の権利管理団体が、感染症による影響を緩和するための自主的な措置を講じています。関連情報は、本ツールのそれぞれ「Legislative and reg. measures」および「Voluntary Actions」タブからご覧ください。

本ツールは IP 官庁と他の関係機関による情報から成り立っており、定期的に更新される予定です。

COVID-19 の影響に伴う例外的な閉庁日

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行に伴い、以下に列挙した官庁の閉庁に関する情報ならびに閉庁により生じる変更に関する情報が、括弧内に記載された発行日の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

- AG アンティグア・バーブーダ知的所有権および商業庁 (ABIPCO) (2020 年 5 月 14 日)
- CO 商工監督局 (コロンビア) (2020 年 4 月 2 日)
- CU キューバ工業所有権庁 (2020 年 4 月 23 日)
- IN インド特許庁 (2020 年 4 月 2 日)
- MD 国家知的所有権局 (モルドバ共和国) (2020 年 5 月 7 日)
- MX メキシコ工業所有権機関 (2020 年 4 月 30 日)
- PA 工業所有権登録総局 (DIGERPI) (パナマ) (2020 年 4 月 2 日)
- RO 国家発明商標庁 (ルーマニア) (2020 年 5 月 14 日)
- ZA 企業知的所有権委員会 (CIPC) (南アフリカ) (2020 年 4 月 2 日)

関連する公示 (PCT 公報) の各号は、以下のリンクからご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

より詳細な情報は、上述した COVID-19 IP 政策トラッカーの各官庁の欄にも掲載されています。

係属中のすべての国際出願に対する電子メールアドレスの登録に関する国際事務局からの勧告の再周知

PCT ニュースレター 2020 年 4 月号でお知らせした通り、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行により郵便業務が影響を受けていることを考慮して、国際事務局 (IB) は別途通知があるまで郵送によるすべての送付を一時休止しています。したがって IB は、すべての PCT 関連書類の送付はそれぞれの国際出願に関して提供された電子メールアドレスへ電子メールによってのみ行っています (なお、PCT 関連書類は ePCT 上でも見ることができ、国際出願の公開後は PATENTSCOPE 上でも閲覧可能です)。

PCT 出願人または代理人がまだそうしていない場合には、至急に係属中の国際出願に関する通信用の電子メールアドレスを提供するよう、再度勧告します。IB は該当する手段による通信用電子メールアドレスの提出方法の詳細を掲載しています。以下のリンクをご参照ください。

www.wipo.int/pct/ja/news/2020/news_0008.html

なお、PCT ユーザの皆さまには PCT 関連書類の郵送は避け、IB との通信は適切な電子手段によるのみ行うよう強く推奨します。

PCT 公開スケジュールの変更

2020 年 5 月 22 日の公開

通常は 2020 年 5 月 21 日木曜日に公開予定であった PCT 出願（ならびに公示 (PCT 公報)）は、例外的な理由により、2020 年 5 月 22 日金曜日に公開される旨ご留意ください。

イタリア特許商標庁: 国内ルートの開始

イタリア特許商標庁は 2020 年 7 月 1 日から、PCT を経由して特許保護を取得するための国内ルートを開始することを国際事務局 (IB) に通知しました。したがって、2020 年 7 月 1 日以降に提出される国際出願におけるイタリアの指定または選択は、PCT 規則 4.9(iii) に基づき当該国際出願は広域 (欧州) 特許に加えてイタリアにおける国内特許を求める旨の表示としても機能します。

さらに、当該官庁は PCT 第 22 条(1) および第 39 条(1)(a) に基づき 2020 年 7 月 1 日以降に提出される国際出願について、以下が適用される旨を IB に通知しました。

- イタリアへの国内段階移行の期間は、優先日から 30 カ月
- 国際出願のイタリア語への翻訳文の提出

イタリアへの国内段階移行に関する要件の詳細は、2020 年 7 月 1 日以降に PCT 出願人の手引に掲載予定です。

特定の PCT 規則の国内法令との不適合通知の取り下げ

イタリア特許商標庁

PCT を経由して特許保護を取得するための国内ルートを開始するにあたり、受理官庁としてのイタリア特許商標庁 (RO/IT) は、以下の規則の国内法令との不適合の通知を 2020 年 7 月 1 日付けで取り下げる旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

- PCT 規則 26 の 2.3(j) に基づく通知 (PCT ニュースレター 2006 年 7 月号 2 ページ目)
- PCT 規則 20.8(a) に基づく通知 (PCT ニュースレター 2006 年 7 月号 1 ページ目)

これを受けて、それぞれ以下の PCT 規則が RO/IT により、2020 年 7 月 1 日以降に提出される国際出願に関して適用されます。

- PCT 規則 26 の 2.3(a) から (i) (受理官庁による優先権の回復に関する規定)
- PCT 規則 20.3(a)(ii) および (b)(ii)、20.5(a)(ii) および (d)、ならびに 20.6 (PCT 第 11 条(1) に基づく欠陥、欠落部分、および要素または部分を引用により含めることに関する規定)

さらに、指定官庁としての当該官庁は、2020 年 7 月 1 日以降に提出される国際出願に関して、国内法令は以下の規則と適合するとの旨を IB に通知しました。

- PCT 規則 49 の 3.1(a) から (d) (受理官庁による優先権の回復の効果)
- PCT 規則 49 の 3.2(a) から (g) (指定官庁による優先権の回復)

加えて、受理官庁および指定官庁としての当該官庁は、2020 年 7 月 1 日以降に提出される国際出願に関する優先権の回復請求に対し「相当な注意」および「故意ではない」基準の両方を適用する旨を IB

に通知しました。それらの請求を行うために支払う手数料はありませんが、15 ユーロの印紙税 (imposta de bollo) が必要となります。

当該情報により、PCT 出願人の手引 附属書 C (IT) ならびに「優先権の回復」および「PCT 留保、宣言、通知および不適合」の表が更新されました。表はそれぞれ以下のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html

www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

PCT 規則 20.8 (a の 2) および (b の 2) に基づく不適合の通知

スペイン特許商標庁

2020 年 7 月 1 日発効予定の新 PCT 規則 20.5 の 2 が規定する、誤って提出された要素または部分についての国際出願の正しい要素または部分の提出に関する告知です。特定の官庁は、新 PCT 規則 20.5 の 2(a)(ii) および (d) の規定は、受理官庁および/または指定官庁としての当該官庁が適用する国内法令と適合しないことを、国際事務局 (IB) にすでに通知した旨を再度お知らせします。詳細は、PCT ニュースレター 2020 年 4 月号をご参照ください。

PCT ニュースレター 2020 年 4 月号でお知らせした官庁に加えて、スペイン特許商標庁は、PCT 規則 20.8(a の 2) および (b の 2) それぞれの規定に従い、上述の新規則は受理官庁および指定官庁としての当該官庁が適用する国内法令と適合しない旨を IB に通知しました。

当該情報により、「PCT 留保、宣言、通知および不適合」の表が更新されました。以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

PCT 規則改正

2019 年 9 月 30 日から 10 月 9 日までジュネーブで開催された PCT 同盟総会の第 51 回会合にて、2020 年 7 月 1 日から発効予定の PCT 規則の改正が採択されました。改正についてのお知らせは、PCT ニュースレター 2019 年 10 月号および 2020 年 4 月号に掲載されました。再度の掲載になりますが、改正は以下のように構成されています。

- **PCT 規則 82 の 4**
予測不能な IT 機能の停止や予定された IT メンテナンスのように、官庁が認める電子的な通信手段のいずれかの不通により期間が遵守されなかったことによる遅滞を当該官庁が許容するための PCT における法的根拠の規定。
- **PCT 規則 26 の 4**
PCT 規則 4.11 に規定する願書様式の表示に関して、国際段階において補充するまたは追加するための PCT における法的根拠の規定。
- **PCT 規則 4、12、20 (新 PCT 規則 20.5 の 2)、40 の 2、48、51 の 2、55 および 82 の 3**
誤って国際出願の要素および部分が提出された場合に、その誤って提出された要素または部分を正しいものと交換することを許容する、もしくは引用により含めることにより、正しい要素または部分を追加することを許容する規定。
- **PCT 規則 15、16、57 および 96**

ある官庁が他の官庁のために徴収した手数料を、IB を介して移転するための PCT における法的根拠の規定。

– **PCT 規則 71 および 94**

国際予備審査機関は当該機関の一件書類の中から所定の書類の写しを IB に送付し、IB は選択官庁に代わって公衆に利用可能にする場合の基礎要件の設定。

これらの改正について説明するプレゼンテーション資料に関するお知らせは、下記の「PCT 関連資料の最新/更新情報」をご参照ください。

修正された PCT 規則の全条文は、2020 年 7 月 1 日に発効予定です。アラビア語および英語版は、それぞれ以下のリンクからご利用ください。

www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html

www.wipo.int/pct/en/texts/index.html

他の言語は準備中です。

PCT 様式の修正

願書様式 (PCT/RO/101) および以下の様式が修正され、2020 年 7 月 1 日から有効となります。

- PCT/RO/107 (欠落部分または誤って提出された要素 (部分) がある旨の手続補完命令書)
- PCT/RO/114 (要素または部分が引用により含まれることの確認に関する決定の通知)
- PCT/RO/118 (書類の送付通知書)
- PCT/RO/126 (引用による補充のためではない後に提出された用紙に関する通知)
- PCT/IB/310 (書類の送付通知書)
- PCT/IPEA/415 (書類の送付通知書)

また以下の新しい様式が作成されました。

- PCT/RO/129 (国際出願日の訂正請求に関する通知)
- PCT/ISA/208 (後に提出された用紙に関する追加手数料の支払命令書)
- PCT/IB/324 (規則 4.11 に規定する表示の追加または補充の請求に関する通知)

上記の様式は、以下のリンク「2020 年 7 月 1 日から有効になる様式」からご利用可能です。

www.wipo.int/pct/en/forms/

上述の修正についての詳細は、以下のリンクから PCT 回章の PCT1599 をご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/circulars/

PCT 国際調査および予備審査ガイドラインの改訂

PCT 国際調査および予備審査 (ISPE) ガイドラインが改訂され、2020 年 7 月 1 日から発効します。改訂される項は、2.12、3.25 から 3.28、6.01、15.11、15.11A から C、17.13、17.16 A および B、18.07、

19.50、22.27、22.52A から D および 22.58 A および B です。発明の単一性に関連する第 10 章も改訂され、さらに新たな項 15.11D が追加されました。

ISPE ガイドラインの改訂版は、PCT ウェブサイト上で英語、仏語およびスペイン語で閲覧可能です。それぞれ以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html

www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html

www.wipo.int/pct/es/texts/gdlines.html

上述の改訂に関する詳細は、以下のリンクから PCT 回章の C. PCT1573 および C. PCT1599 をご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/circulars/

ePCT 最新情報

ePCT システムの最新版 (ePCT 4.7) が、2020 年 4 月 23 日に導入されました。出願人向け ePCT および受理官庁、指定官庁および国際機関向けの ePCT の新機能に関する詳細は、それぞれ以下のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1081

www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_office_whats_new.pdf

主な新機能の概要は、以下の通りです。

出願人向け ePCT 最新情報

- 発明の名称:
ePCT での発明の名称の入力は、デフォルトにより大文字に設定されていますが、新しいチェックボックス「小文字を許可する」を選択すると小文字の使用が必要な特定の文字を入力することが可能になります。
- 受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) への手数料の支払:
オンラインによるさまざまな手数料の IB への支払方法が、「オンライン支払」機能一つに統合されました。WIPO のオンライン支払プラットフォームを利用すると、支払時に特定の支払方法が選択できます。
- 調査手数料の減額:
特定の出願人に適用される調査手数料の減額に関する最近の変更が反映されました。
- ePCT タイムラインの新アイテムおよび新しい ePCT 通知:
ePCT タイムラインに新アイテムが追加され、所定の国際出願に係る優先権書類の提出期間の満了を表示します。また、この期間に関する新しい ePCT 通知が「通知」の通知方法の設定から利用可能であり、認証謄本を IB に提出する 16 カ月の期間が間近である旨がユーザに通知されません。
- 国際出願が IB に送付される前に、出願人は (例えば、受理官庁に対する翻訳文、申し立てまたは委任状の提出など) 一部の ePCT 機能が利用可能になりました。

機関および官庁向けの ePCT

- 官庁向けアクション機能の向上: 以下の様式を作成する ePCT アクション機能が改善されました。
 - PCT/ISA/203 (国際調査報告を作成しない旨の決定)
 - PCT/ISA/206 (追加して納付すべき手数料および異議申立手数料 (該当する場合) の納付命令書)
 - PCT/ISA/210 (国際調査報告)
 - PCT/ISA/237 (国際調査機関の見解書)
- 以下の様式を作成する ePCT 新アクション機能の追加
 - PCT/ISA/212 (追加手数料異議の申立ての決定または異議申立てが行われなかったものとみなす宣言の通知書)
- 既存の所定のレポートの改訂、および新たにレポート 4 種類を追加。それらレポートは、処理業務で係属している事項の現況や四半期ごとの処理業務の遂行状況に関する情報を提供します。
- 官庁向け新アクション機能「機関に対する書類の請求」では、国内段階移行または出願の早期処理の請求が受理された国際出願に関する書類の写しを、指定官庁が請求できるようになりました。
- 選定された出願を対象として IB 送付用に月次の手数料移転情報を作成する、官庁向け新アクション機能が設定されました。

国際出願の電子出願および処理: 欧州特許庁 (EPO)

PCT-SAFE 出願の受理停止

(ePCT、EPO オンライン出願、EPO ウェブフォーム出願サービスおよび EPO ケースマネジメントシステム (CMS) を利用して提出される国際出願をすでに受理している) EPO は、2020 年 7 月 1 日から PCT-SAFE ソフトウェアを用いて電子形式で提出される国際出願を受理しない旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

当該情報により、PCT 出願人の手引 附属書 C (EP) が更新されました。

EPO オンライン出願バージョン 2.0 の試行プロジェクトの開始

EPO は 2020 年 5 月 4 日から、EPO オンライン出願バージョン 2.0 の試行プロジェクトを開始したことを公表しました。本プロジェクトでは、オンラインによる書類の提出が可能になることに加えて、受理官庁としての EPO に対して PCT 出願も提出できるようになりました。システム内で国際事務局の ePCT 出願エンジンを組み込むことで PCT の願書様式が作成できるようになり、ePCT が実行するものと同様のチェック機能の利点を出願人が受けられるようにしています。

本プロジェクトの下で書類を提出する際の技術的な要件や提出可能な書類の種類などに関する詳細は、以下のリンクから EPO 官報の 2020 年 4 月号の記事をご覧ください。

www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/04/a44.html

www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/04/a45.html

PCT 最新情報

一部手数料の変更 (ハンガリー知的所有権庁、ニュージーランド知的所有権庁、ノルウェー工業所有権庁)

CN: 中国 (微生物およびその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

EP: 欧州特許庁 (電子出願)

IT: イタリア (国内段階移行期限、国際出願の翻訳文に関する要件、優先権の回復請求の受理)

SE: スウェーデン (官庁の名称)

調査手数料および国際調査に関する手数料 (オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、インド特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、北欧特許機構、スウェーデン知的所有権庁、米国特許商標庁、ヴィシェグラード特許機構)

PCT 関連資料の最新/更新情報

ウェビナーの新トピック COVID-19 による PCT 実務への影響

詳細は、上記「COVID-19 による PCT 実務への影響」のトピックをご覧ください。

プレゼンテーション資料

2020年7月1日発効予定のPCT規則改正を説明するプレゼンテーション資料が、英語およびスペイン語でご利用可能になりました。それぞれ以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule_changes_archive.html

www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/rule_changes_archive.html

他の言語は準備中です。

PATENTSCOPE に関するお知らせ

WIPO による COVID-19 イノベーションを促進する PATENTSCOPE データベース新検索機能の導入

WIPO は 2020 年 4 月 20 日に、PATENTSCOPE に新検索機能を導入しました。当該機能は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を克服する目的で新技術を開発しているイノベーターにとって有用と思われる公開特許文献に含まれる情報の所在と検索を促進するものです。また当該機能は、科学者、エンジニア、公衆衛生のポリシーメーカー、産業界の関係者そして一般の皆様は、新型コロナウイルスをはじめとする病気の検出、予防および治療を向上するための容易にアクセスできる情報源を提供します。

当該機能の導入時には、特許情報の専門家により感染症の検出、予防および治療に関連する技術分野が特定され、特別に生成された数十の検索式を提供しました。PATENTSCOPE は、8,300 万件以上の特許文献および関連文献を収録しています。また多言語検索機能を備えた特許情報の包括的な検索機能を提供し、人工知能技術を利用した自動翻訳システムにより高精度な結果を得ることができます。この新しい COVID-19 検索機能により、感染症の軽減に取り組んでいるイノベーターにとって潜在的な利用可能性があると考えられる数千の文献が再活用されることとなります。

当該検索機能は、以下のリンクからご利用ください。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/covid19.jsf>

「Special COVID-19 in PATENTSCOPE」と題したウェビナーの録音(2020年5月7日に中継済み)ならびにウェビナーで使用されたプレゼンテーション資料は、以下のリンクからご利用ください。

www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=312

ディスタンスラーニングコース: 特許協力条約入門

オンラインディスタンスラーニングの PCT 入門コース (DL101PCT) では、PCT 制度の紹介と概要を提供しています。本コースは、理解度と進捗度を計るテストを備えた完全な自主学習形式となっています。本コースの全工程修了時には、コース修了証のダウンロードが可能です。無料の本コースは PCT 全 10 言語でご利用可能です。受講ご希望の方は、以下の WIPO アカデミーのページからご登録ください。

<https://welc.wipo.int/acc/index.jsf>

実務アドバイス

期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容 - PCT 第 19 条に基づく請求の範囲に関する補正書を提出する期間を徒過した事例

Q: 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行の影響により、クライアントは隔離中であり、PCT 第 19 条に基づく補正書を期間内に国際事務局に提出する指示を出す対応ができませんでした。その結果、PCT 規則 46.1 に基づく期間内に補正書を作成して提出することができませんでした。補正書の提出の遅滞についての許容の請求を行うことは可能でしょうか? 可能であれば、請求を行う手順はどのようなものでしょうか。

A: PCT 規則 82 の 4.1 は、書類の提出や手数料の支払いならびに PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正書の提出などの行為について、PCT の期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を規定しています。また PCT 規則 82 の 4.1 の規定は、不可抗力の事由(「戦争、革命、市民暴動、同盟罷業、天災…その他これらに類する事由」)について定めています。

国際事務局 (IB) は、今般の感染症の世界的流行は「天災…その他これらに類する事由」に該当する事由と解されるべきであるという立場を明確にしました。IB の解釈声明は以下のリンクをご参照ください。

www.wipo.int/pct/ja/news/2020/news_0009.html

PCT 第 19 条に基づく補正書を IB が受理するためには、以下の行為が必要となります。

- PCT 第 19 条に基づく補正書を、合理的にできる限り速やかに電子形式¹で IB に提出する。

¹ 感染症の世界的流行にある現状では、郵送による国際出願に係る書類の送付は決して推奨しない点にご留意ください。PCT 第 19 条補正のケースでは、ePCT にある専用のアクション機能 (www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=840) を利用して提出することをお勧めします。ただし当該機能は、期間がすでに満了している場合には利用できません。したがって ePCT のドキュメントアップロード機能、ならびに専用機能がない場合 (PCT 規則 82 の 4 に基づく請求など) (www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=820) の他の書類タイプを提出する機能をご利用ください。ePCT システムにログインするための WIPO アカウントをまだ作成しておらず、すぐに作成できない場合には緊急用アップロードサービス (<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/UploadDocument.xhtml?lang=ja>) を利用して PDF 形式で書類を提出することができます。

- PCT 規則 46.1 に基づく期間²の満了後 6 カ月以内に「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 関連の問題」を遅滞の理由として挙げる説明書を電子形式¹で IB に提出し、適用される期間が遵守されなかったことによる遅滞の許容について PCT 規則 82 の 4.1 に基づく請求を行う。

通常であれば、PCT 規則 82 の 4.1 に基づいて説明された理由により関連する期間が遵守されなかった旨の証拠を、該当する場合には官庁、機関または IB に対して提出することが求められます。しかしながら現状を考慮して IB は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 関連の問題を理由としてなされる PCT 規則 82 の 4.1 の請求を優遇し、あなた (または出願人) の住所、営業所を有する地、または滞在地が影響を受けたことを立証する証拠の提出を求めません (上述した IB の解釈声明をご参照ください)。

また一方で、PCT 制度には多くの相互に依存したプロセスがあり、許容されたある行為の遅滞が他のプロセスにも影響を及ぼす可能性があります。そのためある行為が遅滞した場合にはその可能性を考慮する必要があることにご留意ください。例えば、PCT 第 19 条の補正書が遅れて提出された場合、出願の再公開が必要となることがあり、仮保護の手續に遅れが生じることもあります。さらに国際予備審査の請求を検討したい場合や、国際予備審査の目的で国際予備審査機関 (IPEA) に PCT 第 19 条補正を考慮してもらいたい場合であっても、国際予備審査の請求をする期間までに (すなわち、PCT 規則 54 の 2 に基づく期間の満了前に) 補正書が準備できていない可能性もあるでしょう。もちろん、補正書が提出されるまで待つことができ、また必要に応じて、IPEA に対して国際予備審査請求を提出する期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することもできます。ただしその場合、通常国内段階移行を決定する前に必要となる国際予備審査報告の発行を遅らせてしまう可能性が生じます。

PCT 規則 82 の 4.1 に基づく期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容の請求は、一般的に優遇されます。しかしながら、困難な状況であってもできる限り行為の遅滞を避けることが出願人の利益となるでしょう。

規則 82 の 4.1 は受理官庁、国際調査機関、補充国際調査に指定された機関、IPEA または IB に対して手續を行う場合に適用されますが、以下の場合には適用されないことにご留意ください。

- 優先期間については、PCT 第 8 条の規定により、実質的にはパリ条約第 4 条が適用される (PCT 規則はただし、関係する官庁が当該規定に係る留保をしていないことを条件として、国際段階または国内段階において優先権の回復を請求できる可能性を規定している)。
- 徒過された期間が、国内段階での指定官庁または選択官庁に対して行われるべき行為に関連している場合。これらの官庁において、関連する国内法令に基づいて適用される救済措置がある場合がある (PCT 第 48 条(2)、規則 82 の 2.2)。また指定官庁が PCT 規則 49.6(f)³ に定める留保をしていない限りは、指定官庁および選択官庁は PCT 規則 49.6 に基づき、出願に関する権利の回復請求手続きを提供することが求められる。詳細は、PCT 出願人の手引の関連する国内編 (<https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html>) をご参照ください。または関係する国内官庁に直接お問い合わせください。

予期せぬ事態により PCT に基づく期間を徒過した場合に適用される可能性のある他の救済措置の詳細については、PCT ニュースレター 2020 年 3 月号の「実務アドバイス」をご参照ください。

² PCT 規則 46.1 に規定する期間は、国際調査機関による IB および出願人への国際調査報告の送付の日から 2 カ月の期間または優先日から 16 カ月の期間のうちいずれか遅く満了する期間とする。ただし、第 19 条の規定に基づく補正で当該期間の満了の後に IB が受理したものは、その補正が国際公開の技術的な準備が完了する前に IB に到達した場合には、当該期間の末日に IB が受理したものとみなす。

³ PCT 規則 49.6(f) に基づく留保をしている国に関する情報は、www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html をご参照ください。

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2020年6月号 | No. 06/2020

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

特許協力条約外交会議 50 周年記念

1970年5月25日から6月19日まで米国ワシントン D.C. で開催された「特許協力条約ワシントン外交会議」から、今月で50周年を迎えました。この外交会議での協議を受けて、特許協力条約（以下「条約」という）および規則が採択されました。

外交会議には、パリ条約の同盟国55カ国、オブザーバー23カ国、政府間機関11カ国および国際非政府機関11カ国が出席し、参加しました。政府または機関の代表にかかわらず、すべての参加者は、議論に参加する権利と機会を与えられました。

条約と附属する規則は、1970年6月17日に全会一致で採択されました。条約と規則の最終条文は、1970年6月19日の閉会時に20カ国によって署名され、1970年末までにさらに15カ国によって署名されました。

当条約の50周年を記念するプレゼンテーションが、以下のリンクからご覧いただけます。

www.wipo.int/pct/en/treaty/pdf/pct-diplomatic-conference1970.pdf

プレゼンテーションには、以下が収録されています。

- 当条約に関する背景情報の概要
- 外交会議開催前の数年間にわたり遂行された準備作業に関する情報
- 外交会議中に実施された作業に関する情報
- 参加者からの興味深いスピーチの引用
- 外交会議で撮影された写真のセレクション

PCT 外交会議についてより詳しい情報に関心のある方は、以下のリンクから、ワシントン外交会議の記録をご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/texts/washington.html

COVID-19の影響に伴う RO/IB に対する手数料の支払期間の再延期

受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) は 2020 年 4 月に、所定の期間内に所定の手数料が支払われなかったことを理由として発せられる、国際出願が取り下げられたものとみなされた旨を宣言する通知 (様式 PCT/RO/117) について、2020 年 5 月 31 日まで発行を延期する決定を公表しました (PCT ニュースレター 2020 年 4 月号参照)。

この度 IB は、その期間を再延期することを決定し、2020 年 6 月 30 日まで当通知の発行を延期します。また IB は、自国の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の現状を鑑みて、かかる対応が適切であると考えられる場合には、他の PCT 受理官庁に対し同様の対応を行うことを推奨しています。発行の再延期に関する公表は、以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/ja/news/2020/news_0014.html

WIPO PROOF: 信頼性の高いデジタルデータを証拠として知的財産を守るサービス

WIPO は 2020 年 5 月 27 日、あらゆる業界のイノベーターのための新オンラインビジネスサービス、WIPO PROOF を開始しました。WIPO PROOF は、日時が刻印されたデジタルファイルのフィンガープリント (WIPO PROOF トークンと呼ばれる) の作成を可能にします。このサービスは、あなたの知的財産であるデジタルファイルが特定の時点で存在したこと、そしてそれ以降変更されていないことを証明する、改ざん防止機能を備えた証拠を作成します。WIPO PROOF はしたがって、公証型サービスのデジタル版としてみなされることができません。当サービスは、信頼性が高く、コスト効果も良くかつ効率的で世界規模のサービスを提供します。そして、その知的財産が最終的に特許をはじめとする公式に保護された権利を取得するかどうかにかかわらず、イノベーターやクリエイターがコンセプトから開発、商業化までのプロセスにおいて、その成果物を保護できるよう支援します。

また WIPO PROOF は、業界をリードする安全な技術を用いて、研究成果や膨大なデータセットまたは新製品や新技術につながる可能性のあるビジネス関連の記録などを、プロセスのあらゆる段階で保護することができます。当サービスは、1 トークンが 20 スイスフランから、1,000 単位の「バンドル」で購入すると 1 トークンあたり 13 スイスフランと、非常に利用しやすい価格で提供されています。これは、例えば特許出願などの膨大な書類の保護を必要とするユーザに便利です。WIPO PROOF の利用例は、以下のリンクにて説明されています。

<https://wipoproof.wipo.int/wdts/use-cases.xhtml>

WIPO PROOF トークンは、スイスのサーバーに安全に保管され、WIPO すべての知的財産サービスをサポートしているものと同様の高水準セキュリティ機能を備えています。このトークンは、知的財産が存在していた事実と所有を立証する証拠として利用でき、知的財産の悪用や不正流用の防止につながり、将来の法的紛争を解決する際にも役立つでしょう。

この新サービスならびにその仕組みについての詳細は、以下のリンクをご参照ください。

<https://wipoproof.wipo.int/wdts/>

プレスリリース PR/2020/855 もご覧ください。

www.wipo.int/pressroom/en/articles/2020/article_0012.html

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

新規一方向 PCT-PPH 試行プログラム (シンガポールおよびブラジル)

2020 年 5 月 1日から、シンガポール知的所有権庁 (IPOS) およびブラジル国立工業所有権機関 (INPI) 間で、新規一方向 PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。本試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において INPI が作成する、国際調査機関 (ISA) または国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書もしくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) を得た PCT 出願に基づき、IPOS に対し国内段階における早期審査の利用が可能になります。IPOS は、すでにグローバル特許審査ハイウェイ試行プログラムに参加しています。

上述の PCT-PPH 合意に関する詳細は、以下のリンクをご参照ください。

www.ipos.gov.sg/docs/default-source/protecting-your-ideas/patent/ipos-inpi-pph-guideline_1-may-2020.pdf

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページは、この新規試行プログラムに関する情報を追加して更新されました。以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

COVID-19 の影響に伴う例外的な閉庁日

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行に伴い、以下に列挙した官庁の閉庁に関する情報ならびに閉庁により生じる変更に関する情報が、括弧内に記載された発行日の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

- BZ ベリーズ知的所有権庁 (2020 年 6 月 11 日)
- IN インド特許庁 (2020 年 5 月 28 日)
- MX メキシコ工業所有権機関 (2020 年 6 月 11 日)
- PA 工業所有権登録総局 (DIGERPI) (パナマ) (2020 年 6 月 18 日)
- PH フィリピン知的所有権庁 (2020 年 6 月 11 日)

関連する公示 (PCT 公報) の各号は、以下のリンクからご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

より詳細な情報は、COVID-19 IP 政策トラッカーの各官庁の欄にも掲載されています。以下のリンクからご利用ください。

www.wipo.int/covid19-policy-tracker/

国際出願の電子出願および処理

国立登録センター (CNR) (エルサルバドル) による電子形式での国際出願の受理および処理の開始

受理官庁としての国立登録センター (CNR) (エルサルバドル) は 2020 年 7月15日から、電子形式での国際出願の受理および処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。

当該官庁は、ePCT 出願を利用した電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

また電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件および運用を含む通知は、2020年5月22日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンクからご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引、附属書 C (SV) が更新されました。)

スペイン特許商標庁による PCT ダイレクト試行プログラムの開始

受理官庁 (RO/ES) および国際調査機関 (ISA) としてのスペイン特許商標庁は、2020年5月25日から、いわゆる「PCT ダイレクト」の試行プログラムを開始しました。本プログラムは、RO/ES に提出された国際出願および当該官庁が ISA として行動する際の国際出願に適用されます。この新サービスは、2014年11月に最初に欧州特許庁で開始されたものと同様で、その後イスラエル特許庁およびフィンランド特許登録庁でも導入されました。

当該官庁の PCT ダイレクト試行プログラムでは、RO/ES に国際出願を提出する出願人であって、当該官庁によりすでに調査済みかつ審査済みの先の国内出願もしくは PCT 出願に基づいて優先権を主張する場合は、優先基礎出願に関して作成された調査報告または見解書で提起された異議に対して反論する非公式コメントを提出することができます。

非公式コメントは国際出願とともに、「PCT ダイレクト/非公式コメント」と題した別個の書簡形式で RO/ES に送付される必要があります。なお、PCT ダイレクトとして提出された書簡は、PATENTSCOPE 上に掲載されることにご留意ください。

詳細は、当該官庁の以下のウェブサイトに掲載されています。

www.oepm.es/export/sites/oepm/comun/documentos_relacionados/Noticias/2020/2020_05_25_ResolucionDirectorOEPM_PCT_Directo.pdf

7月と8月の合併号

次回の PCT ニュースレター は7月と8月の合併号となり、8月に発行予定です。今月号と7-8月号が発行されるまでの間に PCT ユーザにお伝えすべきお知らせがある場合は、PCT 最新情報のメール配信サービスにてご案内します。当サービスをまだご利用されていないようでしたら、以下の電子メールプラットフォームにて無料で購読手続きができます。PCT ニュースレターの最新号が発行される際や、臨時のお知らせを行う際に、PCT ユーザにその旨をご案内します。

https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct_newsletter

7-8月号の発行前に、PCT セミナーカレンダーや PCT 手数料表に変更がある場合は、それぞれ下記のリンク先にて更新されます。

www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf

www.wipo.int/pct/en/fees.pdf

PCT 最新情報

AU オーストラリア (手数料)
BR ブラジル (送付手段)
CA カナダ (通信手段)
GT グアテマラ (所在地とあて名、ファックス番号)
KR 大韓民国 (管轄国際調査および予備審査機関)
LA ラオス人民民主共和国 (管轄国際調査および予備審査機関)
SV エルサルバドル (電子出願)

調査手数料および国際調査に関する手数料 (オーストラリア特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、シンガポール知的所有権庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (ブラジル))

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

取扱手数料 (オーストラリア特許庁)

PCT 実施細則および PCT 受理官庁ガイドラインの改訂

回章 C. PCT 1586 (www.wipo.int/pct/en/circulars/2020/1586.pdf) による協議を受け、PCT 実施細則および PCT 受理官庁ガイドラインの一部が改訂され、2020 年 7 月 1 日に発効します。改訂部分は、回章 C. PCT 1599 (www.wipo.int/pct/en/circulars/2020/1599.pdf) により公表され、2020 年 4 月 30 日に、それぞれ以下のリンクに掲載されました。

www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai_20add.pdf

www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ro_18add.pdf

なお、上述の実施細則およびガイドラインは、回章 C. PCT 1596 (www.wipo.int/pct/en/circulars/2020/1596.pdf) による協議の結果、最近修正された他の箇所とまとめられ、同じく 2020 年 7 月 1 日に発効します。改訂部分は、回章 C. PCT 1602 により公表され、それぞれ以下のリンクにて、2020 年 6 月 25 日に掲載される予定です。

www.wipo.int/pct/en/texts/index.html

www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html

PCT 出願人の手引 最新版

PCT の国際段階に関する詳細情報を提供する PCT 出願人の手引の「国際段階の概要」の英語版が、2020 年 7 月 1 日発効の PCT 規則改正、およびその他の最新情報を反映し更新されました。最新版は 2020 年 7 月 1 日に、以下のリンクに掲載されます。

www.wipo.int/pct/en/guide/index.html

その他の言語は準備中です。

PCT 規則改正に関するウェビナー

「PCT – 2020 年 7 月の規則改正」と題したウェビナーの録音が、以下のリンクからご利用可能になりました。

<https://register.gotowebinar.com/recording/7207139698340682246>

簡単な登録で視聴でき、プレゼンテーション資料も以下のリンクからご利用可能です。

www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html

WIPO PCT 法務・ユーザ関連部の副部長 Matthias Reischle-Park によるウェビナーでは、まもなく発効する規則改正の概要を紹介し、なぜ当規則改正が PCT ユーザにとり重要なのかを説明しています。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。DAS のサービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。

イスラエル特許庁

イスラエル特許庁 (ILPO) は、PCT 受理官庁として当該官庁に提出される PCT 出願、ならびに国内出願に関する提供庁および取得庁の両方としての運用をすでに開始しています。加えて、当該官庁は 2020 年 7 月 1 日から、DAS 電子図書館の範囲を意匠まで拡張し、意匠出願に関する提供庁および取得庁の両方としても運用を開始します。

詳細は、以下のリンクをご参照ください。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10740

DAS 参加庁の一覧は、以下に掲載されています。

www.wipo.int/das/en/participating_offices.html

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 規則改正

PCT ニュースレター 2020 年 5 月号に掲載されたお知らせの追加情報です。2020 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の改正版が、(アラビア語および英語に加えて) 中国語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語およびスペイン語でご利用可能になりました。(ページの右側上部から言語が選択でき) それぞれ以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html

www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html

www.wipo.int/pct/de/texts/index.html

www.wipo.int/pct/ja/texts/index.html

www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html

www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html

www.wipo.int/pct/es/texts/index.html

イタリア語版は、以下のリンクの右側下部にある「他の言語」にまもなく掲載される予定です。

www.wipo.int/pct/en/texts/index.html

プレゼンテーション資料

PCT ニュースレター 2020 年 5 月号に掲載されたお知らせの追加情報です。2020 年 7 月 1 日発効の PCT 規則改正を説明するプレゼンテーション資料が、(英語およびスペイン語に加えて) アラビア語、中国語、日本語、韓国語、ポルトガル語およびロシア語でご利用可能になりました。それぞれ以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/ar/texts/ppt/2020changes.pptx

www.wipo.int/pct/zh/texts/ppt/rule_changes_archive.html

www.wipo.int/pct/ja/texts/ppt/rule_changes_archive.html

www.wipo.int/pct/ko/texts/ppt/2020changes.pdf

www.wipo.int/pct/pt/texts/ppt/rule_changes_archive.html

www.wipo.int/pct/ru/texts/ppt/rule_changes_archive.html

ウェビナー: PCT を利用してあなたの発明を国際的に保護する

「Protecting your inventions internationally with the PCT (PCT による発明の国際的保護)」と題したウェビナーが、WIPO サービスおよびイニシアティブに関するローピングウェビナーのフレームワークの一環として、2020 年 5 月 26 日に中継されました。その録音が、以下のリンクから視聴可能になりました。

www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=323

偽の手数料支払請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局 (IB) からの通知ではなく、PCT に基づく国際出願の手続に関係のない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターにおいて再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこの度、「WPTAgency– World Patent & Trademark Agency」からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に、下記リンク先で閲覧できます。このような請求書に関する一般的な情報も、同リンク先からご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html PCT

出願人および代理人の皆様は、優先日から 18 カ月を経過した後速やかにすべての国際出願について国際公開を行うのは、IB のみであることにご留意ください (PCT 第 21 条(2)(a) 参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。PCT

出願人や代理人の皆様におかれましては、まだそうされていない場合には、組織内の手数料支払い担当者や、このような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号: (+41-22) 338 83 38

ファックス番号: (+41-22) 338 83 39

電子メール: pct.legal@wipo.int

WIPO は、PCT 出願人、代理人または発明者 (PCT ユーザ) の皆様に、政府または消費者保護協会にて対処するよう推奨しております。苦情申立ての例文や「政府機関または苦情を受け付ける消費者保護協会」の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

実務アドバイス

受理官庁としての国際事務局に対し業として手続をとる資格 (国際出願が他国の出願人に譲渡される場合)

Q: 新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響により、出願人 (出願人 A) の国内受理官庁が長期間閉庁していたため、出願人に代わって当方が受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に国際出願を行いました。出願人 A は A 国の国民であり居住者であり、当方は A 国の特許庁に対し業として手続を行う代理人として登録されています。出願人は、国際出願を B 国の国民であり居住者である新規出願人 (出願人 B) へ譲渡することを望んでいます。この状況を受け、出願人 B を代理する資格について、以下の質問があります。

1. 当方は、当該出願について出願人 B を代理する資格があるのか？
2. 出願人 B は、A 国の特許庁に対し業として手続を行うため登録されている新規代理人を選任できるのか？
3. 出願人 B は、B 国の特許庁に対し業として手続を行うため登録されている新規代理人を選任できるのか？

A: RO/IB に対する手続において、出願人は代理人を立てるべきとの要件はありませんが、出願人が自身に代わって行動する代理人を選任することは、強く推奨されます。RO/IB に対し出願人を代理する代理人の権能については、PCT 規則 83.1 の 2 に規定されています。規定では、出願人が (または 2 人以上の出願人がある場合には、これらの出願人のうちのいずれかが) その居住者もしくは国民である締約国の国内官庁またはその締約国のために行動する国内官庁に対し業として手続をとる権能を有する者は、国際出願について、PCT 規則 19.1(a)(iii)¹ の規定に基づく RO/IB に対し業として手続をとる権能を有する、と定めています。さらに、国際出願について RO/IB に対し業として手続をとる権能を有する者は、その国際出願について、受理官庁以外の資格における国際事務局に対し、ならびに管轄国際調査機関 (ISA) および管轄国際予備審査機関 (IPEA) に対し、業として手続をとる権能を自動的に有します。

上記のシナリオ 1 については、国際出願を行った時点であなたは出願人を代理する資格を有していたため、RO/IB に関する限り、あなたは、RO/IB および国際機関に対し当該国際出願について引き続き代理人として行動する資格を有します。今後、当該出願が他の出願人に譲渡されるか否かにかかわらず、あ

¹ IB が PCT 規則 19.1(b) に従い受理官庁として行動する場合 (すなわち、国内 (または広域) 官庁は受理官庁として行動しないが、その国民または居住者の国に代わって IB が受理官庁として行動する場合)、いずれの自然人または法人も IB に対し業として手続をとる権能を有する。

あなたは代理人として行動する資格を有します。したがって出願人 B は、出願人 B が居住者または国民である締約国、つまり B 国の国内官庁に対し、または B 国のために行動する国内官庁に対し、業として手続をとる権能を有する新規代理人を選任する義務はありません。

あなたが当該国際出願について記録されている代理人として、引き続き行動する場合には、あなたの選任に関して出願人 B が署名する委任状の提出は、必要のないことにご留意ください。これは RO/IB が、PCT 規則 90.4(d) および 90.5(c) に基づく委任状の提出要件を放棄しているためです。

一方、シナリオ 2 については、出願人 B が A 国で新規代理人の選任を望んでいる場合、出願人 B は A 国の官庁に対してのみ業として手続をとる資格を有する代理人は選任できないため、状況は異なります。これは、代理人の新規の選任には、選任される者は、PCT 規則 83.1 の 2 に従い、出願人 B が居住者または国民である締約国の国内官庁、または締約国のために行動する国内官庁に対し業として手続をとる権能を有していること、とされているからです。

シナリオ 3 に関しては、したがって、出願人 B が B 国の特許庁に対し業として手続を行うために登録されている新規代理人を選任したい場合、上述した PCT 規則 83.1 の 2 の要件を考慮すると、B 国の居住者であり国民である出願人 B は、B 国の官庁に対し業として手続をとる権能を有する新規代理人を選任することができます。この規定は、国際段階の期間中いつでも適用されます。

なお、出願人 B が新規代理人を選任する場合、新規代理人が RO/IB によって記録されるためには委任状が必要となります。それは IB の委任状放棄の要件には、出願時の願書に記載されていなかった新規代理人が選任される場合の状況は含まれていないためです。

RO/IB に対し業として手続をとる権能があるかの決定は、国際出願が、受理官庁としての国内官庁または広域官庁に対し行われる場合の状況とは対照的です。出願が A 国の国内官庁に対し行われた場合、出願人 B は引き続きあなたを代理人とするか、または当該国内官庁に対し業として手続をとる権能を有する別の代理人を選任する必要があります。これは、国内（または広域）官庁に対し出願する場合には、代理人は、PCT 規則 90.1 に従い、国際出願が行われた官庁に対し業として手続をとる権能を有する必要があるためです。したがって、新規代理人は、新規出願人の国籍/居住地にかかわらず、出願が行われた国内/広域 RO に対し業として手続をとる権能を有する代理人でなければなりません。

RO/IB に対する PCT 出願についての詳細は、以下のリンクをご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/filing/filing.html

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2020年7-8月号 | No. 07-08/2020

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” 及び “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

COVID-19 に関連した RO/IB に手数料が支払われなかった PCT 出願を取り下げられたものとみなす宣言の延期終了

国際事務局は、受理官庁 (RO/IB) として、所定の期間内に所定の手数料が支払われなかったことにより国際出願が取り下げられたとみなされた旨の宣言を行う通知 (様式 PCT/RO/117) の発行を、2020年5月31日まで延期する決定を2020年4月9日付けで公表しました (www.wipo.int/pct/en/covid_19/82quater.pdf)。この措置は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行 (パンデミック) の影響を受けて経済状況が悪化した PCT 出願人の支援のために講じられたものでした。受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) は、さらに、2020年5月27日付けで、かかる通知の発行を2020年6月30日まで再延期する決定を公表しました (www.wipo.int/pct/en/news/2020/news_0014.html)。

PCT の所定の期間が遵守されなかった遅滞を、請求により許容する PCT 規則 82 の 4.1 の規定については (4月9日付け公表参照)、その適用を継続しますが、RO/IB は、所定の手数料が支払われなかったことを理由に発せられる様式 PCT/RO/117 の発行については、2020年7月1日以降再開しました。しかし、RO/IB は、PCT 規則 16 の 2.2 に規定される後払手数料については、追って公表するまで免除しません。

上記の公表は、2020年7月3日付けで PCT ウェブサイトに掲載されました。

www.wipo.int/pct/ja/news/2020/news_0017.html

電子的な通信手段の不通により期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定 (PCT 規則 82 の 4.2)

すでにお知らせしたとおり、2019年9月30日から10月9日までジュネーブで開催された第51回 PCT 同盟総会は、官庁又は機関における電子的な通信手段の不通により、所定の期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容する新 PCT 規則 82 の 4.2 を、他の規則修正に加えて、採択しました。当該規則は、2020年7月1日に発効しました。

国際事務局

受理官庁 (RO/IB) を含む国際事務局 (IB) は、通知を発行し、2020 年 7 月 1 日以降、ePCT システム (高度認証があってもなくても) 又は PCT 緊急用アップロードサービスの利用中に IB における特定の就業日に最低 1 時間継続して当該機能が不通であった場合、PCT 規則 82 の 4.2(a) に基づき期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容する旨を宣言しています。

当該規定は、IB に対し行為を行うための PCT 規則及び PCT 実施細則に定めるすべての期間に適用されます。当該規定は、IB が出願人に対して発する求め又は通知に定める期間にも適用されます。ただし、優先期間には適用されない旨ご留意ください。

IB に対し PCT 規則 82 の 4.2(a) に基づき期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容の請求を希望する関係者は、以下の行為を行う必要があります。

1. ある特定日に ePCT システム又は PCT 緊急用アップロードサービスの不通により、期間が遵守されなかった旨を記載する請求を IB に対し提出すること。及び
2. ePCT システム又は PCT 緊急用アップロードサービスが回復した IB における後続の最初の就業日に、その対象となる行為を行うこと。

上記の条件 1 及び 2 が満たされ、問題となった当該日に最低 1 時間継続して ePCT システム又は PCT 緊急用アップロードサービスが不通であったと IB が認める場合には、IB は期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容します。IB は、様式 PCT/IB/345 又は様式 PCT/RO/132 (受理官庁として行動する場合) を介して、関係者に対し決定を送達します。

当該規定に関する IB の通知全文は、2020 年 7 月 16 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されました。

www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

PCT 出願人の手引、附属書 B2 (IB) が更新されました。

なお、当該規則に従い、IB は以下の期間に ePCT システムの不通があったことを PCT ユーザにお知らせします。

- 2020 年 7 月 12 日午前 7 時 20 分、中央ヨーロッパ夏時間 (CEST) から、
2020 年 7 月 13 日午前 7 時 52 分、CEST まで

上記の不通により、PCT 期間が遵守できなかった出願人は、上述した条件に従い、PCT 規則 82 の 4.2 に基づき期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。

スウェーデン知的所有権庁 (PRV)

スウェーデン知的所有権庁は、PCT 規則 82 の 4.2 に基づき、当該官庁が認める電子的な通信手段の不通により、当該官庁に対し行為を行うために PCT 規則に定める期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容する旨を IB に通知しました。ただし、不通があった期間は少なくとも 24 時間とし、当該電子的な通信手段が回復した後続の最初の就業日に、その対象となる行為が行われることを条件とします。

(PCT 出願人の手引、附属書 B1 (SE) が更新されました)

国際出願の電子出願及び処理

国際事務局に対し電子出願 (e-filing) データを利用可能にすることの重要性についてのリマインダー

国際出願を電子形式で出願する場合、出願される受理官庁 (RO) や使用されるソフトウェアに関係なく、.pdf 及び .xml 形式のファイルが自動的に生成され、出願パッケージとしてまとめられます。願書や手数料計算用紙をはじめとする PDF ファイルのレンダリングに使用される書誌データに加え、XML ファイルには国際事務局 (IB) の処理システムで使用される重要な情報も含まれています。例えば、ePCT 対応のソフトウェアを使用して国際出願を電子出願する場合、ユーザは署名の手段中に WIPO アカウントのカスタマーID 及び eOwnership コードをコピーし貼り付けることが可能です (PCT-SAFE、EPO オンライン出願ソフトウェア、JPO-PAS)。記録の写しその後 IB にて受理されると、出願パッケージ内の XML ファイルの 1 つに含まれる情報に基づいて、該当する WIPO アカウントの保有者に対し ePCT システム内でアクセス権が自動的に付与されます。

オンラインで直接 RO に対し提出された電子出願に関しては、XML ファイルは自動的に電子出願パッケージに含まれます。

ePCT 出願又は PCT-SAFE を使用して RO としての米国特許商標庁 (USPTO) に電子出願する場合、又は ePCT 出願を使用して RO としてのイスラエル特許庁に電子出願する場合、XML ファイルは電子出願ソフトウェアで作成されたデータパッケージの zip ファイルに含まれます。重要なのは、zip ファイルを RO の電子出願システム (例えば EFS-Web など) にアップロードすることです。そうすることで RO は、IB に対し当該ファイルを記録の写しと共に転送可能になります。

出願人が提供し損なったか、RO が記録の写しと共に転送し損なったことにより、IB がデータパッケージの zip ファイルを受け取らなかった場合には、所定の手続にはマニュアルによる処理が必要になります。ePCT アクセス権については、カスタマーID 及び eOwnership コードが欠落しているため、IB のシステムでは自動的に付与されません。そのため出願人は、別個の eOwnership の請求を提出する必要があります。

手数料の支払い及び払戻しを効率的に行うよう設定された手数料に関連する手続は自動化されており、電子出願ソフトウェアによって生成されたファイルに含まれる XML データにも依存しています。例えば、RO としての欧州特許庁及び/又は国際調査機関の場合、出願時に提供された手数料関連の指示書は電子出願パッケージに含まれているため、これがないと自動処理ができません。

電子出願時に ePCT のアクセス権を設定する方法については、以下のリンクをご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=518

アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO) 及び特許企業登録局 (PACRA) (ザンビア) による電子形式での国際出願の受理及び処理の開始

受理官庁としてのアフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO) 及び特許企業登録局 (PACRA) (ザンビア) は、2020 年 10 月 1 日から、電子形式での国際出願の受理及び処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁は、ePCT 出願を利用した電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を記載する通知は、それぞれ 2020 年 7 月 9 日付け及び 2020 年 7 月 23 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンクからご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引、附属書 C (AP 及び ZM) が更新されました)

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

新規の二方向 PCT-PPH 試行プログラム (エジプト特許庁 - 日本国特許庁)

2020 年 6 月 1 日から、エジプト特許庁と日本国特許庁間で、新規の二方向 PCT-PPH 試行プログラムが開始しました。本試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において一方の官庁が作成する、国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、他庁の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

上述の PCT-PPH の合意に関する詳細は、以下のリンクをご覧ください。

www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_egypt_highway.html

www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/soki/pph/document/guideline/4gypt_egypt_en.pdf

www.jpo.go.jp/e/system/patent/shinsa/soki/pph/document/guideline/egypo_jpo_en.pdf

PCT ウェブサイトの PCT-PPH に関するページが、上述の情報を含み更新されました (www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)。

PCT 統計 2019

PCT 年次報告 (2020 年版)

PCT 年次報告 (2020 年版) では、2019 年の PCT に関する活動及び進展が要約されています。PCT 出願 (上位出願国、上位出願人及び技術分野ごとの出願件数を含む) や 2019 年の国際特許制度の実績に関する包括的な統計や、(利用可能な最新年である) 2018 年の国内段階移行に関する統計が紹介されています。

今年は「上位 50 の PCT クラスター」を PCT 年次報告の特別テーマとして、PCT 出願に記載された発明者の所在地にもとづいた地域レベルでの PCT 出願動向の具体的な分析を提供しています。PCT 出願のクラスターを特定し分析することで、世界のどの地域で PCT 出願に詳述された発明がなされたのかについて、より詳細な概要をまとめています。

PCT 年次報告の英語版は、以下のリンクからご利用可能です。

www.wipo.int/pct/ja/activity/index.html

本 PCT 年次報告の概要は、まもなく 9 言語（アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ロシア語及びスペイン語）にてご利用可能になります。

PCT ニュースレターの日本語抄訳及び韓国語抄訳のための新電子メール通知機能

PCT ニュースレター各号の日本語抄訳及び韓国語抄訳は、この数年 PCT ウェブサイトに掲載されてきました。リンクはそれぞれ、以下のとおりです。

www.wipo.int/pct/ja/newslett/index.html

www.wipo.int/pct/ko/newslett/index.html

抄訳は、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧と二文字コード、また「PCT 最新情報」の特定の箇所を除き、PCT ニュースレター英語版に掲載される大方の情報を提供しています。

この度、日本語スピーカー及び韓国語スピーカーの PCT ユーザを対象として、上述の日本語抄訳及び韓国語抄訳の発行をお知らせする電子メールを購読できるようになりました。購読ご希望の際には、WIPO の登録ページでサインアップするだけです（該当する言語での他の WIPO の電子メール及び電子ニュースレターの購読も選択可能）。以下のリンクをご利用ください。

https://www3.wipo.int/newsletters/ja/#pct_newsletter

https://www3.wipo.int/newsletters/ko/#pct_newsletter

中国語抄訳も、以下のリンクから閲覧可能です。

www.wipo.int/pct/zh/newslett/index.html

また中国語抄訳の発行を通知する電子メールの購読も可能です。

www3.wipo.int/newsletters/zh/#pct_newsletter

協働調査及び審査 (CS&E) 試行プロジェクトのお知らせ

PCT Newsletter 2018 年 7-8 月号では、協働調査及び審査 (CS&E) 試行プロジェクトの詳細をお知らせしました。本試行プロジェクトでは、五大特許庁¹は出願人による特定の参加申請に基づいて、全ての IP5 の官庁がその国際出願に関して国際調査機関 (ISA) の国際調査報告書と見解書に貢献します。運用フェーズの期間中、国際機関は本試行プロジェクトのもとおよそ 460 件の出願を受理しました。出願は

¹ 中華人民共和国国家知識産権局、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁及び米国特許商標庁。

英語、中国語、仏語、独語、日本語及び韓国語で提出され、広範囲にわたる技術分野並びに配列リストや発明の単一性の欠如をはじめとする特別なケースを取り扱いました

CS&E 試行プロジェクトの運用フェーズは、2020 年 6 月 30 日をもって終了しました。したがって 2020 年 7 月 1 日以降は、本試行プロジェクトでは新規出願は受理しません。本試行プロジェクトで受理された出願は、国内段階での処理を通してモニタリングされ、当プロセスの効率性が評価される予定です。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。DAS のサービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。

オーストリア特許庁

オーストリア特許庁は、2020 年 10 月 1 日から、DAS の提供庁及び取得庁の両方としての運用を開始する旨を IB に通知しました。提供庁として、優先権書類としての特許、実用新案、意匠及び商標の出願の認証謄本を提供し、2020 年 10 月 1 日以降に提出される PCT 出願を含みます。取得庁としては、優先権書類の提出期間が 2020 年 10 月 1 日までに満了していない出願を対象として、DAS サービスを利用して当該官庁が利用可能な優先権書類を受け入れます。

詳細を提供する DAS に関する通知は、以下のリンクをご参照ください。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=11496

欧州連合知的財産庁

欧州連合知的財産庁 (EUIPO) は、2020 年 7 月 11 日から、意匠に関する DAS 提供庁としての運用を開始しました。当該官庁は、出願人が当サービスに利用可能にするよう明確に請求する場合、EUIPO に対し 2020 年 7 月 11 日以降に提出された、優先権書類としての意匠出願の認証謄本を提供します。

詳細を提供する DAS に関する通知は、以下のリンクをご参照ください。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=11470

DAS 参加庁の一覧は、以下に掲載されています。

www.wipo.int/das/en/participating_offices.html

COVID-19 の影響に伴う例外的な閉庁日

フィリピン知的所有権庁

フィリピン知的所有権庁は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行の影響に伴う公務上の処置として、2020 年 7 月 20 日から 24 日まで閉庁した旨、及び 2020 年 8 月 6 日から 18 日まで閉庁する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

メキシコ工業所有権機関

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行の影響に伴うメキシコ工業所有権機関の閉庁に関する情報が、2020 年 6 月 11 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されました。そのお知らせに加えて、当該機関は公務上の処置として、2020 年 7 月 13 日から業務を再開した旨を IB に通知しました。

当該機関により IB に提供される、閉庁日に関する追加情報は、以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/dc/closeddates/

より詳細な情報は、COVID-19 IP 政策トラッカーの該当欄にも掲載されています。以下のリンクからご利用ください。

www.wipo.int/covid19-policy-tracker/

PCT 最新情報

一部手数料の変更 (オーストラリア特許庁、ハンガリー知的所有権庁、ニュージーランド知的所有権庁、日本国特許庁、ノルウェー工業所有権庁)

受理官庁としての以下の官庁に対し表示された通貨により支払う、国際出願手数料及び 30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料の換算額が、括弧内に記載された日付けから変更になります。適用される手数料表の項目 4 に掲載された出願手数料の減額に関するそれらの通貨での換算額も変更され、手数料表 I(a) に記載されています。

オーストラリア特許庁 (2020 年 9 月 1 日)	AUD
ハンガリー知的所有権庁 (HIPO) (2020 年 9 月 1 日)	HUF
ニュージーランド知的所有権庁 (IPONZ) (2020 年 10 月 1 日)	NZD
日本国特許庁 (2020 年 10 月 1 日)	JPY
ノルウェー工業所有権庁 (2020 年 9 月 1 日)	NOK

(PCT 出願人の手引、附属書 C (AU、HU、JP、NO、NZ) が更新されました)

AP: アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO) (電子出願)
AT: オーストラリア特許庁 (所在地とあて名、ファックス番号)
BY: ベラルーシ (通信手段、要求される写しの部数、手数料)
IN: インド (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)
IT: イタリア (保護の種類、発明者の氏名及びあて名の提出期限、国際公開後の仮保護、代理人に関する要件、優先権の回復請求に適用される基準、微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件、国内段階移行に関する要件の要約)
KR: 大韓民国 (管轄国際調査及び予備審査機関 - 修正)
LA: ラオス人民民主共和国 (電話番号、電子メール及びインターネットアドレス、管轄国際調査及び予備審査機関)
PT: ポルトガル (手数料)
RS: セルビア (管轄国際調査及び予備審査機関)
RU: ロシア連邦 (インターネットアドレス)
UG: ウガンダ (管轄国際調査及び予備審査機関)
ZM: 特許企業登録局 (PACRA) (ザンビア) (電子出願)

調査手数料及び国際調査に関する手数料 (オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、フィリピン知的所有権庁、日本国特許庁、国立工業所有権機関 (チリ)、北欧特許機構、スウェーデン知的所有権庁、米国特許商標庁)

取扱手数料 (オーストラリア特許庁、日本国特許庁)

2020 年 9 月 1 日から国際予備審査機関 (IPEA) としてのオーストラリア特許庁に対しオーストラリアドルで支払う取扱手数料、及び 2020 年 10 月 1 日から日本国特許庁に対し日本円で支払う取扱手数料の換算額が変更になります。新料金はそれぞれ 307 オーストラリアドル及び 22,900 円となります。

(PCT 出願人の手引、附属書 E (AU 及び JP) が更新されました)

所定の PCT 手数料減額の適格性

以下に説明する、所定の PCT 手数料減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国々の一覧が、2020 年 7 月 1 日付けで更新され、以下のリンクから閲覧可能です。

www.wipo.int/pct/ja/fees/index.html

欧州特許庁における所定の手数料の 75%減額の適用

欧州特許庁に対する支払われる所定の手数料 75%減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国々の一覧に、以下の変更がなされました (つまり、世界銀行により低所得及び低所得経済に格付けされる国々、並びに欧州特許を国内特許として認証することに関する欧州特許機構との合意が発効

している国々²⁾

以下の国が一覧から削除されました。

- インドネシア

また以下の国が一覧に追加されました。

- アルジェリア
- スリランカ

スペイン特許商標庁における国際調査手数料及び国際予備審査手数料の 75%減額の適用

(PCT 締約国³⁾ではありませんが) モーリシャス及びナウルは、このたび高所得経済に格付けされたため、スペイン特許商標庁に対し支払われる国際調査手数料及び国際予備審査手数料の 75%減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国々の一覧から削除されました(つまり、世界銀行により低所得、低中所得及び高中所得経済に格付けされ、欧州特許条約の締約国ではない国々)。

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 出願人の手引

PCT の国内段階に関する詳細情報を含む、PCT 出願人の手引の「国内段階の概要」の英語版が、2020 年 7 月 1 日付けの PCT 規則改正を反映し更新されました。以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol2/pdf/gdvol2.pdf

(PCT ニュースレター 2020 年 6 月号でお知らせしましたように)「国際段階の概要」も更新され、2020 年 7 月 1 日に発効しました。

PCT に関するよくある質問 (FAQs)

2020 年 4 月付の「外国における発明の保護：特許協力条約 (PCT) に関する FAQ」が、最近の変更を反映して 10 の公開言語全てで更新されました(アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語)。それぞれ、以下のリンクからご利用ください。

www.wipo.int/pct/ar/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf

² 以前お知らせしましたように、2020 年 4 月 1 日から、国際出願、補充国際調査請求又は国際予備審査請求が欧州特許を国内特許として認証することに関する EPO との合意が発効している国の国民及び居住者である自然人又は法人により提出される場合にも、手数料の 75%減額が適用されます(2019 年 12 月 12 日付けの管理理事会の決定 CA/D 13/19 をご参照ください [www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/01/a4.html])。合意が発効している 4 国(カンボジア、モロッコ、モルドバ共和国及びチュニジア)は、昨年すでに世界銀行による低所得及び低中所得経済の一覧に含まれました。

³ 国際出願するためには、少なくとも一出願人が PCT 締約国の国民又は居住者である必要があります(PCT 第 9 条(1))。したがって、PCT 締約国ではない国からの出願人は、PCT 締約国の国民及び/又は居住者である出願人と共に PCT 出願をする必要があります。また出願人の両者(又は全員)が減額の資格を有する場合にのみ、手数料減額の対象となります。

www.wipo.int/pct/zh/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf

www.wipo.int/pct/en/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf

www.wipo.int/pct/fr/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf

www.wipo.int/pct/de/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf

www.wipo.int/pct/ja/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf

www.wipo.int/pct/ko/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf

www.wipo.int/pct/pt/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf

www.wipo.int/pct/ru/docs/faqs_about_the_pct.pdf

www.wipo.int/pct/es/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf

PCT 規則改正に関するウェビナー

「PCT – 2020 年 7 月の規則改正」と題したウェビナーの録音が、英語のほかに、アラビア語、中国語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語でもご利用可能になりました。最近の規則改正の概要を紹介し、なぜ当該規則改正が PCT ユーザにとり重要なのかを説明しています。

ポルトガル語以外の言語によるウェビナー及びウェビナーで使用されたプレゼンテーション資料は、以下のリンクからご利用ください。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=56968

ポルトガル語によるウェビナー及びウェビナーで使用されたプレゼンテーション資料は、以下のリンクからご利用可能です。

www.wipo.int/pct/pt/seminar/webinars/index.html

録音の視聴には、登録が必要となります。

PCT 作業部会の会合文書

2020 年 10 月 5 日から 8 日までの期間ジュネーブで開催予定の第 13 回 PCT 作業部会用の文書が作成されました。以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=55850

特許協力条約外交会議 50 周年記念

PCT 外交会議 50 周年記念に関するお知らせは、PCT ニュースレター 2020 年 6 月号に掲載されました。なお、1970 年の会議に出席した参加者 (Mr. Kiyoshi Asamura) のビデオインタビューが、以下のリンクから視聴可能になりました。

www.wipo.int/multimedia-video/en/pct/video/asamura.mp4

実務アドバイス

最初に提出した要素が誤って提出されたものであった場合に、国際出願の正しい要素を提出すること

Q: 2019 年 7 月 16 日に出願した先の出願の優先権を主張して、受理官庁としての知的所有権庁⁴ (英国) (RO/GB) に対し 2020 年 7 月 14 日 (つまり 12 カ月の優先期間が満了する 2 日前) に国際出願をしました。1 週間後に、正しい要約、明細書及び図面と共に、誤って別の出願の請求の範囲を提出していたことに気付きました。国際出願日が後に変更されずに、また先の出願の優先権を主張する権利も喪失せずに、誤った請求の範囲を問題になっている出願の正しいものと差し替えることができるかどうかについて知りたいです。この差し替えが可能かどうか確認してくれますか？また可能であれば、何をすべきか教えてください。また、最初の (間違っ) 請求の範囲は公開されるのでしょうか？

A: 出願人が先の出願の優先権を主張して、12 カ月の優先期間が満了する前に間違っ) 請求の範囲 (又は明細書又は図面) を提出したことに気付いたケースですが、選択肢の一つは、単純に正しい請求の範囲を含めた国際出願を速やかに再提出し、最初の出願を取り下げることです。あるいは、2020 年 7 月 1 日以降に出願された国際出願に関しては、新 PCT 規則 20.5 の 2(b)及び (c) に従い、受理官庁に正しい請求の範囲との差し替えを請求することが可能です。しかしながら、受理官庁が後日に正しい請求の範囲を受理した場合には、国際出願日は受理官庁が正しい請求の範囲を受理した日に変更されることになるでしょう。あなたは 12 カ月の優先期間の満了後にはじめて間違いに気づいたため、上記のいずれかの行為を行った場合には、先の出願の優先権の有効性を主張できなくなります (優先権の回復の請求を試みない場合)。第 1 の選択肢では、新規に提出された国際出願の受理日は優先期間外となります。第 2 の選択肢では、正しい請求の範囲一式の受理日が国際出願日となりこちらも優先期間外となるでしょう。

最初に認定された国際出願日を保持することが重要であり、その要素又は部分が関係する先の出願に完全に記載されていた場合には、新 PCT 規則 20.5 の 2(d) は (出願の欠落している部分を提出するケースを対象とした、PCT 規則 20.5 とは異なり) 誤って提出された要素又は部分に関して要素又は部分を引用により補充することの確認を請求することを許容しています。これは、「正しい請求の範囲」が優先権を主張する基礎出願に実際に完全に記載されていた場合には、出願に正しい請求の範囲一式を追加することができることを意味します。ただし、PCT 規則 20.7 に基づき適用される期間内 (すなわち、PCT 第 11 条(1)(iii) に規定する一つ又は二つ以上の要素を受理官庁⁵が最初に受理した日から 2 カ月間) に、PCT 規則 4.18 に基づき新規の (正しい) 請求の範囲一式を当該国際出願に引用により補充することを確認する書面の通知を RO/GB に提出することが条件です。PCT 規則 20.6 に従い、その通知には以下の書類⁶を添付する必要があります。

- 優先権が主張されている、先の出願に記載されている要素の全体を含む一枚又は二枚以上の用紙
- 優先権書類をまだ提出していない場合には、提出された先の出願の写し

受理官庁が正しい請求の範囲一式が先の出願に完全に記載されていることを認めることが条件となりますが、それらの請求の範囲は、PCT 規則 20.6(b)に従い、PCT 第 11 条(1)(iii) に規定する一つ又は二つ

⁴ 知的所有権庁とは、当該特許庁の運用上の名称です。

⁵ 又は、受理官庁から PCT 規則 20.5 の 2(a) に基づく補充の命令を受け取った場合、期間はその命令の日付けから 2 カ月です。

⁶ 先の出願が、当該国際出願がされた言語ではない場合、又は当該国際出願の翻訳文が要求されている場合には、PCT 規則 20.6(a)(iii) をご参照ください。

以上の要素を受理官庁が最初に受理した日に国際出願に記載されていたものとみなされます。したがって、最初の国際出願日は保持されます。

PCT 規則 40 の 2.1 に従い、国際調査機関 (ISA) は、PCT 規則 20.5(c)、20.5 の 2(c)、20.5(d) 又は 20.5 の 2(d) に基づき欠落部分又は正しい要素若しくは部分が後に提出された場合において、欠落部分又は正しい要素若しくは部分が国際出願に含まれたこと、又は PCT 第 11 条(1)(iii) に規定する一つ又は二つ以上の要素を受理官庁が最初に受理した日に国際出願に記載されていたものとみなされることが、ISA が国際調査報告 (ISR) の作成を開始した後にはじめて ISA に通知された場合には、出願人に追加手数料を支払うよう求めることができます。RO/GB に対し出願された国際出願のための管轄 ISA である欧州特許庁 (EPO) は、誤って提出された要素に関して追加手数料を請求することにご留意ください。したがって、すべての請求の範囲が誤って提出されたあなたのケースでは、正しい請求の範囲が引用により含まれたことが通知された時点で、ISA としての EPO が最初の、誤って提出された請求の範囲にかかわる ISR の作成をすでに開始していた場合には、追加手数料を支払うよう求められるでしょう (2020 年 3 月 27 日付けの EPO 管理理事会の決定をご参照ください (OJ EPO 2020、A36) (www.epo.org/law-practice/legal-texts/oficial-journal/2020/04/a36/2020-a36.pdf))。

PCT 規則 20.6(b) に基づき正しい請求の範囲一式が引用により補充された場合、誤って提出された請求の範囲一式は出願に残ります (PCT 規則 20.5 の 2(d))。受理官庁は、これらの誤って提出された用紙を「誤って提出されたもの (ERRONEOUSLY FILED) (規則 20.5 の 2)」と表示して、それらの用紙を請求の範囲の末尾に (改頁せずに) 移動させ、当該書類を国際事務局 (IB) に送付します。IB は、国際出願の一部としてそれらの用紙を公開します。これは、PCT 規則 20.5 の 2(c) に基づくケースとは対照的です。当該規則では、出願人は誤って提出された要素を正しいものと差し替えるよう (引用により補充することの請求をせずに) 受理官庁に単に請求するだけです。この場合、正しい要素が誤って提出された要素と差し替えられます。そして、その誤って提出された要素は出願から削除され、したがって国際出願の部分としては公開されることはありませんし、PATENTSCOPE⁷ 上でも閲覧可能にはなりません。

受理官庁及び/又は指定 (若しくは選択) 官庁としての一部の官庁は、PCT 規則 20.8(a の 2) 及び (b の 2) に基づき、それぞれ新規則 20.5 の 2(a)(ii) 及び (d) は適用される国内法と適合しない旨 (PCT 規則 20.8(a) 又は (b) に基づく不適合の通知を IB に提出したそれらの官庁に関しては、不適合の通知は PCT 規則 20.8(a の 2) 又は (b の 2) にもそれぞれ適用するものとみなされます) を IB に通知した点にご留意ください。これはすべての受理官庁が、誤って提出された要素を引用により補充することの確認を許容できるわけではないことを意味します。またすべての指定官庁が、誤って提出された要素を引用により補充することを認めた受理官庁の決定を考慮するとは限らないことも意味します。この不適合の通知を行った官庁の一覧は、以下をご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

出願人が PCT 規則 20.8(a の 2) に基づく不適合の通知を行った受理官庁に国際出願をした場合、出願人は PCT 規則 19.4(a)(iii) に基づき、国際出願を受理官庁としての IB に送付するよう受理官庁に請求することができます。受理官庁としての IB は、誤って提出された要素や部分が提出された場合、正しい要

⁷ PCT 第 11 条(1) に掲げる要件のすべてが満たされた日以降に PCT 規則 20.5 の 2(c) に基づく請求がなされた場合、国際出願日は正しい要素が受理官庁により受理された日に変更されます。

素又は部分を引用により補充することを認めています。また特定の指定官庁がそのような留保をした場合でも、当該官庁が補正された請求の範囲一式を受理しないというわけではなく、国際出願日が後になる結果をあなたが受け入れる準備ができているのであれば、それらの請求の範囲の手続をさらに進めることができます。その場合、当該指定官庁に対し優先権の回復を請求する価値があるのかどうかについてもさらに検討することができるでしょう。

引用により補充することの詳細については、PCT 出願人の手引、国際段階の概要、6.024 から 6.031 項をご参照ください (www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf)。

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2020年9月号 | No. 09/2020

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

国立工業所有権機関 (チリ) によるグローバル PPH 試行プログラムへの参加

国立工業所有権機関 (チリ) は 2020 年 7 月 6 日から、グローバル特許審査ハイウェイ (GPPH) 試行プログラムに参加しました。これにより本試行プログラムへの参加庁は 27 になりました。本試行プログラムでは、いずれかの参加庁による成果物に基づいて他の全ての参加庁に対して早期審査を申請することができ、当該成果物には国際調査機関若しくは国際予備審査機関の見解または特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) が含まれます。但し、先の審査を行った参加庁により少なくとも一つの請求項について特許性ありと判断され、かつその他の適用基準を満たすことが条件となります。本試行パイロットでは、共通する 1 セットの申請要件 (a single set of qualifying requirements) が用いられており、既存の PPH ネットワークを簡素化して改善することで、ユーザの利便性を向上させることを目的としています。

GPPH 試行プログラムの活用に関する申請要件を含む詳細は、以下の GPPH ポータルサイトをご覧ください。

www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/globalpph.html

国立工業所有権機関 (チリ) による GPPH への参加は、従来のカナダ知的所有権庁、日本国特許庁、商工監督局 (コロンビア)、及び米国特許商標庁と当該機関による二国間の PCT-PPH 試行プログラムの参加に代わるものであることにご留意下さい。

新規一方向 PCT-PPH 試行プログラム (ユーラシア特許機構及びフィンランド)

ユーラシア特許機構 (EAPO) 及びフィンランド特許登録庁 (PRH) 間で、2020 年 8 月 1 日から、新規一方向 PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。本試行プログラムでは、PRH が ISA/IPEA としての資格において作成する、肯定的な国際調査機関 (ISA) 若しくは国際予備審査機関 (IPEA) の見解、又は肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) を得た PCT 出願に基づき、EAPO に対し国内段階における早期審査の利用が可能になります。

上述の PCT-PPH 合意に関する詳細は、以下のリンクに掲載されています。

www.prh.fi/en/patentit/applyforapatentoutsidefinland/patentprosecutionhighwaypph/pphrequest.html

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページは、これらの新規試行プログラムに関する情報を追加して更新されました。以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供するように手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。DAS のサービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。DAS 参加庁に関する情報は、以下のリンクをご覧ください。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/

コロンビア商工監督局

コロンビア商工監督局は、2020 年 8 月 28 日から、DAS の提供庁及び取得庁の両方としての運用を開始する旨を IB に通知しました。提供庁として、2020 年 8 月 3 日以降に当該官庁に対し出願された優先権書類としての特許、実用新案、意匠、及び PCT 出願の認証謄本を提供します。ただし、出願人が DAS サービス上で利用可能にされるよう明確に請求した場合作りに限ります。取得庁としては、優先権書類の提出期間が 2020 年 8 月 3 日までに満了していなかった出願を対象として、DAS サービスを利用して当該官庁が利用可能な優先権書類を受け入れます。

当該 DAS に関する通知を含む詳細情報は、以下のリンクをご参照下さい。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=11586

欧州連合知的財産庁

欧州連合知的財産庁 (EUIPO) が意匠のための DAS 提供庁としての運用を開始したお知らせは、PCT ニュースレター 2020 年 7-8 月号に掲載しました。それに加えて、EUIPO は 2020 年 9 月 12 日から、意匠のための取得庁としての運用も開始したことを WIPO に通知しました。

当該 DAS に関する通知を含む詳細情報は、以下のリンクをご参照下さい。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=11470

イタリア特許商標庁

イタリア特許商標庁は、2020 年 10 月 1 日から、DAS の提供庁としての運用を開始する旨を IB に通知しました。提供庁として、2018 年 10 月 1 日以降に当該官庁に対し出願された優先権書類としての特許、実用新案、意匠及び商標出願及び PCT 出願の認証謄本を提供します。

当該 DAS に関する通知を含む詳細情報は、以下のリンクをご参照下さい。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=11580

メキシコ工業所有権機関

メキシコ工業所有権機関は、2020 年 11 月 3 日から、DAS の提供庁及び取得庁の両方としての運用を開始する旨を IB に通知しました。提供庁として、2020 年 11 月 3 日以降に当該官庁に出願された優先権書類としての特許、実用新案、意匠出願及び PCT 出願の認証謄本を提供します。ただし、出願人が当該サービスに対し利用可能にされるよう明確に請求した場合同じとなります。取得庁としては、優先権書類の提出期間が 2020 年 11 月 3 日までに満了していない出願を対象として、DAS サービスを利用して当該官庁が利用可能な優先権書類を受け入れます。

当該 DAS に関する通知を含む詳細情報は、以下のリンクをご参照下さい。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=11592

COVID-19 の影響に伴う例外的な閉庁日

以下の官庁は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行に伴い、公務に関して括弧内に記載された期間、閉庁した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

国立登録センター (CNR) (エルサルバドル) (2020 年 3 月 14 日から 2020 年 6 月 15 日まで)

スペイン特許商標庁 (2020 年 3 月 13 日から 2020 年 5 月 31 日まで)

官庁から IB へ提供された閉庁に関する追加情報は、以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/dc/closeddates/

より詳細な情報は、COVID-19 IP 政策トラッカーの該当欄にも掲載されています。以下のリンクからご利用ください。

www.wipo.int/covid19-policy-tracker/

韓国知的所有権庁による 2020 年 8 月 17 日の閉庁

韓国政府による一時的な祝日の指定により、韓国知的所有権庁は 2020 年 8 月 17 日月曜日は、公務に関して閉庁しました。

その結果 PCT 規則 80.5(i) に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付となった場合その期限は延長され、次の就業日である 2020 年 8 月 18 日火曜日に満了となります。

電子的な通信手段の不通により期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定 (PCT 規則 82 の 4.2)

2019 年 9 月 30 日から 10 月 9 日までジュネーブで開催された第 51 回 PCT 同盟総会では、他の規則修正に加えて、官庁又は機関における電子的な通信手段の不通により、所定の期間が遵守されなかったこ

とによる遅滞について許容する新 PCT 規則 82 の 4.2 を採択したことは、すでにお知らせしました。当該新規則は、2020 年 7 月 1 日に発効しました。

日本国特許庁

日本国特許庁は、当該官庁における特別なメンテナンス又は当該官庁が認める電子的な通信手段の不通により、行為を行うための PCT 規則に定める期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。ただし、PCT 規則 82 の 4.2(a) に従い、そのメンテナンス又は不通があった期間は少なくとも 24 時間とし、関係する行為が当該電子的な通信手段が回復した後続の最初の就業日に行われることを条件とします。

JPO オンライン出願ソフトウェアのメンテナンス及び不通に関する情報は、以下のリンクに掲載されています。

http://dl-sv1.pcinfo.jpo.go.jp/docs/error/server_status.html

(PCT 出願人の手引、附属書 B1 (JP) が更新されました)

英国によるパリ条約に関する宣言

英国政府は 2020 年 8 月 13 日付けで、工業所有権の保護に関するパリ条約の英国の批准をガーンジー管区及びジャージー管区の領土に拡張する旨の宣言を寄託しました。両管区の外交は英国が管轄しています。それらの領土に関する当該宣言は、2020 年 11 月 13 日に発効します。

詳細は、以下のリンクのパリ条約に関する通知第 223 号をご参照下さい。

www.wipo.int/treaties/en/notifications/paris/treaty_paris_223.html

PCT 最新情報

米国ドルで支払う国際出願手数料及び取扱手数料 (一部の官庁)

2020 年 10 月 1 日から、PCT 手数料表に記載されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に表示される電子出願の減額 (該当する場合) 及び取扱手数料の米国ドルにおける換算額が変更されます。

PCT 出願人の手引 (www.wipo.int/pct/guide/en/) の以下の附属書において、これらの変更が反映されました。

- 附属書 C (受理官庁): AM、AP、AZ、BH、BW、BY、BZ、CL、CR、DJ、DO、EA、EC、EG、GE、GH、GT、HN、IB、IL、IN、JO、KE、KG、KH、KZ、LR、MD、MW、MX、NI、OM、PA、PE、PG、PH、QA、RU、SA、SC、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、UG、US、UZ、ZM、ZW 及び
- 附属書 E (国際予備審査機関): CL、EG、IN、PH、RU、US。

AU: オーストラリア (手数料)

BG: ブルガリア (手数料)

CU: キューバ (手数料)

DE: ドイツ (書類を発送したことの証拠、優先権が主張されている先の国内出願に関する特別な規定)

EE: エストニア (電話番号とファックス番号)

IB: 国際事務局 (手数料)

NL: オランダ (あて名)

PT: ポルトガル (手数料)

US: 米国 (手数料)

ZM: ザンビア (所在地、電子メールアドレス、通信手段、国際型調査及び仮保護に関する規定)

調査手数料 (カナダ知的所有権庁、中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA)、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、米国特許商標庁)

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料 (米国特許商標庁)

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 出願人の手引

PCT の国際段階及び国内段階に関する詳細を提供する、PCT 出願人の手引の「国際段階の概要」及び「国内段階の概要」の仏語版及びスペイン語版が、2020 年 7 月 1 日付けの PCT 規則改正を反映し更新されました。それぞれ以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/fr/guide/index.html

www.wipo.int/pct/es/guide/index.html

ロシア語による「国内段階の概要」の最新版は、以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/ru/guide/index.html

またロシア語による「国際段階の概要」の最新版は、準備中です。

PCT 会合文書

2020 年 10 月 5 日から 8 日までジュネーブで開催される、第 31 回 PCT 技術協力委員会並びに第 13 回 PCT 作業部会の会合のための文書が作成されました。それぞれ以下のリンクからご利用ください。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=55849

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=55850

上級者向けオンライン PCT セミナー: PCT 制度の最近及び今後の進展に関する最新情報

WIPO の年次上級者向け PCT セミナーは、通常は WIPO 本部で開催されていますが、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) による制限のため、本年度はオンラインで開催します。より多くの PCT ユーザが参加し易いように、様々な地域の PCT ユーザの利便性を考慮して、異なる日程と開催時間を設定し 3 回の個別のセミナーを予定しています。オンラインセミナーは英語で行われ、以下に記載される地域を対象として、下記日程の開催時間 (ジュネーブ時間) で実施されます。

2020 年 10 月 14 日 (09:00 – 11:30 中央ヨーロッパ時間): 欧州、中東、アフリカからの参加者対象

2020 年 10 月 28 日 (16:30 – 19:00 中央ヨーロッパ時間): 南北アメリカからの参加者対象

2020 年 11 月 2 日 (09:00 – 11:30 中央ヨーロッパ時間): アジアからの参加者対象

(訳者注: アジアからの参加者を対象とする 11 月 2 日のセミナーの開催時間が早まる可能性があります。最終アナウンスメントをご確認ください。)

当該セミナーは、国際事務局の経験豊富な PCT スタッフにより実施され、PCT 制度に精通している特許管理者及び弁理士を対象としています。以下のトピックを扱う予定です。

- 2020 年 7 月 1 日に発効した PCT 規則改正
- 最近および今後の PCT の進展に関する追加情報
- ePCT における最新及び今後の機能向上

また各セミナーでは、PCT 関連の質疑応答時間を設けています。

セミナーへの登録は無料です。登録についての詳細は、まもなく以下のリンクに掲載予定です。

www.wipo.int/meetings/en/

オンラインセミナーの詳細は、以下のアドレスへ電子メールを送信して入手することも可能です。

pct.training@wipo.int

実務アドバイス

第三者による国際予備審査の一件書類中の情報の利用

Q: PCT 第 34 条の規定に基づき当方の国際出願の補正が可能になるように、国際予備審査の請求を検討しています。特許性に関する国際予備報告 (PCT 第 II 章) には、第三者がアクセスして利用できるのか知りたいです。また、国際予備審査の一件書類中の他の文書も、第三者が利用できるのでしょうか。

A: 特許協力条約 (PCT 第 38 条) では、国際予備審査の一件書類は機密文書であると規定しています。しかしながら、実務においては、特許性に関する国際予備報告 (PCT 第 II 章) (IPRP (第 II 章)) (国際予備審査報告 (IPER) としても知られる) の作成後は、一件書類はもはや機密文書ではありません。国際予備審査の一件書類の第三者による利用に関連する現行の規定をよく理解するためには、まず以下の背景情報を知っておくと役立ちます。

PCT 第 38 条は、国際事務局 (IB) 及び国際予備審査機関 (IPEA) は、いかなる者又は当局に対しても国際予備審査の一件書類につき承諾を得ずに知得されるようにしてはならないことを明示的に規定しています。IPRP (第 II 章) の作成前に、第三者により一件書類が知得されるようにするには、出願人の請求による場合又はその承諾を得た場合にのみ許可されます。ただし、特許性に関する国際予備報告 (IPRP (第 II 章) の作成後は、IPEA は PCT 規則 71.1(a) に基づき出願人及び IB に対しそれぞれ写しを送付します。そして IB は優先日から 30 カ月が経過した後、選択官庁に対し、その写しを送達します (PCT 第 36 条及び規則 73.2(a))。これにより選択官庁は、国際予備審査の一件書類を利用することができるようになり、さらに適用する国内法令が公衆に対し一件書類の利用を認めている場合には、公衆に対してその利用を認めることができます (PCT 規則 94.3)。

2004 年 1 月に発効した PCT 規則 94.1(c) では、IB は選択官庁に代わって IPRP (第 II 章) を利用可能にすることを許可されました。多くの選択官庁は、IB が当該報告を PATENTSCOPE (www.wipo.int/patentscope/en/) 上で公衆に利用可能にすることを明示的に許可しましたが、IB が優先日から 30 カ月が経過する前に PATENTSCOPE 上に掲載することは許されていません。同様に、2020 年 7 月 1 日に発効した PCT 規則 71.1(b) 及び 94.1(c) の改正に従い、国際出願に関して当該日以降に IPEA が受領した、又は IPEA が作成したその他の書類も、優先日から 30 カ月が経過した後¹に PATENTSCOPE 上で利用可能にされます。しかしながら、全ての IPEA が新しい PCT 規則 71.1(b) を実行する技術的なシステムの準備ができているわけではなく、技術的なシステムが整備され次第、IB に対し書類の送付を開始する予定になります。したがって、2020 年 7 月 1 日以降に国際予備審査 (IPE) の手続中に出願人に対して発行された又は出願人から送付された書類は、公衆の利用可能になることに十分ご留意下さい。

IPEA が出願人及び IB に送付する IPE の一件書類中の実際の文書には、IPRP (第 II 章) に付属して送付されるものと、別個に送付されるものがあります。以下に説明します。

以下の書類は、該当する場合、PCT 規則 70.16 に従い、IPRP (第 II 章) に付属書類として添付されません。

- PCT 第 34 条の規定に基づく補正を含む PCT 規則 66.8 の規定に基づき提出される差替え用紙、並びに書簡
- PCT 第 19 条の規定に基づく補正を含む PCT 規則 46.5 の規定に基づき提出される差替え用紙、並びに書簡
- PCT 規則 26.4 に規定する差替え用紙であって、PCT 規則 91.1(b)(iii)² に規定する IPEA によって許可された明白な誤記の訂正を含むもの、並びに書簡

ただし、その差替え用紙については、後の差替え用紙又は PCT 規則 66.8(b) の規定に基づき一の用紙の全体を削除することとなる補正によって差し替えられたもの又は取り消されたとみなすものを除きます。以下の書類は、付属書類として報告書に添付されることにご留意下さい。

¹ IB は、出願人から受理した PCT 規則 48.2(i) に基づく請求により国際公開の対象から省略された一件書類中の情報を利用することができるようにしてはなりません。これは当該請求に関する一件書類中の文書にも該当します。

² 訂正の請求が IPRP (第 II 章) の作成に考慮されなかった場合、報告書はその旨を記載します。なお訂正に関連する用紙は報告書に添付されません。

- 後の差替え用紙又は一の用紙の全体を削除することとなる補正によって差し替えられたもの又は取り消されたとみなされる、上述した差替え用紙
- 差し替えられた又は取り消された用紙に関連する書簡

ただし、報告書に添付されるのは、関係する差し替えるための補正又は取り消すための補正が、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてされたものと IPEA が認めた場合、又は補正の根拠を表示する書簡が補正書に添付されていなかった場合に、補正は行われなかったものとして報告書が作成された場合に限りです。

改正された PCT 規則 94.1(c) では、IB は選択官庁に代わって、加えて以下の書類の写しを (PATENTSCOPE 上で) 公衆に利用可能にするよう規定しています。以下の書類の写しは、2020 年 7 月 1 日以降に係る国際出願に関連して IPEA が受領したもの又は IPEA が作成したもので、PCT に基づく実施細則³⁴の新第 602 の 2 号に列挙されています。

- IPEA が作成した見解
- (出願人が IPEA の見解に同意しない場合には) PCT 規則 66.3 に基づき出願人が IPEA に対し提出した抗弁を含む書簡
- PCT 第 34 条の規定に基づく補正を含む差替え用紙、補正書に添付される書簡、並びに差し替えられた補正書及び書簡
- IPEA による請求の範囲を減縮する又は追加手数料を支払う求め
- (PCT 規則 68.3(c) に従い、その異議が IPRP (第 II 章) に添付されるよう、出願人が明確に請求したか否かにかかわらず) 請求の範囲を減縮する又は追加手数料を支払う求めに対する異議及びその異議についての決定の書面
- IPEA が送付を希望する一件書類中の他の文書

IPRP (第 II 章)、付属書類及び添付書類に加えて、PCT 規則 93 の 2 に従い選択官庁が要求する場合には、IB は報告の本文の英語への翻訳文も掲載します (付属書類の翻訳文が要求されている場合には、出願人はその翻訳文を作成し関係する選択官庁へ送付する必要があります)。

改正された規則は、IPE 手続の透明性をより高め、選択官庁及び公衆の役に立つことを目指しています。選択官庁は、PATENTSCOPE を介して一つのプラットフォーム上で IPE の一件書類をより容易に利用できます。当該一件書類には、2020 年 7 月 1 日以前には IPEA からのみ取得できた書類も含まれます。この手続により国内段階処理が促進され、国内/広域官庁による不必要な作業の重複を除外し、IPE の最終判断に関する包括的な理解を提供します。

国際予備審査請求を行ったものの、後になり第 II 章の一件書類が公衆に利用可能になることを望まない場合の唯一の対応手段は、IPRP が作成される前に当該請求を取り下げることです。そうすることで IPEA は出願の処理を中止し、IPRP (第 II 章) は作成されなんでしょう (PCT 規則 90 の 2.6(c))。

³ www.wipo.int/pct/en/texts/ai/s602bis.html

⁴ 特定の状況では、IPRP (第 II 章) に添付される書類の種類と別個に送付される書類が重複することもある点にご留意下さい。

IPRP (第 II 章) の詳細は、PCT 出願人の手引、10.074 から 10.083 項及び 11.074 項を、以下のリンクからご参照下さい。

www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf

IPEA の一件書類の利用に関連した最近の PCT 規則改正についての背景情報は、文書 PCT/WG/12/12 に記載されています。以下のリンクからご利用ください。

www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=435263

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2020年10月号 | No. 10/2020

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 作業部会

第13回 PCT 作業部会が、2020年10月5日から8日までジュネーブでハイブリッド型会議として開催されました。今回のハイブリッド型会議は、WIPO テクニカルミーティングとして初の試みとなりました。議長、副議長並びに代表者の多くがネット経由で出席した一方、一部の代表者は会議場から参加しました。(2019年と比べて18カ国増加の)78加盟国の代表者が会議場から若しくはネット経由で出席したことで、昨年と比較してより多くの加盟国が参加するに至りました。本会合は各日2時間開催され、参加者は6言語への同時通訳を利用することができました。本会合は成功のうちに終了しました。議論された主な議題の一部を以下に要約します。

PCT における WIPO 標準 ST.26 の実施

本作業部会は、2021年前期に予定されている PCT 総会での採択のため、WIPO 標準 ST.26 に関する PCT 規則の修正を提出することに合意しました。当該規則の修正により、ヌクレオチド及びアミノ酸の配列リストの表記に関して、2022年1月1日以降に提出される国際出願に対し XML を使用する WIPO 標準 ST.26 が適用できるようになります (文書 PCT/WG/13/8 参照)。

補充国際調査制度に関するレビュー

補充国際調査制度の利用率が低い現状はあるが、本作業部会は現状の制度を維持するよう PCT 総会に勧告しました。

全般的な混乱発生時における PCT 救済措置の強化

本作業部会は、欧州特許庁 (EPO)、フランス、スイス及び英国による、官庁を有する地域での全般的な混乱発生時において、官庁が PCT 規則に定める期間の延長を許可する旨の提案を考慮しました。本作業部会は議論を受けて、今会合で提示された意見を考慮し、次回会合に向けて修正提案を提出するよう、EPO と他の賛同している代表団に対し要請しました。また本作業部会は、2020年4月9日に公表された新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行に伴う解釈声明と PCT に関して推奨される実務変更の対応 (PCT ニュースレター2020年4月号参照) について、加盟国の協力を得て官庁の対応経験を評価するよう IB に要請しました。そして、次回会合にて報告書を提出するよう求めました (文書 PCT/WG/13/10 参照)。

その他の議題

本作業部会はまた、以下に関する報告も記録しました。

- 特許審査官の研修の調整 (文書 PCT/WG/13/6 Rev. (英語修正版) 参照)。
- PCT に基づく技術支援の調整 (文書 PCT/WG/13/7 Rev. (英語修正版) 参照)。
- PCT 最小限資料タスクフォース (文書 PCT/WG/13/12 参照)

要約および作業文書

議長による要約 (文書 PCT/WG/13/14) は、下記 WIPO ウェブサイトの作業文書と同じページに掲載されています。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=55850

本作業部会の報告書案も追って上記ページに掲載されます。

PCT 技術協力委員会

第 31 回 PCT 技術協力委員会が 2020 年 10 月 5 日から 8 日までジュネーブで、第 13 回 PCT 作業部会と同時に開催されました。本委員会では、ユーラシア特許庁 (EAPO) を PCT に基づく国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) として選定するよう PCT 総会に推薦しました。

詳細は、以下のリンク先の議長による要約に掲載されています。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=55849

国際出願の電子出願及び処理

米国: 米国特許商標庁による ePCT の利用促進を目的とした規則改正

米国特許商標庁 (USPTO) は、外国出願許可に関する規則改正を採択しました。当該改正では、受理官庁としての USPTO (RO/US) に対して出願するための国際出願の作成支援を目的として、出願人に ePCT の利用を促進しています。当該規則改正は 2020 年 9 月 30 日に発効しました。

以前の外国出願許可の規則では、外国の PCT 受理官庁 (例えば、受理官庁としての国際事務局) に出願するための国際出願を作成する目的で、ePCT を利用して技術データを入力 (転送) することは許可されてきました。一方、RO/US に対して出願するための国際出願を作成する目的で、(スイスにサーバーをもつ) ePCT システムを利用して技術データを入力し、転送することは許可されていませんでした (PCT ニュースレター 2016 年 5 月号 5 ページから参照)。外国出願許可は、技術データの入力 (転送) 問題に関連しています。そのため USPTO は、当該官庁を経由する外国出願許可についても、RO/US に対して出願するための国際出願を作成する目的で ePCT を利用する場合には、米国外のサーバーへの技術データの入力 (転送) を認めるよう規定する、外国出願許可の規則改正を行いました。

上述の規則変更に伴い、米国の PCT 出願人は (必要な外国出願許可を取得済みで、当該許可の範囲内に含まれていない追加の発明の主題を入力 (転送) しないことを条件として) 今後は ePCT を利用して国際

出願を作成することができるようになりました。これまでの技術データを ePCT へ入力 (転送) する場合の心配は不要になり、EFS-Web や Patent Center などの USPTO の電子出願システムを介して.zip ファイルを生成して、RO/US にアップロードできるようになりました。

外国出願許可の規則改正に関する詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

www.federalregister.gov/documents/2020/09/30/2020-18743/facilitating-the-use-of-the-world-intellectual-property-organizations-epct-system-to-prepare

再掲載になりますが、ePCT 出願を利用するメリットの一部を以下に紹介します。

- ePCT はウェブ上のアプリケーションであり、ユーザのコンピューターへのソフトウェアのインストールや定期的な更新は不要。
- 明細書を含む国際出願の全内容にわたる検証機能あり。
- ユーザのコンピューターにインストールされたソフトウェアのバージョンと一致する願書様式のデータのみを検証する PCT-SAFE とは異なり、ePCT では即時に全規則の検証を行い手数料を計算して、最新の PCT 参照データを保有する IB のデータベースと照合して確認。したがって ePCT を利用して作成された出願は出願後に訂正する必要性が低く、出願人、受理官庁や IB にとって、出願の処理がより効率的で費用効果が高い。
- ePCT は検証機能や利便性双方の面から、他の WIPO オンラインサービスと調和が取れたシステムである。例えば、該当する認証謄本が DAS (WIPO デジタルアクセスサービス) システムで利用可能にされていれば、ePCT 出願で入力された優先権主張のデータは当該システムと照合されて検証される。そして出願後でも当該システムで全自動化された請求を提出することにより DAS から優先権書類を取得するよう IB に要請可能。
- (例えば EFS-Web を介して RO/US に対し提出するための) 出願書類が ePCT により生成される前であっても、新規に作成された国際出願は自動的にユーザの WIPO アカウントに適合されるため、ePCT アクセス権の自主的な設定や個別の要請は不要。必要であれば、出願前から他のユーザとアクセス権を共有可能。したがって IB が RO/US から記録原本を受理すると、当該国際出願のアクセス権を持つ全てのユーザは、IB が保有する一件書類への安全な電子アクセスや ePCT で利用可能な全機能のメリットを享受できる。当該機能には、オンラインでのファイル管理、所定期間の管理、電子形式での書類のアップロードや (PCT 規則 92 の 2 に基づく要請のように) 実務の検証機能を搭載したインタラクティブなアクション機能あり。

ePCT で利用可能な全機能の詳細は、以下のリンクをご覧ください。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/landing.xhtml>

欧州特許庁: 2020 年 10 月 24 日に発生する EPO オンライン出願サービス全ての一時的な不通

欧州特許庁 (EPO) は、テクニカルメンテナンス作業のため、2020 年 10 月 24 日土曜日中央ヨーロッパ夏時間の午前 8 時から午後 4 時の間、全ての EPO オンライン出願サービスが不通になる旨を国際事務局 (IB) に通知しました。欧州出願と国際出願双方に影響が生じます。

不通が予定されているサービスは、以下の通りです。

- オンライン出願
- 新規オンライン出願 (CMS)
- ウェブ形式出願、及び
- ePCT

ePCT サービスに関しては、受理官庁としての EPO に対する出願に限り不通の対象となります。

また (PCT ニュースレター 2020 年 5 月号でお知らせした通り) 2020 年 7 月 1 日をもって、PCT-SAFE を利用しての EPO に対する国際出願はできなくなりました。

オンライン出願サービス不通の間に EPO に出願したい場合には、郵送、ファックスか窓口までご持参下さい。かかる出願手段の詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

www.epo.org/applying/european/filing.html

タジキスタン、ウズベキスタン及びキルギス: タジキスタン共和国経済発展貿易省国立特許情報センター、ウズベキスタン共和国司法省知的所有権局、キルギス共和国国家知的所有権・イノベーション局による電子形式による国際出願の受理及び処理の開始

受理官庁としてのタジキスタン共和国経済発展貿易省国立特許情報センター、ウズベキスタン共和国司法省知的所有権局 (2020 年 12 月 1 日に発効)、キルギス共和国国家知的所有権・イノベーション局 (2020 年 12 月 15 日に発効) は、電子形式での国際出願の受理及び処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。

当該官庁は、ePCT 出願を利用した国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する RO/TJ 及び RO/UZ の要件及び運用を記載する通知は、2020 年 10 月 8 日付けの公示 (PCT 公報) に、RO/KG に関する通知は 2020 年 10 月 22 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されます。以下のリンクからご参照ください。

www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引、附属書 C (KG、TJ 及び UZ) が更新されました)

ISA としての欧州特許庁: CNIPA/EPO による 2020 年 12 月 1 日からの試行プログラム開始

中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) は、中華人民共和国の国民及び居住者により提出される国際出願のための管轄国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) として、当該官庁に加えて、2020 年 12 月 1 日から、欧州特許庁 (EPO) を指定します。

CNIPA による ISA としての EPO の指定は、試行プログラムの枠組みで実施されるものであり、以下を条件とします。

- 実施期間は 2 年を予定
- 英語で提出される国際出願のみ適用
- 受理官庁としての CNIPA 又は国際事務局 (IB) に対し提出される国際出願に適用

(d) 当初 12 カ月は最大 2,500 件の国際出願が先着順制で受理され、翌 12 カ月は 3,000 件を予定
本試行プログラムの開始時に移行期間が設けられますが、当該期間中は別途通知があるまでの間、受理
官庁としての CNIPA に対し国際出願を提出し、且つ ISA としての EPO を選択する出願人は、ISA とし
て行動する EPO に直接、国際調査手数料を支払う必要があります。手数料は、ユーロでのみ支払可能
で、料金は PCT 手数料表 I(b) に記載されています。EPO に対する国際調査手数料の支払を受けて処理
が開始され、調査報告の写しが ISA/EP に送付されます。出願人の皆様には、EPO のオンラインクレジ
ットカード決済プラットフォーム (<https://www.epo.org/fee-payment-service/en/login>) のご利用をお
願いしています。若しくは EPO の預金口座をお持ちの出願人は、EPO オンライン出願 (OLF) 若しくは
EPO ケースマネジメントシステム (CMS) をご利用下さい。銀行による送金や EPO オンライン手数料
支払サービスによる国際調査手数料の支払はできません。

受理官庁としての IB に対して国際出願する場合には、ユーロ、スイスフランか米国ドルで直接 IB に国
際出願手数料を支払う必要があります。それら通貨のそれぞれの換算額は、PCT 手数料表 I(b) に記載
されています。

詳細に関しては、以下のリンクをご覧ください。

- EPO ウェブサイト上のよくある質問の一覧
<https://www.epo.org/service-support/faq/own-file/cnipa-epo-pilot.html>
- CNIPA ウェブサイト上での掲載情報
https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/10/20/art_364_153578.html
- CNIPA と EPO による共同声明
https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/10/20/art_53_153571.html
<https://www.epo.org/news-events/news/2020/20201020.html>

(PCT 出願人の手引、附属書 C (CN) が更新されました)

上級者向けオンライン PCT セミナー: PCT 制度の最近及び今後の進展に関する最新情報 (再掲載)

WIPO の年次上級者向け PCT セミナーは通常、WIPO 本部で開催されていますが、新型コロナウイルス
感染症 (COVID-19) による制限のため、今年度はオンラインで開催することはすでにお知らせしまし
た。より多くの PCT ユーザが参加し易いように様々な地域の PCT ユーザの利便性を考慮して、異なる
日程と開催時間を設定し、3 回の個別の英語によるセミナーを予定しています。第一回目のセミナーが
欧州/中東/アフリカからの参加者を対象として、2020 年 10 月 14 日に開催されました。当該セミナー
の録音は、以下のリンクからご利用下さい。

<https://register.gotowebinar.com/recording/8153387104611731469>

その他のセミナーは、下記の予定で実施されます。

2020 年 10 月 28 日 (16:30 – 19:00 中央ヨーロッパ時間): 南北アメリカからの参加者対象

2020 年 11 月 2 日 (8:30 – 11:30 中央ヨーロッパ時間): アジアからの参加者対象

当該セミナーは、国際事務局の経験豊富な PCT スタッフにより実施され、PCT 制度に精通している特許管理者及び弁理士を対象としています。以下のトピックを扱う予定です。

- 2020 年 7 月 1 日に発効した PCT 規則改正
- 最近および今後の PCT の進展に関する追加情報
- ePCT システムの最新及び今後の機能向上

各セミナーでは、PCT 関連の質疑応答時間を設けています。

以下のリンクに掲載されている詳細情報には、セミナーへ登録するリンクが表示されています。

<https://mailchi.mp/wipo/webinar-invitation-update-on-recent-and-future-developments-in-the-pct-system-october-14-28-november-2>

セミナーへの登録は無料ですので、是非ご参加下さい。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。DAS のサービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。DAS 参加庁に関する情報は、以下のリンクをご覧ください。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/

国立工業所有権機関 (フランス)

国立工業所有権機関 (INPI) (フランス) は、2020 年 12 月 1 日から、DAS 提供庁としての運用を開始する旨を IB に通知しました。提供庁として、2020 年 12 月 1 日以降に当該官庁に対し出願された優先権書類としての特許、実用新案及び PCT 出願の認証謄本を提供します。ただし、出願人が DAS サービス上で利用可能にされるよう明確に請求した場合に限ります。

当該 DAS に関する通知を含む詳細情報は、以下のリンクをご参照下さい。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=11651

国立工業所有権機関 (ブラジル)

国立工業所有権機関 (INPI) (ブラジル) は、2020 年 8 月 3 日から、提供庁として DAS 電子図書館の範囲を商標及び意匠出願まで拡張した旨を IB に通知しました。

当該 DAS に関する通知を含む詳細情報は、以下のリンクをご参照下さい。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10487

PCT 最新情報

CZ: チェコ共和国 (官庁の名称)

DE: ドイツ (代理人に関する要件)

GB: 英国 (通信手段)

HR: クロアチア (保護の種類、仮保護、発明者の氏名及びあて名の提出期限、手数料)

KR: キルギス (電子出願)

NL: オランダ (あて名一修正)

RO: ルーマニア (手数料)

SA: サウジアラビア (通信手段、国際出願の写しの部数、国際出願の写しの提出、手数料)

TJ: タジキスタン (官庁の名称、電話番号とファックス番号、電子メールとインターネットアドレス、書類を送ったことの証拠、保護の種類、国際型調査に関する規定、国際調査後の仮保護、電子出願)

UZ: ウズベキスタン (官庁の名称、所在地とあて名)

VN: ベトナム (電子メールとインターネットアドレス)

ZM: ザンビア (保護の種類)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、エジプト特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、フィンランド特許登録庁 (PRH)、インド特許庁、シンガポール知的所有権庁、フィリピン知的所有権庁、韓国知的所有権庁、ウクライナ経済発展貿易省知的所有権部、国立工業所有権機関 (チリ)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的所有権庁 (PRV)、トルコ特許商標庁 (Turkpatent)、ヴィシェグラード特許機構 (VPI))

特許協力条約及び規則 (冊子版)

特許協力条約及び規則の条文 (WIPO 刊行物 274) が、2020 年 7 月 1 日付けで、アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語で更新されました。冊子版についてのお問合せは、publications.mail@wipo.int へ電子メールをお送りください。

なお、本条文のご利用にはオンラインの活用を推奨しています。

- (条約及び規則の両方を掲載する) WIPO 刊行物 274 の PDF 版は上記言語により提供され、以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4505.

- PCT に基づく特許協力条約及び規則の PDF 版の各条文は、11 言語 (アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語およびスペイン語) により提供され、以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/ja/texts/index.html

英語以外の言語でのご利用は、ページの右上でご選択ください。

PCT 関連資料の最新/更新情報

官庁における電子的な通信手段の不通に関する情報

PCT ウェブサイト上の下記の新しいページでは、電子的な通信手段の不通に該当する事象の詳細情報を、PCT の全 10 公開言語で掲載しています。掲載されている詳細は、新 PCT 規則 82 の 4.2(a) の適用を国際事務局に通知しており、且つその適用条件に関する詳細情報も提供している官庁において発生した不通に関する情報です。

www.wipo.int/pct/ja/texts/unavailability.html

英語以外の言語でのご利用は、ページの右上でご選択ください。

PCT 出願人の手引

PCT 出願人の手引「国際段階の概要」のロシア語版が、2020 年 7 月 1 日付けの PCT 規則改正を反映し更新されました。本概要は PCT の国際段階に関する詳細を提供しています。以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/ru/guide/index.html

国内特許法及び広域特許法の特定の概念を収集した新しいリンク

国内特許法及び広域特許法の特定の概念に関する情報へアクセスし易いように、PCT 出願人の手引ページ右側にリンクが追加されました。以下のリンクからご利用下さい。

www.wipo.int/pct/en/guide/index.html

「国内特許法及び広域特許法の特定の概念、文書 SCP/12/3 Rev.2 の附属書 II 改訂版、国際特許制度に関する報告」のページでは、次のトピックスに関連するリンクを表示しており、国別又は地域別による情報を提供しています: 先行技術、新規性、進歩性 (自明性)、グレースピリオド、十分な開示、特許性のある主題の対象からの除外、そして特許権の効力の例外及び制限。当該情報は、特許法常設委員会の枠組みにおいて定期的に更新されます。

セミナー資料

PCT 手続の全側面を網羅するセミナー資料が、前回の最新版の発行後に発効した PCT 規則改正及び実務での一部変更を考慮して、英語版で更新されました。資料は以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/document.pdf

他の言語は準備中です。

WIPO Pearl:

COVID-19 関連用語の追加によりパンデミックを克服すべくイノベーションを支援し奨励する

WIPO Pearl は WIPO の多言語による専門用語データベースであり、現在約 1,500 件の COVID-19 関連の新用語を 10 言語で収録しています。新型コロナウイルスの治療法や診断法を開発しているイノベータ

一を支援する目的で、基礎用語集や多言語による対応訳を提供しています。このデータベースを利用することで国際間の協力が促進され、世界各地で作成されている特許文献や他の公的資料の情報に容易にアクセスできるよう奨励しています。

WIPO Pearl は、PCT 出願や国内特許文献から抽出された豊富な科学技術専門用語や主要な PCT 法律用語へのアクセスを無料で提供しており、PCT の全 10 公開言語 (アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語とスペイン語) で利用可能です。現在、COVID-19 関連の 147 の主要な概念 (concepts) が収録されており、用語は約 1,500 件にのびります。それぞれの概念は 10 言語で利用でき、主に生物学、医学 (特に治療法や診断法) や公衆衛生の分野から収集されています。COVID-19 パンデミックに関連する主要な専門用語に関して、異なる言語間での一貫した且つ正確な用語使用を支援することが目的です。

WIPO (前) 事務局長であるフランシス ガリ氏は、新用語集についてこう述べています。

「イノベーションは急速にグローバル化されています。検証された多言語による用語集により、共通の理解を得た COVID-19 関連用語の知識ベースが創造されることで、研究者が他の言語で開発された成果を利用することができ、その成果を踏まえて開発することができるよう支援しています。WIPO はこの高性能サービスを提供することで、コロナウイルスの新しい治療法やワクチンを発見すべく邁進するグローバルなイノベーションをサポートしています。これこそまさに相互理解と協力を必要とするグローバルな課題です。」

新用語集や WIPO Pearl に関する一般情報の詳細は、以下のリンクからプレスリリース PR/2020/864 をご参照下さい。

www.wipo.int/pressroom/en/articles/2020/article_0021.html

WIPO Pearl に関する詳細は、以下のリンクに掲載されています。

www.wipo.int/reference/ja/wipopearl/

実務アドバイス

出願時に願書に記載されていた発明者の住所が PCT 規則 92 の 2 に基づく要請によりその記録が変更された場合の第三者によるその情報の利用

Q: 願書の第 III 欄に発明者の自宅住所が記載された国際出願を提出しました。その後 (出願人ではない) 当発明者から、記載した自宅住所を連絡可能な職場住所に変更する要請をしてほしいとの依頼がありました。PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録を国際事務局に要請した場合、国際出願の公開時にその自宅住所は第三者に閲覧可能になるのでしょうか？

A: 一般的に発明者の住所については、発明者 (又は複数の発明者) の氏名と住所が公開の技術的な準備が完了する前に提出されていれば、発明者の氏名は、国際出願の公開時に PATENTSCOPE 上の関連する国際出願の「PCT 書誌情報 (PCT Biblio.Data)」タブから、公衆に利用可能にされます (PCT 規則 48.2(b)(i) 参照)。ただし発明者の住所は、書誌情報としては公開されません。以前は、発明者の住所も書誌情報タブから公衆に利用可能にされていました。しかしながら 2009 年 1 月以降は、個人情報保護

の観点から、個人の住所情報がインターネットの検索エンジンによって検索されたり、表示されたりしないように、発明者の住所情報は書誌情報タブ上で表示されることはありません。

しかしながら、発明者の住所は、イメージ形式のみとはいえ、公開された国際出願の表紙、並びに発明者の住所が記載された他の特定の書類から第三者が閲覧可能です。「国際事務局が保有する一件書類の関連書類 (Related Documents on file at the International Bureau)」タブから利用できる願書 (PCT/RO/101) に加えて、他の利用可能な書類には PCT 規則 4.17(i) に基づく発明者の特定に関する申立てや PCT 規則 4.17(iv) に基づく発明者である旨の申立てがあります。これら両方の申立ては、PATENTSCOPE の「公開された国際出願 (Published International Application)」タブに、個別の書類として含まれます。

あなたの事例では、国際事務局 (IB) が、公開の技術的な準備が完了する前に PCT 規則 92 の 2 に基づく発明者の住所の変更の記録を行う要請を受理した場合には、公開される国際出願の表紙に記載される発明者の住所は、自宅住所ではなく職場住所になります。

しかしながら、発明者の住所の変更を確認するための様式 PCT/IB/306 (変更の記録の通知) (出願時に願書に記載された発明者の住所並びに新住所も含む) は、「国際事務局が保有する一件書類の関連書類」タブから、PATENTSCOPE 上で第三者に閲覧可能になります。ただし、それはイメージ形式に限り閲覧可能であって、電子的に検索可能な形式では閲覧できません。同様に (発明者の住所記載を必要とする) PCT 規則 4.17(iv) に基づく発明者である旨の申立てを提出した場合で、発明者の自宅住所が当該申立てに記載されていた場合であっても、PCT 規則 48.2(a)(x) に従い、その住所もまた PATENTSCOPE 上で検索不可能なイメージ形式に限り、第三者に閲覧可能になります。

発明者の自宅住所がすでに出願に含まれている場合、その情報を国際出願から完全に削除することは簡単ではありません。PCT 規則 94.1(e) に基づき、出願人は公衆による一件書類の利用の対象から特定の機密情報の省略を請求することができますが、その請求が許可されるのはそれが十分な根拠に基づいている場合に限りです。かかる省略¹が妥当であるとされるためには厳しい基準の充足が必要となるため、許可を得られるのは非常に稀なケースか例外的なケースに限定される可能性が高いでしょう (特定の情報の省略の請求についての詳細は、PCT ニュースレター 2016 年 7-8 月号をご参照下さい)。

ですから国際出願を提出する前に、欠陥又は問題を生じさせずに国際出願に含まれるべきではない機密情報があるのか考慮することが重要です。国際出願日の認定において発明者の氏名と住所を提供することが PCT に基づく要件として定められているわけではありませんが、これらの情報を願書に記載することを強くお勧めします。それは指定 (又は選択) 国としての大多数の PCT 締約国は、この情報を必要とするためです。国際出願時に発明者の氏名や住所を提供することで、国内段階での問題や遅滞を避けることができます。国際出願に関しては、通常は発明者の職場住所を記載することができますが、当該出願が国内段階に移行した後は、自宅住所に代わって職場住所が認められるかどうかは、関連する指定官庁の国内法により決定される点にご留意下さい。発明者の氏名と住所を記載する要件に関する詳細は、PCT ニュースレター 2012 年 12 月号の実務アドバイスをご参照下さい。また PCT 出願人の手引 附

¹ PCT 規則 94.1(e) に従い、IB は次のことを認める必要があります。当該情報が国際出願について公衆に周知する目的に明らかに資さないこと、当該情報の公衆による利用により、いずれかの者の個人的な又は経済的な利益が明らかに損なわれること、及び当該情報を利用する優先的な公共の利益がないこと。

属書 B (www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html) も、各締約国又は各政府間機関が指定 (又は選択) された場合における、発明者の氏名と住所の提出期間の要件に関する情報を提供しています。

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2020年11月号 | No. 11/2020

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。「PCT 最新情報 (PCT Information Update)」の詳細、「PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)」、「PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)」及び「PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)」につきましては英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

英国によるパリ条約及び特許協力条約に関する宣言

英国政府は2020年10月1日付けで、工業所有権の保護に関するパリ条約及び特許協力条約の英国の批准を、英国がその外交を管轄しているジブラルタルの領土に対して拡張する旨の宣言を寄託しました。当該宣言は、2021年1月1日に発効します。

詳細は、以下のリンクにあわせて掲載されているパリ条約に関する通知第224号及びPCTに関する通知第217号をご参照下さい。

https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/paris/treaty_paris_224.html

(PCT 出願人の手引、附属書 A 及び C (GB) が更新されました)

ブダペスト条約

サウジアラビアの加盟

サウジアラビアが、2020年10月16日に、特許手続上の微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託しました。これにより当該条約の締約国数は83になりました。サウジアラビアの加盟を受けてのブダペスト条約は、2021年1月16日に発効します。詳細は、以下のリンクからブダペストに関する通知第340号をご参照ください。

https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/budapest/treaty_budapest_340.html

ブダペスト条約に関する情報

ブダペスト条約及び規則の概要、並びに当該条約の主な利点を解説する公文書 (WO/INF/12 Rev.27) が、英語、仏語及びスペイン語でそれぞれ以下のリンクからご利用可能です。

https://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

https://www.wipo.int/treaties/fr/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

https://www.wipo.int/treaties/es/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

国際出願の電子出願及び処理

知的所有権登録総局（スーダン）による電子形式による国際出願の受理及び処理の開始

受理官庁としての知的所有権登録総局（スーダン）は、2021 年 1 月 15 日から、電子形式での国際出願の受理及び処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) 及び 89 の 2.2 に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁は、ePCT 出願を利用した国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を記載する通知は、2020 年 10 月 29 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンクからご参照ください。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引、附属書 C (SD) が更新されました)

EPO オンライン出願サービスの一時的な不通

テクニカルメンテナンス作業のため、欧州特許庁 (EPO) のオンライン出願サービスの一部が、2020 年 11 月 21 日土曜日中央ヨーロッパ時間 (CET) の午前 10 時から午後 3 時の間、不通になります。

不通が予定されているサービスは、以下の通りです。

- ドイツ特許商標庁に対し提出される国内出願のためのオンライン出願
- ドイツ特許商標庁が受理官庁である場合の PCT 国際出願のためのオンライン出願
- ドイツ特許商標庁が受理官庁である場合の PCT-SAFE による出願

メンテナンス作業中であっても、DPMAdirekt は継続して利用できる点にご留意ください。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。DAS のサービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。DAS 参加庁に関する情報は、以下のリンクをご覧ください。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/

ベルギー知的所有権庁 (OPRI)

ベルギー知的所有権庁 (OPRI) は、2020 年 11 月 1 日から、DAS 取得庁としての運用を開始した旨を IB に通知しました。取得庁として、2020 年 11 月 1 日以降に提出された国内特許出願に関して、優先権書類が DAS を通じて当該官庁に対して提供されることを許可します。

当該 DAS に関する通知を含む詳細情報は、以下のリンクをご参照下さい。

www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=11660

WIPO IP Portal: PCT ユーザ向けの新しい MENU 機能

ご存知のように、WIPO IP Portal は 2019 年 9 月に導入開始されました (PCT ニュースレター 2019 年 9 月号をご参照ください)。モダンで機能的、且つ簡単に使える WIPO IP Portal は、PCT 出願を管理する専門のポータルです。

このポータルを介して提供されるサービスの継続した機能向上の一貫として、今後数週間にわたり、新機能と PCT オンラインサービスの分類を効率化する機能が追加される予定です。この新機能によって利用したいサービスが簡単に探せるようになります。



変更点は？

- サービスが3つのカテゴリーに分類され (Search (調査)、File & Manage (出願と管理) と Pay (支払))、PCT 制度サービス内外のナビゲーションがより簡単になり、利便性が高まる。
- 新しいサブカテゴリーである Inventor Assistance Program (IAP) (発明者支援プログラム) が設定され、新アプリケーション “Inventor Assistance Program (IAP) Online Platform” (発明者支援プログラムオンラインプラットフォーム) のサービスを提供。
- “Pay” カテゴリーにオンライン支払アプリケーションのリンクが追加され、PCT 制度関連手数料の支払がより簡単になる。
- “Bookmarks” メニューのカテゴリーとウィジェット (ログインしたユーザに限り利用可能) が “My Favorites” へと名称変更。“My Favorites” ではブックマークされたサービスへの迅速なアクセスを提供。
- “NEW” アイコンが追加され、MENU 内で新サービスが利用可能になると、このアイコンが新サービスを通知。

- 最後に、お知らせスペースがすでに追加され、WIPO 新サービスや既存のサービスの重要なお知らせについての最新情報を随時提供。

IP ポータル MENU の新バージョンが導入されましたら、是非、新機能に関するご意見や本ポータルで他に変更してもらいたい点があればお聞かせ下さい。以下のリンクから、30 秒で完了するアンケートにご協力下さい。

<https://www.surveygizmo.com/s3/5593898/Survey-WIPO-IP-Portal-english>

詳細は、以下のリンクから本ポータルをご利用下さい。

<https://ipportal.wipo.int/>

ご質問やご意見は、以下のリンクからお問い合わせ下さい。

https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=ip_portal

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

新規一方向 PCT-PPH 試行プログラム (サウジアラビア及び日本、サウジアラビア及び米国、並びにサウジアラビア及び中国)

サウジ知的所有権機関 (SAIP) と日本国特許庁間及び SAIP と米国特許商標庁間で 2020 年 1 月 1 日から、並びに SAIP と中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) 間で 2020 年 11 月 1 日から、新規一方向 PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。本試行プログラムでは、上述の日本、米国そして中国の官庁がそれぞれ ISA/IPEA としての資格において作成する、国際調査機関 (ISA) または国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) を得た PCT 出願に基づき、SAIP に対し国内段階における早期審査の利用が可能になります。

詳細は、以下の SAIP のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.saip.gov.sa/en/services/#1585226952983-da24cd1e-3d8d>

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページ (www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html) が、上述の新規試行プログラムに関する情報を追加して更新されました。

国際事務局の年末の閉庁日と公開スケジュール

2020 年 12 月及び 2021 年 1 月の国際事務局 (IB) の閉庁日は、週末に加え、以下になります。

2020 年 12 月 25 日 (金)

2020 年 12 月 31 日 (木) 及び

2021 年 1 月 1 日 (金)

したがって、休暇期間中の IB の就業日は、2020 年 12 月 28 日 (月) から 2020 年 12 月 30 日 (水)、そして 2021 年 1 月 4 日 (月) からは平常通り業務を行います。

PCT インフォメーションサービス、PCT 電子サービス (e-Services) ヘルプデスク及び PCT オペレーションサービスの稼働日、並びに公開スケジュールの情報は、以下の通りです。

PCT インフォメーションサービス

PCT インフォメーションサービスは、2020 年 12 月 25 日から 2021 年 1 月 1 日まで業務を休止します。業務再開は 2021 年 1 月 4 日 (月) 午前 9 時 (中央ヨーロッパ時間 (CET)) です。なお、この休暇期間においても PCT インフォメーションサービスに電話をすると (電話番号: (+41-22) 338 83 38)、緊急用の電話番号を提供する録音メッセージが流れます。

PCT インフォメーションサービスでは、国際出願の提出や中間手続の PCT 国際段階手続についての一般的な質問にお答えします (個別の出願に関しては、PCT オペレーションサービスにお問い合わせ下さい)。詳細は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.wipo.int/pct/ja/infoline.html>

PCT 電子サービス (e-Services) ヘルプデスク及び PCT オペレーションサービス

PCT 電子サービスヘルプデスク及び PCT オペレーションサービスの年末休暇期間中の予定は、以下の通りです。

2020 年 12 月 25 日 (金):	休止
2020 年 12 月 28 日 (月) から 2020 年 12 月 30 日 (水) まで:	平常通り午前 9 時から午後 6 時 (CET)
2020 年 12 月 31 日 (木) 及び 2021 年 1 月 1 日 (金):	休止
2021 年 1 月 4 日 (月) 以降:	平常通り午前 9 時から午後 6 時 (CET)

なお、以下の点を再度ご確認ください。

- PCT 電子サービスヘルプデスクでは、ePCT (<https://pct.wipo.int>)、PCT-SAFE (www.wipo.int/pct-safe/ja/index.html) 及び WIPO デジタルアクセスサービス (DAS) (www.wipo.int/das/en/) による電子形式での出願の作成、提出並びに管理におけるサービスに関する質問にお答えします。
- PCT オペレーションサービスでは、個別の出願に関する質問にお答えします。PCT オペレーションサービスは 10 チームにより管理されています。担当するチームの一般用電子メールアドレスや電話番号を調べるには、様式 PCT/IB/301 又は以下のリンクをご確認ください。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/TeamLookup.xhtml>

公開スケジュール

年末年始の休暇期間中は、PCT 出願は平常通り、2020 年 12 月 24 日木曜日に公開予定です。ただし、その翌週は 1 日早い 2020 年 12 月 30 日水曜日に公開される予定です。出願の国際公開に関して考慮さ

れるべき変更にかかわる書類の到達期限は、それぞれ 2020 年 12 月 8 日火曜日と 2020 年 12 月 15 日火曜日の午前零時 (中央ヨーロッパ時間) となります。

PCT 実施細則の修正

PCT 実施細則の附属書 F (国際出願の電子出願及び処理のための標準)、添付書類 I (ePCT 標準のための XML DTDs)、第 5.13 号 (見解書) が、2021 年 1 月 1 日付けで修正されます。

かかる修正は、国際調査機関の見解書 (PCT/ISA/237) に関する文書型定義 (Document Type Definitions (DTDs)) の変更に関連するものです。かかる修正は以下の点を目的としつつ、より良い XML による見解書の作成をめざしています。

- 見解書が作成されない場合に、請求の範囲の仕様構造を使えるようにすること、及び
- 引用の分類及び引用に関する審査官の意見を記載できるようにすること。

修正された実施細則 附属書 F、添付書類 I の全文は、2021 年 1 月 1 日に発効予定であり、公文書 PCT/AI/DTD/14 として掲載されました。英語版と仏語版は、それぞれ以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai_dtd_14.pdf 及び

https://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ai_dtd_14.pdf

PCT 最新情報

国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料並びに取扱手数料 (一部の官庁)

2021 年 1 月 1 日から、PCT 手数料表に記載されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に表示される電子出願の減額 (該当する場合)、調査手数料、補充調査手数料並びに取扱手数料の特定の通貨における換算額が変更されます。

PCT 出願人の手引 (www.wipo.int/pct/guide/en/) の以下の附属書において、これらの変更が反映されます。

- 附属書 C (受理官庁): AM、AP、AT、AU、AZ、BA、BG、BH、BW、BY、BZ、CA、CL、CR、CU、CY、CZ、DE、DJ、DK、DO、EA、EC、EE、EG、EP、ES、FI、FR、GB、GE、GH、GR、GT、HN、HU、IB、IE、IL、IN、IS、IT、JO、JP、KE、KG、KH、KZ、LR、LT、LU、LV、MD、ME、MT、MW、MX、NI、NL、NO、NZ、OM、PA、PE、PG、PH、PT、QA、RO、RS、RU、SA、SC、SE、SG、SI、SK、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、UG、US、UZ、ZA、ZM、ZW、
- 附属書 D (国際調査機関): 全ての機関、
- 附属書 SISA (国際調査機関 (補充調査)): 全ての機関、及び
- 附属書 E (国際予備審査機関): AT、AU、CA、CL、EG、EP、ES、FI、IL、IN、JP、KR、PH、RU、SE、SG、UA、US、XN、XV。

BA: ボスニア・ヘルツェゴビナ (手数料)
BZ: ベリーズ (所在地とあて名)
CA: カナダ (手数料)
CR: コスタリカ (官庁の名称、電子メールアドレス)
HN: ホンジュラス (電子メールとインターネットアドレス、国際出願の写しの部数、手数料)
IB: 国際事務局 (手数料)
IS: アイスランド (手数料)
KP: 大韓民国 (所在地とあて名、電話番号とファックス番号、電子メールアドレス、通信手段、保護の種類、大韓民国が指定 (又は選択) された場合の発明者の氏名及びあて名の提出期限)
MC: モナコ (電話番号、電子メールとインターネットアドレス)
PT: ポルトガル (手数料)
SD: スーダン (電子出願)
SK: スロバキア (手数料、代理人に関する要件、国内段階移行に関する特別な要件)

調査手数料及び国際調査に関する手数料 (カナダ知的所有権庁)

予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料 (カナダ知的所有権庁)

COVID-19 の影響に伴う例外的な閉庁日

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的流行に伴ったキューバ工業所有権庁による閉庁については、2020 年 4 月にお知らせしました。追加のお知らせとして当該官庁は、2020 年 10 月 20 日に業務を再開したことを IB に通知しました。

官庁により IB に提供された閉庁日に関する追加情報は、以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/>

詳細は、COVID -19 IP Policy Tracker (COVID-19 IP 政策トラッカー)の各官庁の欄にも掲載されています。

<https://www.wipo.int/covid19-policy-tracker/>

PCT 関連資料の最新/更新情報

上級者向けオンライン PCT セミナー:

「PCT 制度の最近及び今後の進展に関する最新情報」(録音及び PDF プレゼンテーション資料)

「PCT 制度の最近及び今後の進展に関する最新情報」と題した WIPO の年次上級者向け PCT セミナーが様々な地域の参加者を対象に、3 回にわたる個別のオンラインセミナー (2020 年 10 月 14 日、28 日と 11 月 2 日) として開催されました。お名前と電子メールアドレスを登録するだけでウェビナーの録音をご視聴いただけます。登録ページと PDF プレゼンテーション資料のリンクは、以下の PCT ウェビナーのページに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

当該セミナーのプログラムは、国際事務局の経験豊富な PCT スタッフにより実施され、PCT 制度に精通している特許管理者及び弁理士を対象としたものです。以下のトピックが扱われました。

- 2020 年 7 月 1 日に発効した PCT 規則改正
- 最近および今後の PCT の進展に関する追加情報
- ePCT システムの最新及び今後の機能向上

欧州資格試験 (the European Qualifying Examination) 用の資料

国際事務局 (IB) は EQE 試験委員会との合意に基づき、欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験 (EQE) 用の資料準備を支援するため、2020 年 10 月 31 日時点の PCT 出願人の手引の「国際段階」と「国内段階」を収録した全文を PCT ウェブサイト上で提供しています。英語版と仏語版 4 つの PDF ファイルは、それぞれ以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/eqe/ip.pdf> (国際段階英語版)

<https://www.wipo.int/pct/en/eqe/np.pdf> (国内段階英語版)

<https://www.wipo.int/pct/fr/eqe/ip.pdf> (国際段階仏語版)

<https://www.wipo.int/pct/fr/eqe/np.pdf> (国内段階仏語版)

PATENTSCOPE ニュース

イスラエル及び英国の国内コレクションの一件書類の情報

イスラエル及び英国の国内コレクションの一件書類の情報が、PATENTSCOPE で利用可能になりました (<https://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>)。

一件書類の情報は関連する出願の「書類」タブから利用でき、審査プロセスにわたる特許出願の進捗に関する以下の最新情報を提供します。

- 調査報告
- 官庁による手続上の行為、及び
- 出願人と特許庁間の通信文書

実務アドバイス

国際出願の提出に関連する費用: ePCT 出願を利用して関連する手数料を調べる

Q: 当方は初めて国際出願する予定であり、ePCT 出願を利用するつもりです。出願を提出する前に正確な PCT 手数料を調べる方法がありますか？

A: PCT 出願の提出時に支払うべき手数料の金額は、以下に詳述するようにあなたの置かれている状況によって異なります。しかしながら、ePCT で必要な情報を全て入力すると、あなたが出願を提出する

前に、システムが手数料を即時に計算してくれます。当該システムでは、出願人にとって手数料計算が複雑になり得る全ての不確定要素を考慮して計算を行います。

国際出願の提出時に支払うべき手数料には、(該当する場合は)送付手数料(PCT規則14)、国際出願手数料(PCT規則15)及び調査手数料(PCT規則16)があります。該当する場合は、優先権書類に関する手数料や優先権の回復に関する手数料をはじめとする、他の手数料の支払も必要な場合があります。

ePCTが手数料の全額と正確な金額を計算する前に、以下に記載した情報を提供する必要があります(ePCT出願を利用して国際出願を作成する際に表示される順序で説明します)。それは、以下の全情報が全体の手数料計算に影響を与えるためです。

1. 国際出願を提出したい受理官庁を選択する

e-filing(電子出願)システム又はソフトウェアでは通常、出願を予定している受理官庁を選択してから、出願の作成を開始する必要があります。この選択は、以下の手数料計算に直接影響します。

- 送付手数料。これは大半の受理官庁¹により徴収され、その金額は選択した官庁²により異なります。また同様に受理官庁により徴収される他の手数料、及び
- 調査手数料。受理官庁の選択により、どの国際調査機関(ISA)があなたの出願のための管轄になるのかも決定します(以下参照)。

国際出願手数料の基本料金は、国際事務局(IB)が提供するサービスに支払われ、選択する受理官庁にかかわらず、常に同額(現在1,330スイスフラン)です。選択した受理官庁が認める通貨の換算額で支払う必要のある場合もあります。ただし、選択した受理官庁が複数の通貨を認める料金設定を用いていれば、送付手数料は当該官庁の現地通貨で支払い、国際出願手数料は異なる通貨で支払うことが可能な場合があります。その場合には、複数の通貨を表示することが可能です。

2. 該当する場合には、優先権の主張を記載する

優先権書類の認証謄本を準備しIBに送付するよう受理官庁に対し請求する場合、当該官庁が当サービスに課する手数料の金額が、手数料計算に含まれます³。なお、優先権の回復を請求している場合でも、手数料の金額が計算されます。手数料の金額はいずれも、適用される場合は、受理官庁の選択により異なります。

3. 出願人の国籍と居住国を記載する

¹ 次の受理官庁は送付手数料は徴収しません: アルジェリア、中国、インド(電子出願の場合)、モロッコ、モンゴル、スロベニア及びトルコ。

² ただし、ごく少数の受理官庁では、システムが計算を許可する料金体系が設定されていないため、ePCTでは送付手数料を計算することができません。あなたの受理官庁がその一官庁である場合、ePCTは「手数料」のページにて以下のお知らせを表示します。

「重要 - ePCTは当該受理官庁に対して支払う手数料の計算をすることができません。支払が必要な正確な金額に関しては、当該受理官庁にお問い合わせ下さい。PCT出願人の手引の附属書Cをご確認下さい。」

あいにく、上述の事例では、出願時点では自動化された手数料計算用紙には0と表示されます。当該受理官庁は、必要な手数料を連絡するために出願後、様式PCT/RO/102(所定の手数料の納付に関する通知)を発行します。

³ 特定の受理官庁では、優先権書類の提出に関連する手数料の全額を計算できない場合があります。詳細はPCT出願人の手引、附属書Cをご参照下さい。優先権書類の提出にWIPO DASシステムが活用でき、DASから当該書類を取得するようIBに請求する場合、手数料は無料です(ただし、一部の提供庁に対して手数料の支払が生じる場合があります)。

「氏名」欄に情報を入力する際、出願人の国籍と居住国を記載します。その結果システムは、(PCT 締約国全ての国民及び/又は居住者のための受理官庁として行動する) 受理官庁としての IB (RO/IB) を除いた、他の全ての受理官庁は所定の国の国民及び/又は居住者のために限り行動する点を考慮して、あなたが選択した受理官庁の管轄を検証することができます。

出願人の国籍と居住国を記載することで、ePCT は、所定の PCT 締約国からの出願人に関連する手数料減額が適用されるかどうかを決定することが可能になります。かかる手数料の減額が正しく適用されるためには、出願人全ての国籍及び居住国を記載することが重要な点にご留意下さい。

4. ISA が複数ある場合には、あなたの国際出願のために行動し管轄する ISA を選択する⁴

上述したように、選択された受理官庁により管轄 ISA が決定されます。多くの受理官庁が ISA として行動する官庁を二以上特定しているため、複数の選択肢があるでしょう⁵。選択肢がある場合には、その選択によって支払う調査手数料の金額が決まります。それは各 ISA がそれぞれの調査手数料の金額を設定しているためです。

一部の ISA は、出願人の国籍や居住国により手数料減額を提供しています。また出願人が大学や他の学術機関であったり、小規模企業又は零細企業、若しくは政府機関である場合には、手数料減額を提供している ISA もあります。該当するのであれば、出願人はこれらのカテゴリーの一つに該当する旨を ePCT にて記載することができ、適用される手数料の減額が ePCT の手数料計算で考慮されます。

また出願言語も、調査手数料の金額に影響します。それは一部の ISA は国際出願が調査される言語によって、異なる金額を課しているためです。

5. 出願の本体を追加する

出願の本体 (明細書、請求の範囲、要約及び (あれば) 図面) を添付すると、ePCT は出願のページ数を計算します。特定の受理官庁 (イスラエル特許庁と米国特許商標庁) では、ePCT に内容の追加はできず、明細書、請求の範囲、要約及び (あれば) 図面の各ページ番号を手動で入力する必要があります。なお PCT 規則 4.17 に基づく申立てを含めた、願書様式 (PCT/RO/101) のページ数も総ページ数に数えられ、入力された書誌データに基づいて ePCT により自動的に計算される点にご注意下さい。出願が 30 枚を超える場合には、ePCT は 30 枚を超える枚数の手数料の金額を計算します。この金額は、国際出願手数料の追加料金になります。

あなたは電子出願を行う予定ですので、システムは当然のことながら、PCT 規則に附属する手数料表の項目 4 に基づき適用される、ePCT 出願に認められている電子出願の減額を自動的に計算します。また画像ベース形式 (PDF) よりも文字ベース形式 (DOCX 若しくは XML) で明細書、請求の範囲及び要約が提供されると、より望ましい手数料の減額が適用されます。

必要な全情報を入力すると、ePCT は、新規国際出願においてそれまで提供されたデータや書類に基づいて手数料を計算することができます。手数料の画面上で「手数料を表示」ボタンをクリックすると、

⁴ 選択した受理官庁が複数の ISA を特定している場合、若しくは、出願人が居住者である国と出願人が国民である国が異なる場合に、受理官庁としての IB (RO/IB) に対して出願する場合、選択肢は広がります。

⁵ RO/IB が受理官庁として選択される場合、管轄 ISA は、国際出願が、出願人が居住者若しくは国民である締約国の国内官庁、若しくはその締約国のために行動している国内官庁に対して行われた場合に管轄したであろう機関になります (PCT 規則 35.3 及び 59.1(b))。

支払の必要な手数料の金額が表示されます。また「手数料計算用紙のプレビューを表示」機能を利用して、手数料計算用紙をプレビューすることができます。

国際出願の下書きをその後変更した場合、それに伴い必要な手数料も変更になる可能性があります。したがって、ePCT は自動的に手数料を再計算します。例えば、

- 出願人が追加された場合、最初の計算に適用されていた手数料減額の資格に影響が生じることがある。
- 出願言語の変更、出願人の削除又は出願人の変更に関しては、選択された受理官庁がもはや管轄ではなくなることを意味することもある。その場合、受理官庁を RO/IB に変更することが可能。RO/IB は、PCT 全締約国の国民/居住者である出願人が行ういずれの言語による出願も受理 (ePCT 出願で出願の下書きを作成した後は、受理官庁は RO/IB への変更に限り可能な点に注意)。
- 出願言語の変更、出願人の削除又は出願人の変更に関しては、ISA の選択にも影響する場合があります、それに伴い調査手数料にも影響が生じることがある。又は
- 追加の書類が添付され、ページ数に変更があった場合には、30 枚を超える用紙一枚ごとに生じる手数料が適用されることになるか若しくは、最初の計算にその手数料がすでに算入されていた場合には、手数料が高くなる可能性がある。

ePCT を利用して国際出願を提出する状況にない出願人に関しては、PCT 手数料に関する情報が PCT ウェブサイト上に掲載されています。総まとめした手数料表 (<https://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>) と PCT 出願人の手引 (<https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html>) にある各官庁ごとにまとめられた附属書から確認することができます。PCT 手数料の情報源に関する詳細は、PCT ニュースレター12月号に掲載予定です。

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2020年12月号 | No. 12/2020

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。「PCT 最新情報 (PCT Information Update)」の詳細、「PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)」、「PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)」及び「PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)」につきましては英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

電子的な通信手段の不通により期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定 (PCT 規則 82 の 4.2)

2019年9月30日から10月9日までジュネーブで開催された第51回PCT同盟総会は、他の規則修正に加えて、官庁又は機関における電子的な通信手段の不通により、所定の期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容する新PCT規則82の4.2を採択したことは、すでにお知らせしました。当該規則は、2020年7月1日に発効しました。

欧州特許庁

欧州特許庁 (EPO) は、電子的な通信手段の不通により、PCT 規則に定める期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容する目的で、2020年11月16日から、以下の状況においてPCT規則82の4.2(a)を適用する意向を国際事務局 (IB) に通知しました。

- PCT 規則 89 の 2 に基づき通知された、EPO が認めた当該官庁における電子出願手段の不通、又はオンライン支払サービスの不通が、ある特定の就業日に少なくとも継続して4時間発生した場合に、期間が遵守されなかったことによる遅滞が許容されます。4時間以内の不通や少なくとも2就業日前に電子出願手段が停止される旨の告知が行われていた場合には、EPO はPCT 規則 82 の 4.2 の規定は適用しません。
- ただし予定外の電子的な通信手段の停止については、EPO によるPCT 規則 82 の 4.2 の適用を受けるためには、必ずしもその停止が4時間継続しなければならないわけではありません。電子出願手段の不通、又はオンライン支払サービスの不通が当該官庁の技術サービス部によって、かかる停止として認められた場合には、EPO は規則 82 の 4.2 の適用を検討します。

PCT 規則 82 の 4.2(a) に定める期間が遵守されなかったことによる遅滞について、EPO に対して許容の請求を行いたい関係者は、以下の行為を行って下さい。

- EPO に対して請求を提出し、その書面にある特定日に当該官庁が認めた電子的な通信手段の不通により、期間が遵守されなかったことを記載すること。並びに

- EPO が認めている全ての電子的な通信手段、又はオンライン支払サービスが回復した後続の最初の当該官庁における就業日に、関係する行為を行うこと。

詳細は EPO による通知の全文をご参照下さい。当該通知は、2020 年 11 月 26 日付けの公示 (PCT 公報) (254 ページ目) に掲載されました。以下のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

PCT 出願人の手引、附属書 B2 (EP) が更新されました。

PCT 規則 82 の 4.2 に基づく遅滞に関する EPO による通知

官庁又は機関における電子的な通信手段の不通により、所定の期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容する PCT 規則 82 の 4.2 (a) に従い、EPO は以下の期間に、当該官庁が認めた電子的な通信手段の不通が発生したことを IB に通知しました。

- CMS (EPO ケースマネージメントシステム): 2020 年 11 月 26 日午前 8 時 (以下全て中央ヨーロッパ時間) から 2020 年 11 月 27 日午前 11 時まで。並びに
- オンラインサービス全て: 2020 年 11 月 26 日午後 23 時 25 分から 2020 年 11 月 27 日午前 1 時 15 分まで。

上述したサービスの不通により PCT 期間を遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.2 に基づき期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。ただし、(前述した) 2020 年 11 月 26 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載された適用状況に従っていることが条件となります。

国際出願の電子出願及び処理

国際事務局: e-filing service (電子出願サービス) 宛の電子メールアドレス

以下の電子メールアドレス、epct@wipo.int、pct-safe@wipo.int と ept@wipo.int は、2021 年 1 月 11 日をもって廃止されるため、利用できなくなりますのでご留意下さい。今後のお問い合わせには、pct.eservices@wipo.int をご利用下さい。

ブルガリア共和国特許庁による EPO オンライン出願ソフトウェアを利用した電子形式での国際出願の受理停止

受理官庁としてのブルガリア共和国特許庁は、2021 年 2 月 1 日から、EPO オンライン出願ソフトウェアを利用した電子形式での国際出願の受理を停止する旨を、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁はすでに ePCT 出願を利用した国際出願を受理しています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を記載した修正された通知は、2020 年 12 月 3 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンクからご参照ください。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引、附属書 C (BG) が更新されました)

WIPO Fee Transfer Service (WIPO 手数料移転サービス)

2019 年 10 月に開催された PCT 同盟総会では、PCT 規則 15、16、57 及び 96 の規定を修正しました。かかる規則の修正では、ある官庁が他の官庁のために徴収した手数料を、国際事務局 (IB) を介して移転するための PCT における法的根拠を規定しました。新サービスの主な利点の一つは、官庁間における手数料取引の処理件数を最小限に抑えることができる点です。詳細は、公文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911

2020 年 7 月 1 日から、いずれの受理官庁、国際調査機関、補充国際調査に指定された機関や国際予備審査機関は、WIPO Fee Transfer Service に「参加庁」(participating Office) として参加することができます。当該サービスでは、PCT 手数料は、ある官庁(「徴収官庁」(collecting Office)) から他の官庁(「受益官庁」(beneficiary Office)) に対し IB を介して取り引きされます。この手数料の移転は、PCT 規則 96.2 に規定されており、また PCT に基づく実施細則の附属書 G に詳述される規定にも準拠しています (https://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/annex_g.html)。

この新たな WIPO Fee Transfer Service に関連して、IB は 2020 年 11 月 26 日付けの公示 (PCT 公報) (255 ページ目から) に、以下の情報を掲載しました。

- 2020 年 11 月 20 日時点で参加している各官庁ごとにまとめた WIPO Fee Transfer Service の一部として取り引きされた PCT 手数料移転の一覧。並びに
- 2021 年の実施予定表には、毎月の期日が指定されています。参加徴収官庁による IB に対する手数料移転に関する報告書の作成期日や送付期日、IB に対して又は IB から一覧のどの手数料が移転されるべきか、そしてかかる一覧に表示されている手数料の額に関する報告書を作成すべき期日や送付すべき期日が記載されています。

詳細は、上述した 11 月 26 日付けの公示 (PCT 公報) を、以下のリンクからご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

国際事務局の閉庁日

PCT 規則 80.5 に基づく期間の計算に関して、国際事務局 (IB) の 2021 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間における閉庁日は、以下の通りです。

全ての土曜日、日曜日、及び

2021 年 1 月 1 日

2021 年 4 月 2 日

2021 年 4 月 5 日

2021 年 5 月 13 日

2021 年 5 月 24 日

2021 年 9 月 9 日

2021 年 12 月 24 日

2021 年 12 月 31 日

上述日は IB に限った閉庁日であり、国内官庁又は広域官庁には該当しない点にご注意ください。他の官庁の 2021 年の閉庁日については、各官庁から国際事務局に情報が提供されていれば、以下の PCT ウェブサイトから確認できます。

www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml

PCT 最新情報

BG: ブルガリア (電子出願)

BH: バーレーン (電話番号、手数料)

EA: ユーラシア特許機構 (手数料)

GM: ガンビア (官庁の名称、電話番号、ファックスの使用、電子メールとインターネットアドレス)

IL: イスラエル (手数料)

LS: レソト (電話番号、電子メールアドレス)

MN: モンゴル (所在地とあて名、インターネットアドレス)

QA: カタール (電話番号、電子メールアドレス)

RS: セルビア共和国 (手数料)

TM: トルクメニスタン (官庁の名称、所在地、電話番号とファックス番号、インターネットアドレス)

UA: ウクライナ (官庁の名称)

ZA: 南アフリカ (手数料)

調査手数料及び国際調査に関するその他の手数料 (オーストリア特許庁、オーストラリア特許庁、米国特許商標庁)

例外的な閉庁日

欧州特許庁

EPO はミュンヘン、ハーグとベルリンの出願受理事務所の閉庁日を延長し、書類受理の公務を休業する旨を公表しました。追加の閉庁日は、2021 年 1 月 4 日から 8 日までです (1 月 6 日はミュンヘン本部についてはすでに閉庁日として予定されていました)。詳細は、以下のリンクから EPO の通知をご参照下さい。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/presidentnotices/archive/20201216.html>

当該情報は、後日、EPO 官報に掲載される予定です。

WIPO 2019 年及び 2020 年 PCT ユーザ満足度調査

4 回目の PCT ユーザ満足度調査が 2019 年と 2020 年に実施されました。この調査は PCT 制度のあらゆる側面におけるユーザ満足度を評価するために行われ、国際事務局が提供する PCT サービスのどの分野が改善されるべきかの決定に役立てられます。

この調査は、10 全ての PCT 公開言語で実施され、1,800 人以上のユーザから回答を得ました。調査では、特に以下に関連する質問がされました。

- PCT 関連サービスに対する全般的な満足度
- 国際事務局による PCT 出願の処理に対する全般的な満足度
- ePCT サービスが提供するさまざまな機能の利用とその満足度
- WIPO のさまざまな PCT サービス間との通信
- WIPO ウェブサイトや PCT トレーニングが提供する PCT 情報に対する満足度

調査では、回答者によるコメントや改善を望む分野を記載する欄も提供されました。

PCT ユーザ全体の 88%が、WIPO が提供する PCT 関連サービスに対して、「非常に満足」(36%)か「満足」(52%)であると回答しました。調査結果のまとめは、以下のリンクに掲載されています。

https://www.wipo.int/pct/en/activity/pct_user_survey_2019_2020.pdf

お時間を割いて回答して下さいの皆様には感謝申し上げます。IB は可能な限り、皆様のご意見を反映できるよう努めて参ります。今回の調査に参加できなかった PCT ユーザの方は、PCT Legal and User Relations Division (PCT 法務・ユーザ関連部) の電子メールアドレス pct.legal@wipo.int 宛にいつでもご意見をお送り下さい。次回の調査は、2021 年から 2022 年にかけて実施予定です。

PCT 制度の概要を紹介するビデオ

PCT 制度の概要を紹介する新しいビデオ「PCT 制度：海外での特許取得を目指して」が PCT サイト上で、10 の PCT 公開言語により公開されています（英語以外の言語は、画面の右上から選択できます）。以下のリンクからご視聴ください。

https://www.wipo.int/pct/ja/news/2020/news_0024.html

このビデオは、特許制度について基本的な知識をすでにお持ちの経営者や個人発明家、学生等を対象として特許協力条約 (PCT) の概要を紹介し、イノベーターが海外での特許取得を目指す際に、PCT 制度がどのように役立つのかを説明するものです。また、海外で特許取得を目指す際の利用可能な選択肢について、弁理士がクライアントに説明を行う際にもお使いいただけます。その他にも、PCT 非締約国において PCT 制度に対する関心を高めることも目的としています。

PCT 関連資料の最新/更新情報

中国語で利用可能な PCT 関連資料の追加

2020 年 11 月 19 日に中継された、中国人ユーザを対象とした PCT 上級者向けセミナーのプレゼンテーションの PDF 版と録音が、ご利用可能になりました。それぞれ以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/zh/seminar/webinars/index.html> 及び

<https://attendee.gotowebinar.com/recording/8450156288861471747>

セミナー資料

PCT 手続全般を網羅するセミナー資料が、先の最新版の発行後に発効した PCT 規則改正及び実務での一部変更を反映して、2020 年 10 月に更新されました。中国語版、仏語版、独語版と日本語版が、以下のリンクからご利用可能になりました。

https://www.wipo.int/pct/zh/seminar/basic_1/document.pdf

https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/basic_1/document.pdf

https://www.wipo.int/pct/de/seminar/basic_1/document.pdf

https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/basic_1/document.pdf

ディスタンスラーニング PCT 入門コースの利用について

WIPO アカデミーは年末休暇のため、ディスタンスラーニングの PCT 入門コース（特許協力条約入門 (DL101PCT)）や、その他の WIPO アカデミーによる知的財産に関するオンラインコースへの新規登録を現在受付けておりません。新規登録の受付は、以下のリンクから、2021 年 1 月中旬からの開始予定です。

https://www.wipo.int/academy/en/courses/distance_learning/

WIPO Sequence: 配列リストを提出する特許出願人向けの新ツール

2022 年 1 月 1 日から、国際段階、国内段階又は広域段階全てにおいて、特許出願の部分構成する全ての配列リストに対し、アミノ酸及びヌクレオチドの配列リストの表記に関して XML 形式による WIPO 標準 ST.26 が適用されます。

WIPO は先月、WIPO Sequence を立ち上げました。WIPO Sequence はデスクトップアプリケーションであり、特許出願人が WIPO 標準 ST.26 に準拠するアミノ酸及びヌクレオチド配列リストを作成する支援をします。さらに WIPO は、特許官庁向けの WIPO Sequence Validator（検証機能）も提供し、提出された配列リストが WIPO 標準 ST.26 に準拠しているかを検証します。WIPO Sequence は無料で提供されています。IP 官庁が提供する多様な作成ツールにより、配列リストがさまざまな形式で作成されている現状とは異なり、このツールを使うことで全ての出願人が一貫した形式で配列リストを提出できるようになります。

現在、WIPO Sequence にさまざまな改善が行われており、公式版の導入に先立ち、テスト用のベータ版のリリースが 2021 年に発表予定です。このアプリケーションの開発成果を実効性あるものとするためには、ユーザの皆様からのご意見が大変貴重で欠かせません。配列リストを含む国際出願を定期的に提出している PCT ユーザの皆様には、WIPO Sequence デスクトップツールのダウンロードをお勧めします。ご意見は standards@wipo.int までお送り下さい。

WIPO Sequence に関する詳細は、以下のリンクからニュースをご参照下さい。

https://www.wipo.int/standards/en/news/2020/news_0002.html

また、WIPO Sequence のインストールパッケージとユーザマニュアルが、以下の WIPO Sequence ウェブページからご利用可能です。

<https://www.wipo.int/standards/en/sequence/index.html>

なお WIPO は、出願人と官庁職員を対象とした WIPO 標準 ST.26 と WIPO Sequence のトレーニングコースとウェビナーを 2021 年に開催する予定です。

WIPO INSPIRE: 特許情報の新たなツール

WIPO は、新しいプラットフォームである WIPO INSPIRE (特許データベースに関する概要を収録したインデックス) (<https://inspire.wipo.int/>) を加えて、一連のオンラインサービスを拡張しました。WIPO INSPIRE は、特許データベースに関する包括的で、公平且つ明確な概要を提供し、無料でアクセスできます。このツールはさまざまなステークホルダーが、世界中の特許における商業上のデータベース、国内データベース又は広域データベースを評価し、検索する支援をします。例えば特許の審査を行っているのか、研究開発関連の決定を行っているのかによって、関係する仕事に最適な特許検索ツールに関して、十分な情報に基づいた決定を下すことができるよう支援します。

WIPO INSPIRE は、初心者や経験豊富な特許情報ユーザの双方を対象とした高性能機能で且つ簡単に利用できる、以下を含む一連の機能を提供します。

- 特許検索、分析ツールやデータベースに関する詳細なレポートの保管機能。
- 最大 4 つの特許データベースの特徴を比較する機能。
- データベースが世界で利用されている地域を表示するインタラクティブな地図により、ユーザーはどの特許データベースが特定の管轄地域で利用されているのかを一目で判断できる機能。

WIPO INSPIRE は、WIPO の Patent Register Portal (特許登録簿ポータル) と eTISC (online Technology and Innovation Support Center) プラットフォームに統合されています。したがって、統合されたサービスの下、ユーザは特許データベースと特許登録簿に関する情報を取得することができます。さらに、WIPO INSPIRE は特許情報の専門家とこれらのツールに関して意見交換する機会も提供しています。

詳細は、以下のリンクからニュースをご参照下さい。

https://www.wipo.int/tisc/en/news/2020/news_0004.html

また、WIPO INSPIRE の使い方と題したウェビナーの録音は、以下のリンクからご視聴いただけます。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=60288

世界知的所有権指標 2020 年版

世界知的所有権指標報告書の 2020 年版が英語で、以下のリンクから閲覧可能になりました。

<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4526>

本報告書では、特許、実用新案、商標、意匠、微生物、植物品種保護、地理的表示及びクリエイティブエコノミーの分野における世界中の IP (知的所有権) 活動の年次の概要を提供しています。およそ 150 の国内 IP 官庁、広域 IP 官庁と WIPO による 2019 年の出願、登録や最新の統計並びに調査データと業界の情報源を利用しています。

世界知的所有権指標の概要を紹介するハイライトは、プレスリリース PR/2020/871 に掲載されました。以下のリンク からご覧ください。

www.wipo.int/pressroom/en/articles/2020/article_0027.html

実務アドバイス

国際出願の提出に関連する費用: WIPO オンライン上の PCT 関連資料を利用して必要な手数料を調べる

Q: 当方は初めて国際出願の提出を検討しています。できれば出願する前に、PCT 手数料がいくらになるのか知りたいと思っています。どんな方法で PCT 手数料を調べることができますか？

A: 最初に、出願人が ePCT 出願を利用して PCT 出願の提出を予定している場合には、ePCT で必要な情報を全て入力すると、出願を提出する前に、システムが手数料を即時に計算してくれます。当該システムでは、出願人にとって手数料計算が複雑になり得る全ての不確定要素を考慮して計算を行います。詳細は、以下のリンクから、PCT ニュースレター 2020 年 11 月号に掲載された実務アドバイスをご参照下さい。

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2020/11_2020.pdf#page=8

次に、ePCT 出願を利用して PCT 出願する予定のない場合や選択した受理官庁が ePCT 出願を受理していないため ePCT 出願ができない場合もあるでしょう。PCT ウェブサイト上のさまざまな関連資料には、国際出願の提出時に支払う手数料や、特許取得を求める国に国内段階移行する際に支払う手数料の情報も掲載されています。

国際出願時に支払う主な手数料は、以下のリンクの PCT 手数料表から調べることができます。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/fees.pdf>

また、PCT 出願人の手引の附属書には、各官庁ごとに、出願時に支払う手数料、国際段階期間の特定の状況において支払う他の手数料や、国内段階期間に支払う手数料 (国内手数料) が記載されています。附

属書では、関係する官庁の要件やその他の特別な要件に関するより詳細な情報も提供しています。以下のインデックスのリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html>

なお、PCT 手数料表は月次で更新されるのに対し、PCT 出願人の手引（訳者注：英語オリジナル版の PCT 出願人の手引について）は通常、変更がある場合には、週次で更新される点にご留意下さい。

PCT 関連資料を調べる前に、国際出願時に必ず支払うべき手数料は何か、そして特定の状況に限って支払う手数料は何かを知っておく必要があるでしょう。出願時に支払うべき主な手数料は、PCT 手数料表と PCT 出願人の手引の関連する附属書のどの箇所に記載されているのかを、以下に説明します。

PCT 手数料表の表 I(a) と PCT 出願人の手引、附属書 C

以下に記載する手数料（そして電子出願する場合には電子出願手数料の減額）は、PCT 手数料表の表 I(a) の 1 列目に列挙されている各受理官庁 (RO) の横の列に表示されています。留意する点としては、PCT 規則 19 の規定の下、出願人がその居住者と国民である両方又はいずれかの締約国の国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁に対して、あるいは受理官庁としての国際事務局 (IB) に対して、国際出願を提出する資格があるという点です。もしも出願人が、居住している国とは異なる国の国民である場合、あるいは受理官庁としての広域官庁に対して出願する資格があるのであれば (PCT 出願人の手引の附属書 C (「受理官庁」) では、各受理官庁ごとに、受理官庁として行動する資格を有する国、国民と居住者を記載しています)、受理官庁に関してより多くの選択肢がある可能性があります。

送付手数料 (PCT 規則 14) - この手数料は (手数料表の 2 列目)、適用される場合¹、国際出願を提出する受理官庁に対して支払い、額は受理官庁によって異なり、通常は現地通貨で支払います。

国際出願手数料 (PCT 規則 15) には、30 枚を超える出願の用紙一枚ごとに生じる手数料²が含まれます。- この手数料 (手数料表の 3 列目と 4 列目) は、IB のために受理官庁が徴収し、受理官庁が定める通貨、又は複数の通貨のうちの一つで支払います。受理官庁が認めるスイスフラン以外の通貨による換算額は、為替レートの変動により変更が生じることがあります。

電子出願による減額 - 5 列目から 7 列目には、PCT 規則に附属する手数料表の項目 4(a)、(b) 及び (c) に定められた電子形式のいずれかで国際出願を提出する場合に (https://www.wipo.int/pct/en/texts/rules/rtax.html#_S)、該当する国際出願手数料の減額の額が表示されています。出願人の選択する出願形式は、出願先の受理官庁が受理可能な電子出願の形式によることとなります (関係する各受理官庁が受理する電子出願形式の詳細は、PCT 出願人の手引の附属書 C の該当箇所に記載されています)。スイスフラン以外の通貨による減額の額も、適用される為替レートの変動により変更が生じることがあります。

上述した手数料と減額は、PCT 出願人の手引、附属書 C の該当箇所にも記載されています。また、特定の状況で受理官庁に対して支払う場合のあるその他の手数料には、例えば、優先権書類の送付にかかわる手数料 (国際出願においてその優先権が主張されている、先の出願の認証謄本を IB に送付するよう受理官庁に請求する必要がある場合に支払う手数料)、又は PCT 規則 26 の 2.3(d) に基づく優先権の回復請求にかかわる手数料があります。

¹ 次の受理官庁は送付手数料は徴収しません: アルジェリア、中国、インド (電子出願の場合)、モロッコ、モンゴル、スロベニア及びトルコ。

² 国際出願手数料と 30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料は長年の間、それぞれ 1,300 スイスフランと 15 スイスフランに設定されています。

PCT 手数料表の表 I(b) と PCT 出願人の手引、附属書 D

調査手数料 (PCT 規則 16) – まず、国際出願について、どの機関が国際調査機関 (ISA) として管轄し、行動できるのかを確認する必要があります。選択可能な ISA は、表 I(a) の出願人の選択した管轄受理官庁に該当する行の右端に記載されています。調査手数料は、ISA のために受理官庁によって徴収され、その手数料額は当該 ISA により自国の通貨で定められています。したがって調査手数料の換算額は、管轄 ISA として関係官庁を特定した受理官庁によって認められた所定の通貨により設定されます。各 ISA に支払う該当する調査手数料の額と、その他の適用される通貨による換算額は、手数料表の表 I(b) や PCT 出願人の手引、附属書 D の該当箇所に表示されています。一部の ISA は、調査が行われる言語によって異なる料金を請求している点にご留意下さい。また、手数料の減額を提供している ISA もあり、それについては後ほど説明します。特定の状況下では、調査手数料以外にも ISA に支払う他の手数料として、追加調査手数料や異議申立手数料等があります。詳細は PCT 出願人の手引、附属書 D をご参照下さい。

送付手数料 (僅少の例外を除いて)、国際出願手数料と調査手数料の支払は必ず要求され、受理官庁が出願を受理してから 1 カ月以内に支払う必要があります。

PCT 手数料表の表 I(c) と II、PCT 出願人の手引、附属書 SISA と E

特定の状況下では、その他の手数料の支払も必要な場合があります。例えば、PCT 規則 45 の 2 に基づき出願の補充国際調査の請求を決めた場合、補充調査手数料と補充調査取扱手数料を支払わなければなりません (表 I(c) 又は PCT 出願人の手引、附属書 SISA の該当箇所参照)。また、PCT 規則 53 に基づき国際予備審査請求を行う場合には、予備審査手数料と取扱手数料を支払う必要があります (表 II 又は PCT 出願人の手引、附属書 E の該当箇所参照)。状況によっては、他の手数料も要求されることがあります。詳細は、それぞれ附属書 SISA と E をご参照下さい。

PCT 出願人の手引、国内編

PCT 出願を進めたい国を決定した後は、国内段階移行時に各国内官庁に対して国内手数料を支払わなければなりません。この手数料は関係官庁によりますが、いくつかの手数料から構成されていることがあります。国内段階において指定 (又は選択) 官庁が要求する手数料の詳細は、PCT 出願人の手引の該当する国内編をご参照下さい。

手数料減額又は払戻しの可能性

上述したように、出願が電子形式で提出される場合、国際出願手数料は減額されることがあります。一方、多くの受理官庁は送付手数料を減額したり、ある ISA/IPEA は調査手数料や予備審査手数料を減額したり、またオンライン出願であれば国内手数料を減額する指定 (又は選択) 官庁も多くあります。

状況によっては、その他の手数料減額も適用されることがあり、以下に説明します。

出願人の国籍や居住地に基づく手数料減額

国際出願に記載された全ての出願人が所定の国の国民や居住者である場合、国際出願手数料、補充調査取扱手数料と取扱手数料の減額が利用できます。詳細は、以下のリンクの表をご覧ください。

https://www.wipo.int/pct/en/fees/fee_reduction_january.pdf

加えて、多くの官庁は、所定の国からの出願人を対象として、送付手数料や、調査手数料と予備審査手数料の全て又はいずれかの減額を行っています。

出願人のカテゴリーに基づく手数料減額

一部の官庁は、例えば小企業、学術機関や政府機関といった所定のカテゴリーに帰属する出願人に対し、送付手数料、調査手数料と予備審査手数料、並びに国内手数料の全て又はいずれかの減額を行っています。

先の調査結果が利用可能な場合の減額又は払戻し

先の調査や審査の結果を官庁が利用できる場合には、一部の官庁は減額、払戻し又は部分的な払戻しを行います。例えば、一部の IPEA には、ISA としての当該機関が国際調査報告を作成していた場合、低額した予備審査手数料を徴収しているところもあります。

補充国際調査 (SIS) の範囲が限定される場合の手数料低額

補充国際調査の請求を決めた場合で、出願人が選択した機関においてより限定的な SIS を選択することが可能な場合には、調査される収録文献の範囲に合わせて異なる料金が適用されるため、手数料は低くなるでしょう。

国内手数料の免除、減額又は払戻し

多くの国内 (又は広域) 官庁はさまざまな状況において国内手数料の減額を行っています。例えば特定のカテゴリーの出願人による出願や、所定の国際機関により国際調査や予備審査が実施された場合です。

国際出願の提出時に手数料減額の資格があるのかどうかを調べるには、手数料表の該当する注釈をご参照下さい。国際段階と国内段階における全ての減額や払戻しについては、PCT 出願人の手引、附属書 C、D と E 並びに国内編の該当箇所をご参照下さい。

PCT 手数料の追加情報

PCT 手数料に関する追加の一般情報は、以下のリンクから、PCT 出願人の手引、5.184 項から 5.199 項をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/guide/ip05.html#_fees

PCT 制度の手数料や支払についてまとめたウェブページでは、その他の手数料関連情報へのリンクを提供しています。以下のリンクから、ウェブページをご覧下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>